

ごみ処理基本計画

和と環境にやさしいまちから生まれる循環型社会

平成 25 年度～平成 39 年度

蕨 市 ・ 戸 田 市

蕨戸田衛生センター組合

環境や資源の保全の視点に立って

～ごみ処理基本計画の策定に当たって～



蕨市長・組合管理者

頼高 英雄



戸田市長・組合副管理者

神保 国男

ごみ処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」第 6 条第 1 項の規定に基づき、それぞれの市町村が策定します。

これは廃棄物をめぐる長期展望を環境や資源の保全の視点に立って、行政が推進する一般廃棄物処理の施策はもとより、市民・事業者が行うべき方策・行動を支援・促進するための基本方針・施策について、社会情勢や各種法令等を踏まえ、定めるものです。

本計画は前計画の策定から既に 15 年が経過し、一部の数値目標を達成しているとともに、一般世帯人員の少人数化や高齢化が進む中、東日本大震災の発生などもあって、蕨市・戸田市の廃棄物処理を取巻く状況等が変化し、収集・運搬、中間処理、最終処分の基本的なルールをはじめ、処理施設の今後の整備の在り方についても検討する必要があることから、新たな計画の策定を行いました。

これまで、蕨市並びに戸田市のごみとし尿の処理は、昭和 34 年以来、蕨市・戸田市・蕨戸田衛生センター組合の 3 者が力を合わせてきた経緯から、新たなごみ処理基本計画の策定に当たっても、3 者が一体となって取り組みました。

首都に隣接する都市に生活する、約 20 万人の市民と事業者の排出する一般廃棄物を円滑に処理するには、時代の変化に対応できる新たなしくみが必要です。

地球にやさしい安全性を重視しつつ、安定した施設運営を達成できる、ごみ処理基本計画を策定しました。これからも資源を活用し、地域づくりに貢献できるよう、市民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、計画の実現に全力を挙げていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

平成 25 年 3 月

【目 次】

第1章 計画策定の趣旨

1. 1	計画策定の目的	1
1. 2	計画の位置付け	2
1. 3	計画の期間	3
1. 4	計画策定に至るまでのフロー	4

第2章 都市の特性

2. 1	位置、地勢、気候	5
2. 2	人口状況	8
2. 3	産業、土地利用状況	18

第3章 ごみ処理の現状と課題

3. 1	ごみ処理体系	22
3. 2	ごみの排出状況	23
3. 3	ごみの発生抑制及び排出抑制の現状	28
3. 4	資源化の現状	33
3. 5	収集・運搬の現状	37
3. 6	中間処理の現状	45
3. 7	最終処分の現状	66
3. 8	ごみ処理量実績のまとめ	69
3. 9	清掃事業費の現状	72
3. 10	両市の関係条例等	73
3. 11	上位計画	75
3. 12	近隣市の動向	90
3. 13	ごみ処理の課題	93

第4章 人口及びごみ量の将来予測

4. 1	人口の将来予測	93
4. 2	ごみ量の将来予測	98

第5章 基本計画の目標と目標達成に向けた施策

5. 1	ごみ処理の基本理念	114
5. 2	ごみ処理の基本方針	114
5. 3	ごみの減量化目標	115
5. 4	ごみの資源化目標	117
5. 5	発生・抑制計画	118
5. 6	資源化計画	120
5. 7	収集・運搬計画	122
5. 8	中間処理計画	123
5. 9	最終処分計画	126
5. 10	その他の施策等	127
5. 11	施策の実施時期	130

資料編

資料－1	ごみ総排出量の推移	資 1
資料－2	ごみ処理推計結果	資 2
資料－3	関係条例、要綱等	資 6
資料－4	市民意識調査結果	資25
資料－5	ごみ処理基本計画策定等懇談会の状況	資26
資料－6	ごみ処理基本計画策定等検討委員会名簿	資27
資料－7	用語集	資29

第1章 計画策定の趣旨

1.1 計画策定の目的

環境負荷の低減や安定性・効率性などの観点から、持続可能な循環型・低炭素社会を構築するため、平成9年度に「蕨市・戸田市（以下「両市」という）・蕨戸田衛生センター組合（以下「組合」という）」の3者で、「ごみ処理基本計画＜平成10年度～平成24年度計画＞（以下「前計画」という）」を策定しました。

この間に、国では循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）に基づいて、リサイクルに関する法律や制度の整備が進み、3R（リデュース：廃棄物の発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再資源化）の取り組みを積極的に推進していくことになりました。更に、地球温暖化防止に向けた低炭素社会への取り組みが進んできました。

今後も廃棄物問題は、単に排出されたものの処理にとどまらず、住民一人ひとりのライフスタイルや事業活動の在り方についても見直し、循環型社会の形成に努めていく必要があります。

両市においては、ごみの処理について、一部事務組合を設置してこの事業に当たっており、ごみ処理に係る課題と処理の更なる適正化を目指すには、両市と組合とのより緊密な連携が求められます。

このため、三者一体となって「ごみ処理基本計画＜平成25年度～平成39年度計画＞（以下「本計画」という）」を策定し、両市におけるごみの処理を計画的に推進するための基本的事項について定めることを目的としています。



1.2 計画の位置付け

本計画は、図1.2-1に示すとおり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という）第6条第1項に基づき策定されるものであり、基本構想等に即して、一般廃棄物処理計画（ごみ処理基本計画）を策定するものです。

また、本計画と埼玉県廃棄物処理基本計画は、相互に協力し補完し合う関係にあります。

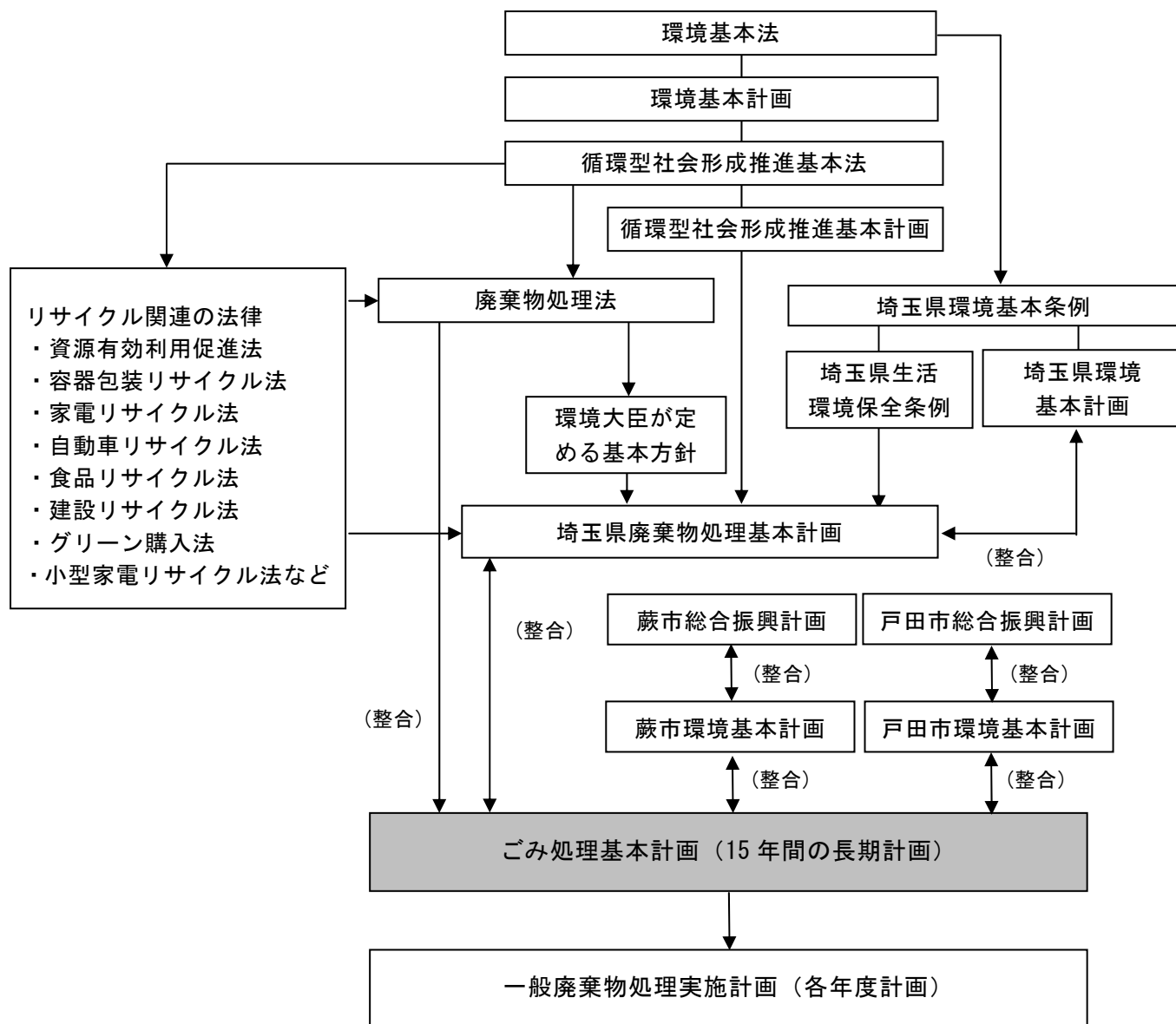


図 1.2-1 本計画の位置付け

1.3 計画の期間

本計画では、平成25年度を初年度とし、計画目標年度を15年後の平成39年度と定め、計画策定時の前提となる諸条件に大きな変更等があった場合には、随時見直しを行うものとします。この見直しについては、図1.3-2に示すPDCAサイクルにより行います。

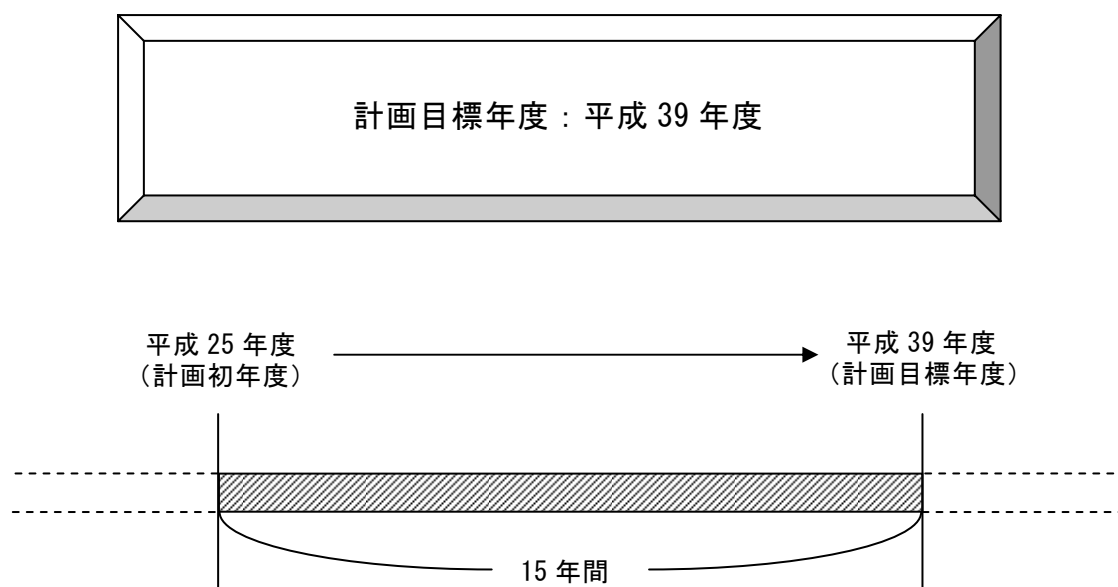
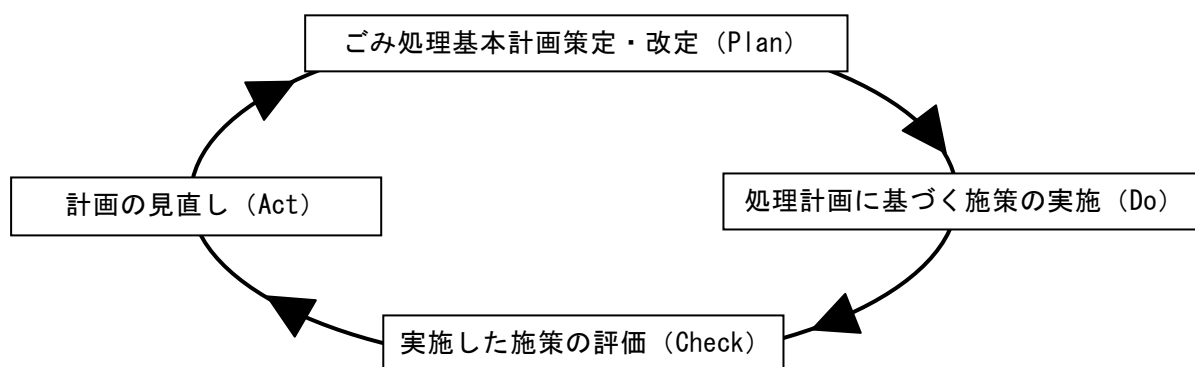


図 1.3-1 計画目標年度



出典：「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 20 年 環境省）

図 1.3-2 ごみ処理基本計画におけるPDCAサイクル

1.4 計画策定に至るまでのフロー

「ごみ処理基本計画」の作成にあたって、計画策定に至るまでのフローは図1.4-1のとおりです。

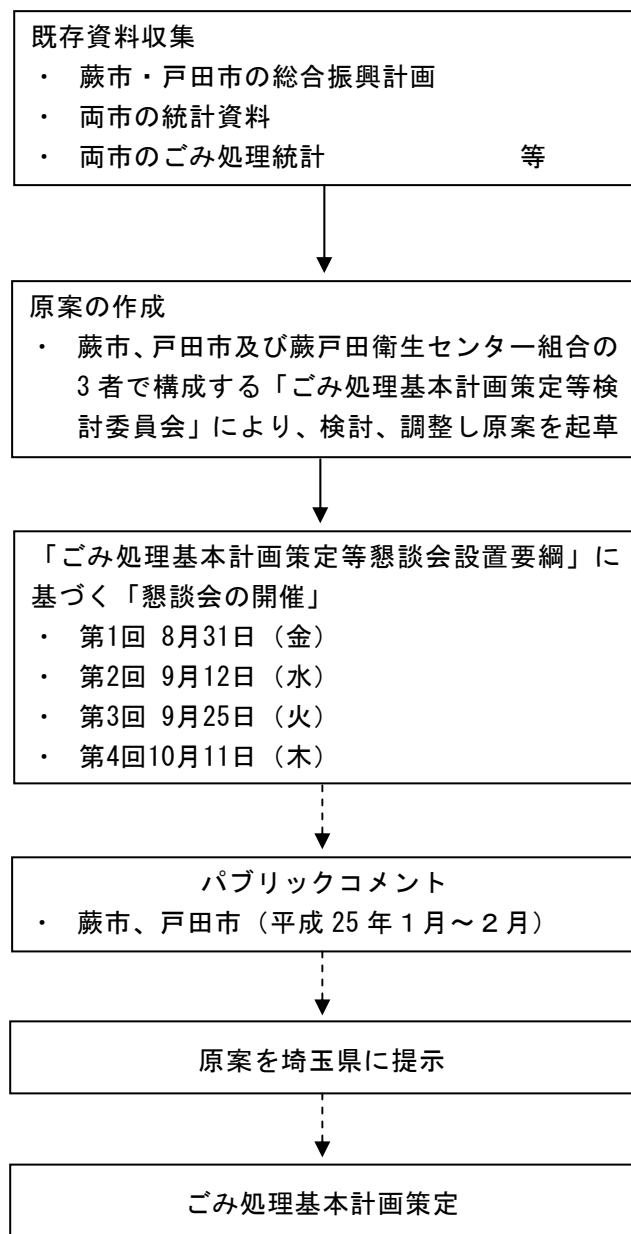


図 1.4-1 計画策定に至るまでのフロー

第2章 都市の特性

2.1 位置、地勢、気候

(1) 蕨市並びに戸田市の紹介と位置

1) 蕨市

かつて中山道の宿場町として栄えた蕨市は、埼玉県南部に位置し、成年式の発祥地であることや市域面積が5.10平方キロメートルと全国一のミニ市であり、JR京浜東北線と国道17号線が南北に走り、交通の利便性が高いことから、1平方キロメートル当たり約1万4千人が暮らす人口密度が全国で最も高い市として知られています。住民間の交流が盛んで、各地域におけるコミュニティ活動が活発に行われています。



2) 戸田市

戸田市は荒川を境に東京都と隣接し、水と緑の空間に囲まれた潤いのあるまちです。市内にはJR埼京線が南北に走り、中山道、首都高速5号線、東京外かく環状道路が縦横に走る首都圏の交通の要衝です。人口は若い層を中心に増えており、平均年齢も若く活気あふれるまちです。

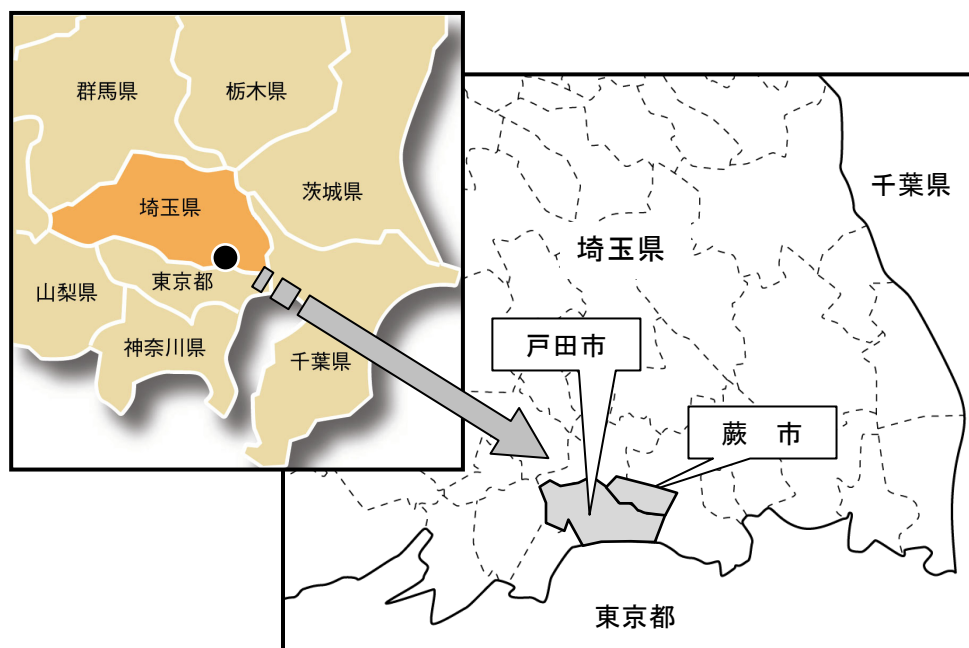


図 2.1-1 両市の位置

(2) 地 勢

1) 蕨 市

蕨市は、川口市、さいたま市、戸田市と接しており、東西 4.0 ㌔、南北 1.7 ㌔の平坦地で、ほぼ長方形をなしています。1893 年（明治 26 年）に開業した JR 京浜東北線蕨駅からは東京駅へ 20 ㌔、大宮駅へ 11 ㌔と、高い交通利便性ゆえに早くから人口の集中化が進み、住宅都市として発展、全市域が市街地になっています。

2) 戸 田 市

戸田市は、埼玉県の南端に位置し、都心から 20 ㌔圏にあります。川口市、蕨市、さいたま市の県南各市と隣接し、荒川を隔てて東京都の板橋、北区に隣接しています。平均海拔 4.5 ㌔の平坦地であり、気候は温暖です。市域は東西に広く、東に 17 号国道、西に同バイパスと首都高速道路がそれぞれ南北に横断し、北に外かく環状道路が東西に横断しています。また、JR 埼京線が南北に縦断し、市内の駅から東京の新都心、新宿へはわずか 20 分の距離にあり、首都圏における戸田市の重要度はますます高まるものと期待されています。

(3) 気 候

1) 蕨 市

蕨市の気象の状況は、表 2.1-1(1)及び図 2.1-2(1)に示すとおりです。

過去5年間（平成 17 年から平成 21 年）の平均気温は 15.6～16.5 度（最高気温 42.3 度、最低気温 -4.9 度）、年間降水量は 1,180～1,678 ミリです。平均風速は、秒速 2.4～2.6 ㌔です。

2) 戸 田 市

戸田市の気象の状況は、表 2.1-1(2)及び図 2.1-2(2)に示すとおりです。

過去5年間（平成 17 年から平成 21 年）の平均気温は 15.2～16.9 度（最高気温 39.6 度、最低気温 -4.4 度）、年間降水量は 1,057.5～1,618 ミリです。平均風速は、秒速 2.5～2.8 ㌔です。

表 2.1-1(1) 気象の状況（蕨市）

項目 年	気 温 (°C)			平均湿度 (%)	降 水 量 (mm)	平均風速 (m/秒)
	平均気温	最高気温	最低気温			
平成 17 年	15.6	38.0	-4.9	67.4	1,426.5	2.5
平成 18 年	15.9	37.8	-4.7	69.4	1,678.0	2.5
平成 19 年	16.5	42.3	-1.8	67.0	1,180.0	2.6
平成 20 年	16.2	37.7	-2.3	69.7	1,558.5	2.4
平成 21 年	16.4	36.4	-3.3	68.6	1,362.5	2.5

※ 蕨市消防署資料 平成 20 年は修正後数値

出典：統計わらび（平成 22 年版）

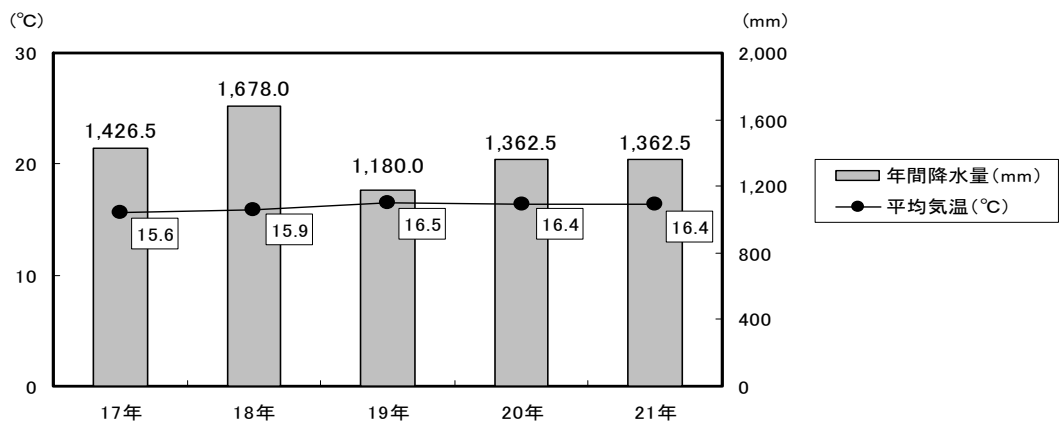


図 2.1-2(1) 年間降水量と平均気温（蕨市）

表 2.1-1(2) 気象の状況（戸田市）

項目 年	気 温 (°C)			平均湿度 (%)	降 水 量 (mm)	平均風速 (m/秒)
	平均気温	最高気温	最低気温			
平成 17 年	15.2	37.0	-2.7	61.9	1,273.0	2.7
平成 18 年	15.6	36.6	-4.4	65.1	1,618.5	2.8
平成 19 年	16.9	39.6	-1.3	62.0	1,057.5	2.8
平成 20 年	15.8	38.1	-1.4	61.8	1,496.0	2.5
平成 21 年	16.1	35.6	-1.7	58.8	1,300.0	2.8

※ 消防本部警防課資料

出典：統計とだ（平成 22 年度版）

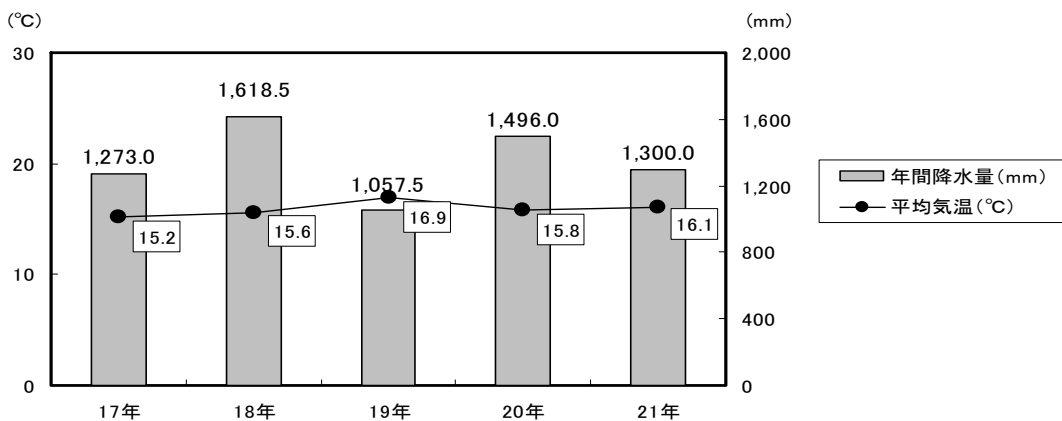


図 2.1-2(2) 年間降水量と平均気温（戸田市）

2.2 人口状況

(1) 平成 22 年国勢調査結果から

1) 人口及び世帯数の状況

国勢調査による人口推移は、表 2.2-1 及び図 2.2-1 に示すとおりです。

平成 22 年の蕨市の総人口は 71,502 人となり、平成 17 年時と比べ 1,492 人増加しました。一般世帯数は 2,110 世帯増え、33,053 世帯です。このうち世帯員が 1 人だけの単独世帯数は 13,661 世帯で、41.3%でした。人口密度は 1 平方キロメートル当たり 14,020 人です。

平成 22 年の戸田市の総人口は 123,079 人で、平成 17 年時と比べ 6,383 人増加しました。一般世帯数は 5,090 世帯増え、54,149 世帯です。このうち単独世帯数は 21,763 世帯で、40.2%となっています。人口密度は 1 平方キロメートル当たり 6,773.7 人です。

両市の総人口は合計で 194,581 人となり、平成 17 年の調査時に比べ 7,875 人増えました。一般世帯は合わせて 87,202 世帯で、7,200 世帯、9.0%増加しています。

表 2.2-1 人口及び世帯数の推移：国勢調査

項 目 市名 年		人口 (人)	一般世帯数（世帯）		人口密度 (人／km ²)
				そのうち 単独世帯	
蕨 市	平成 2 年	73,620	28,353	9,636	14,435.3
	平成 7 年	72,021	29,756	10,846	14,121.8
	平成 12 年	71,063	30,277	11,273	13,933.9
	平成 17 年	70,010	30,943	11,975	13,727.5
	平成 22 年	71,502	33,053	13,661	14,020.0
戸 田 市	平成 2 年	87,599	31,999	9,633	4,837.1
	平成 7 年	97,571	38,633	12,723	5,369.9
	平成 12 年	108,039	44,331	15,457	5,946.0
	平成 17 年	116,696	49,059	18,034	6,422.5
	平成 22 年	123,079	54,149	21,763	6,773.7
両 市	平成 2 年	161,219	60,352	19,269	—
	平成 7 年	169,592	68,389	23,569	—
	平成 12 年	179,102	74,608	26,730	—
	平成 17 年	186,706	80,002	30,009	—
	平成 22 年	194,581	87,202	35,424	—

※ 各年 10 月 1 日現在

出典：国勢調査報告、各年版(総務省統計局)

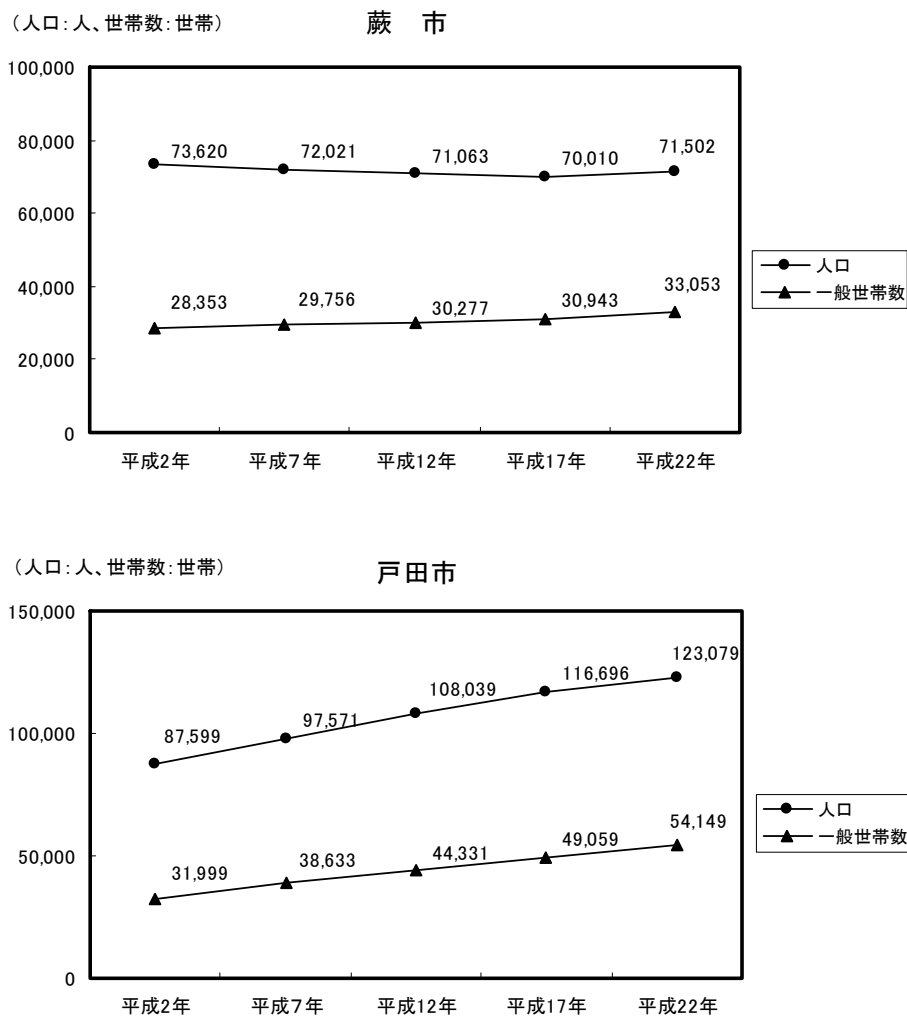


図 2.2-1 国勢調査による人口の推移

2) 少子高齢化の状況

年齢3区分別人口及び高齢単身者世帯の状況は、表 2.2-2 に示すとおりです。両市の状況は以下に示すとおりです。

(ア) 蕨 市

65 歳以上の高齢者人口は、14,650 人で前回調査に比べ 2,059 人増加し、総人口に占める割合は 20.5%になりました。このうち単身で暮らす人は、2,939 人（20.1%）で、10 年前の平成 12 年調査時の 1,783 人と比べ 1.65 倍に増えました。

15 歳から 64 歳の人口は、10 年間に 2,424 人、15 歳未満は 840 人減って、少子高齢化が進行しています。

(イ) 戸田市

65 歳以上の高齢者人口は、17,593 人で、前回調査に比べ 3,551 人増加し、総人口に占める割合は 14.3%になりました。このうち単身で暮らす人は 3,199 人（18.2%）で、10 年前の平成 12 年調査時の 1,391 人と比べ 2.3 倍に増えました。

15 歳から 64 歳の人口は、10 年間に 5,678 人増えていますが、平成 12 年から 17 年の 5 年間の増加数 3,555 人に比べ、平成 17 年から 22 年の 5 年間の増加数は 2,123 人と、やや鈍い伸びとなりました。また、15 歳未満は 17 年に比べ 331 人減って、18,544 人になりました。

表 2.2-2 年齢別人口の状況及び高齢単身者世帯の状況

項 目		年齢別人口（人）			うち 65 歳以上の高齢 単身者世帯（世帯）
		15 歳未満	15～64 歳	65 歳以上	
蕨市	平成 12 年	8,727	51,039	10,692	1,783
	平成 17 年	8,247	49,006	12,591	2,317
	平成 22 年	7,887	48,615	14,650	2,939
戸田市	平成 12 年	17,689	80,071	10,204	1,391
	平成 17 年	18,875	83,626	14,042	2,286
	平成 22 年	18,544	85,749	17,593	3,199

出典：平成 22 年国勢調査報告 人口等基本集計結果（埼玉県）

3) 外国人人口

国勢調査における外国人人口の状況は、表 2.2-3 に示すとおりです。

蕨市の外国人人口は 2,605 人で、17 年に比べ 38.49%、724 人（増加人数は県内第 4 位）増加しています。市内人口に占める割合は 3.64%で、県内第 1 位になっています。

戸田市の外国人人口は 3,349 人で、17 年に比べ 30.97%、792 人（増加人数は県内第 2 位）増加しています。市内人口に占める割合は 2.72%で、県内第 3 位です。

表 2.2-3 外国人の状況

項 目		外国人総数		増加人数		人口比率	
		総数（人）	埼玉県内 順位	17 年からの増減 （人）	埼玉県内 順位	人口 比率 （%）	埼玉県内 順位
蕨市	平成 22 年	2,605	8	724	4	3.64	1
戸田市	平成 22 年	3,349	5	792	2	2.72	3

出典：平成 22 年国勢調査報告 人口等基本集計結果（埼玉県）

4) 世帯の状況

表 2.2-4 に示す世帯の類型を見ると、核家族世帯は 45,494 世帯（一般世帯の 52.2%）で、このうち夫婦のみの世帯は 14,471 世帯（同 16.6%）、夫婦と子どもから成る世帯は 24,539 世帯（同 28.1%）となっています。また、1 人で生活する単独世帯は 35,424 世帯（同 40.6%）となり、初めて 4 割を超えました。これに伴って、一般世帯の 1 世帯当たり人員は、17 年の 2.32 人から 2.23 人に減少しました。

両市の人口予測を基に推測すると、本計画の期間中には、処理人口及び一般世帯数は増加しますが、1 人で生活する単独世帯が増え、一般世帯の 1 世帯当たり人員は、2.23 人から更に少人数化が進むものと考えられます。

表 2.2-4 世帯の類型別の状況（平成 22 年度）

項 目 市 名	核家族世帯			単独世帯		1 世帯 当たり 人 員 (人)
		うち 夫婦のみ の世帯	うち 夫婦と子供 から成る世帯		うち 65 歳以上の高 齢単身者世帯	
蕨市	16,931	5,795	8,401	13,661	2,939	2.16
戸田市	28,563	8,676	16,138	21,763	3,199	2.27
両市	45,494	14,471	24,539	35,424	6,138	2.23

出典：平成 22 年国勢調査報告 人口等基本集計結果（埼玉県）

5) 両市の住宅居住動向

(ア) 世帯と住宅居住の変化

世帯と住宅居住の変化の状況は、表 2.2-5 及び表 2.2-6 に示すとおりです。

平成 22 年に行われた最新の国勢調査結果を平成 2 年の調査と比べると、世帯と住宅居住の 20 年間の変化が見えます。中でも特徴的なのは 1 世帯に住む人員の減少です。

蕨市は、「住宅に住む主世帯数」が 25,971 世帯から 6,482 世帯増え、32,453 世帯になりました。一方、「世帯人員」は 935 人増えて 70,274 人でした。世帯増が人員増を 7 倍近く上回って、「1 世帯当たりの人員」は 2.67 人から 2.17 人へと 0.5 人減少しています。

戸田市は、「住宅に住む主世帯数」は 29,594 世帯から大きく 23,113 世帯増え、52,707 世帯になっています。「世帯人員」も 36,162 人増えて 119,592 人になりましたが、蕨市と同様、「1 世帯当たりの人員」は 0.55 人減少して 2.82 人から 2.27 人になりました。

世帯当たり人員の減少は、蕨市では、長屋建・共同住宅ともに 1.99 人・1.85 人で 1 世帯が 2 人を割る数字になっていますが、一戸建においても 3.33 人から 2.70 人と 0.63 人減少しています。

戸田市でも一戸建・長屋建・共同住宅のいずれにおいても、それぞれ 0.63 人・0.69 人・0.31 人と 1 世帯の人員は減少し、共同住宅が増えたばかりでなく世帯分離や小規模化が進んでいる様子が現れています。

また、3 階建て以上の中高層に暮らす高齢者(65 歳以上)も多い状況となっています。

表 2.2-5 世帯と住宅居住の変化

項 目			総数	一戸建		長屋建		共同住宅		その他	
住宅に住む主 世帯数 (世帯)	蕨市	平成 2 年	25,971	10,542	40.6	924	3.6%	14,449	55.6	56	0.2%
		平成 22 年	32,453	11,904	36.7	446	1.4%	20,042	61.7	61	0.2%
		増減	6,482	1,362		-478		5,593		5	
	戸田市	平成 2 年	29,594	10,836	36.6	1,714	5.8%	16,934	57.2	110	0.4%
		平成 22 年	52,707	13,247	25.1	657	1.2%	38,663	73.4	140	0.3%
		増減	23,113	2,411		-1,057		21,729		30	
世帯 人員 (人)	蕨市	平成 2 年	69,339	35,080	50.6	2,402	3.5%	31,699	45.7	158	0.2%
		平成 22 年	70,274	32,096	45.7	889	1.2%	37,156	52.9	133	0.2%
		増減	935	-2,984		-1,513		5,457		-25	
	戸田市	平成 2 年	83,430	38,501	46.2	4,685	5.6%	39,970	47.9	274	0.3%
		平成 22 年	119,59	38,701	32.4	1,339	1.1%	79,255	66.3	297	0.2%
		増減	36,162	200		-3,346		39,285		23	
1 世帯 当たりの 人員	蕨市	平成 2 年	2.67	3.33		2.60		2.19		2.82	
		平成 22 年	2.17	2.70		1.99		1.85		2.20	
		増減	-0.50	-0.63		-0.61		-0.34		-0.62	
	戸田市	平成 2 年	2.82	3.55		2.73		2.36		2.49	
		平成 22 年	2.27	2.92		2.04		2.05		2.13	
		増減	-0.55	-0.63		-0.69		-0.31		-0.36	

※ %は総数に対する割合です。

出典：国勢調査報告 人口等基本集計結果（平成 2 年、平成 22 年）（埼玉県）

表 2.2-6 65 歳以上世帯員がいる世帯の住居居住状況（平成 22 年 共同住宅）

項 目		共同住宅			
			1・2 階	3-5 階	6 階以上
住宅に住む一般世帯数 (世帯)	蕨市	20,042	11,330	6,310	2,402
	戸田市	38,663	19,165	12,984	6,514
住宅に住む一般世帯人員 (人)	蕨市	37,156	18,953	12,754	5,449
	戸田市	79,255	35,000	28,252	16,003
65 歳以上世帯員がいる 一般世帯数 (世帯)	蕨市	3,268	1,853	967	448
	戸田市	4,930	2,757	1,377	796
65 歳以上世帯員がいる 一般世帯人員 (人)	蕨市	6,100	3,186	1,991	923
	戸田市	9,851	5,116	2,931	1,804
65 歳以上 世帯人員 (人)	蕨市	4,175	2,296	1,258	621
	戸田市	6,223	3,396	1,769	1,058
	両市	10,398	5,692	3,027	1,679

出典：平成 22 年国勢調査報告 人口等基本集計結果（埼玉県）

(イ) 一戸建と共同住宅の世帯数、世帯人員の動向

一戸建・共同住宅など、居住する建物にも変化が見られます。両市ともに、表 2.2-7 のとおり共同住宅の増加と高層化が進みました。

一戸建と共同住宅の世帯数の比率は 20 年間に、蕨市では一戸建 42%、共同住宅 58% から一戸建 37%、共同住宅 63% となり、居住する人口数比率も一戸建 53%、共同住宅 47% から一戸建 46%、共同住宅 54% に逆転しました。戸田市でも一戸建と共同住宅の世帯数比率は一戸建 39%、共同住宅 61% から一戸建 26%、共同住宅 74% となり、居住する人口数の比率も 20 年前はほぼ半々の一戸建 49%、共同住宅 51% でしたが、平成 22 年には一戸建 33%、共同住宅 67% に共同住宅に住む人の割合が伸びています。

3 階建以上の中高層に暮らす高齢者の増加も進んでいます。

表 2.2-7 一戸建と共同住宅の世帯数

項 目 市 名		住宅に住む主世帯数（世帯）		世帯人員（人）	
		一戸建	共同住宅	一戸建	共同住宅
蕨市	平成 2 年	10,542 (42%)	14,449 (58%)	35,080 (53%)	31,699 (47%)
	平成 22 年	11,904 (37%)	20,042 (63%)	32,096 (46%)	37,156 (54%)
戸田市	平成 2 年	10,836 (39%)	16,934 (61%)	38,501 (49%)	39,970 (51%)
	平成 22 年	13,247 (26%)	38,663 (74%)	38,701 (33%)	79,255 (67%)

※（ ）内は比率

出典：国勢調査報告 人口等基本集計結果（平成 2 年、平成 22 年）（埼玉県）

(2) 住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口及び世帯数の推移

両市における住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口及び世帯数の推移は表 2.2-8 及び図 2.2-2 に示すとおりです。

過去5年間の推移を見ると、人口及び世帯数とも増加傾向を示しています。

表 2.2-8 人口及び世帯数の推移（住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく）

市名	年	人口（人）			世帯数		
		住民基本台帳	外国人登録	合計	住民基本台帳	外国人登録	合計
蕨市	平成 20 年	68,115	3,007	71,122	32,341	2,297	34,638
	平成 21 年	68,285	3,312	71,597	32,806	2,505	35,311
	平成 22 年	68,367	3,612	71,979	33,063	2,712	35,775
	平成 23 年	68,807	3,745	72,552	33,363	2,750	36,113
	平成 24 年	68,914	3,538	72,452	33,579	2,511	36,090
戸田市	平成 20 年	115,345	3,924	119,269	50,623	3,025	53,648
	平成 21 年	116,743	4,229	120,972	51,644	3,234	54,878
	平成 22 年	118,801	4,362	123,163	52,802	3,265	56,067
	平成 23 年	120,053	4,376	124,429	53,468	3,261	56,729
	平成 24 年	121,849	4,248	126,097	54,369	3,101	57,470

※ 各年4月1日現在

出典：両市のホームページ

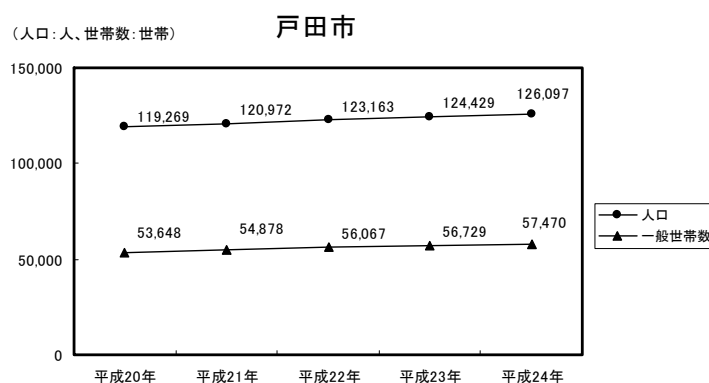
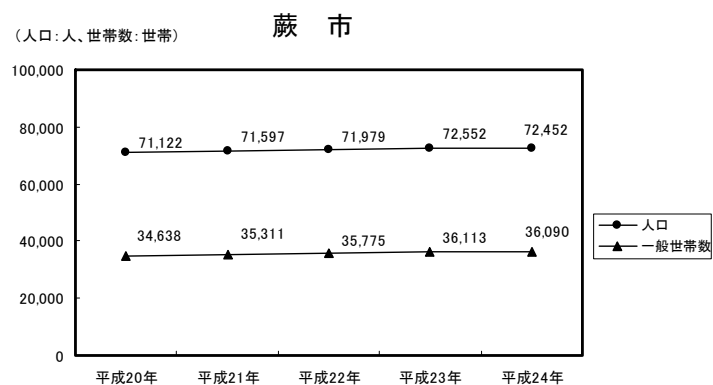


図 2.2-2 人口及び世帯数の推移（住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく）

(3) 年齢別・男女別人口、年齢3区分別人口

年齢別・男女別人口は表 2.2-9 に示すとおりです。また、年齢3区分別人口割合は、図 2.2-3 に示すとおりです。

蕨市は、老年人口（65 歳以上）が 21.7%であり、戸田市よりも高齢化が進んでいることがわかります。戸田市は、生産年齢人口、年少人口が蕨市よりも多いことがわかりますが、将来的には高齢化になる可能性があります。

表 2.2-9 市町別年齢別、男女別人口（平成 24 年 4 月 1 日現在）

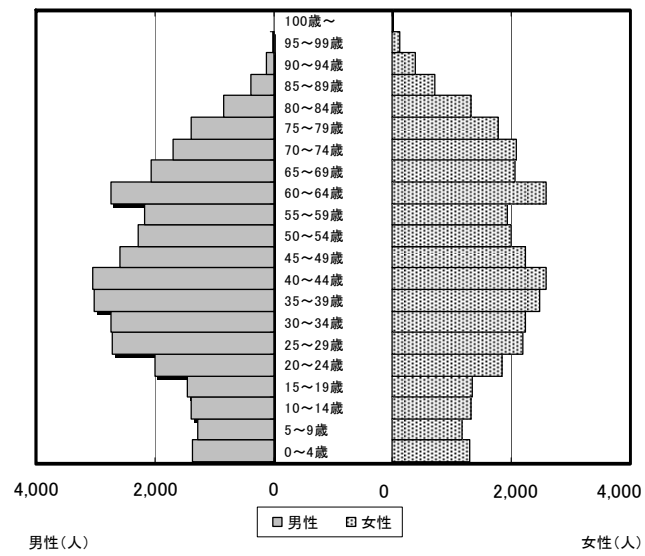
項目 年齢	蕨市			戸田市		
	男	女	総数	男	女	総数
0～4	1,354	1,306	2,660	3,568	3,380	6,948
5～9	1,268	1,178	2,446	3,275	2,964	6,239
10～14	1,392	1,330	2,722	3,228	2,989	6,217
15～19	1,441	1,347	2,788	3,018	2,842	5,860
20～24	1,989	1,847	3,836	3,411	3,377	6,788
25～29	2,714	2,182	4,896	4,538	4,259	8,797
30～34	2,735	2,240	4,975	5,291	4,701	9,992
35～39	3,016	2,485	5,501	6,442	5,741	12,183
40～44	3,044	2,592	5,636	6,399	5,426	11,825
45～49	2,586	2,229	4,815	5,122	4,290	9,412
50～54	2,270	1,995	4,265	3,857	3,089	6,946
55～59	2,175	1,929	4,104	3,196	2,583	5,779
60～64	2,730	2,579	5,309	3,789	3,244	7,033
65～69	2,058	2,070	4,128	2,823	2,791	5,614
70～74	1,700	2,075	3,775	2,364	2,555	4,919
75～79	1,384	1,782	3,166	1,606	2,069	3,675
80～84	832	1,316	2,148	840	1,208	2,048
85～89	374	717	1,091	356	705	1,061
90～94	116	374	490	89	298	387
95～99	21	121	142	24	85	109
100～	0	21	21	0	17	17
総数	35,199	33,715	68,914	63,236	58,613	121,849

※1.住民基本台帳に基づく

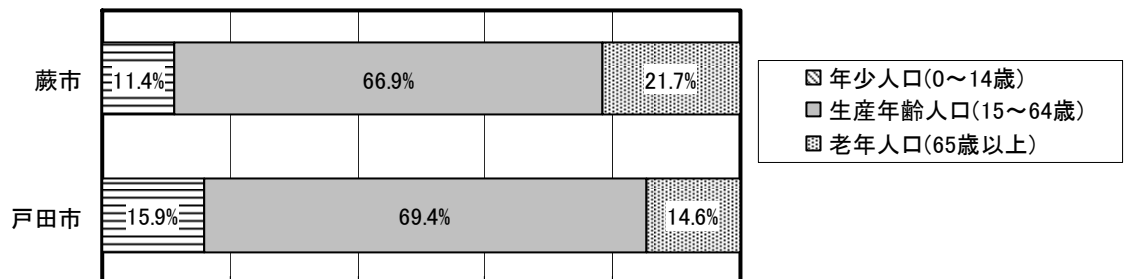
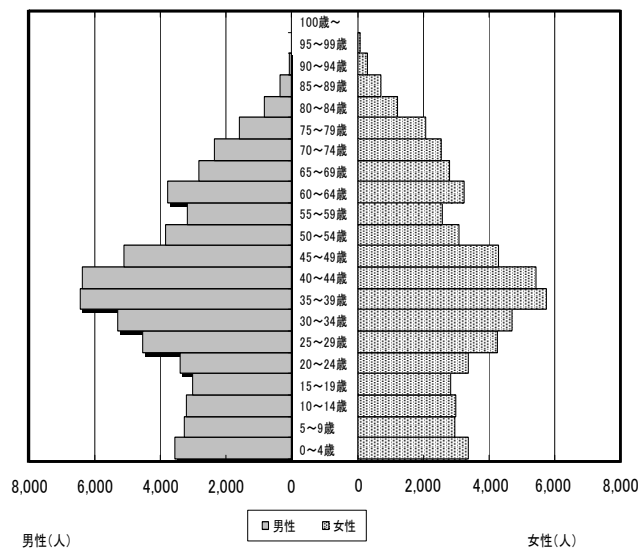
※2.外国人を除く

出典：両市のホームページ

蕨市



戸田市



※ 平成 24 年 4 月 1 日現在

図 2.2-3 年齢階層別の人口ピラミッドと年齢3区分別人口割合

(4) 人口動態

両市の自然動態、社会動態の推移は表 2.2-10(1)、(2)及び図 2.2-4 に示すとおりです。

自然動態を見ると、蕨市は死亡数が出生数をやや上回っており、戸田市は出生数が多いため増加しています。

社会動態を見ると、蕨市は転入が転出をやや上回っており、戸田市は転入が多いため増加しています。

表 2.2-10(1) 人口動態（自然動態）

項目 市名	年次	人口 (人)	出生 (人)	死亡 (人)	自然増加(人)	自然増加率 (千分比)
蕨市	18	68,163	536	538	△2	△0.0
	19	68,104	574	579	△5	△0.1
	20	68,171	501	593	△92	△1.3
戸田市	18	117,013	1,488	654	834	7.1
	19	117,687	1,408	650	758	6.4
	20	118,770	1,442	721	721	6.1

※ 自然増加率はその年の1月1日現在の人口で算出しています。

出典：統計わらび（平成 22 年版）・蕨市ホームページ（住民基本台帳人口）

統計とだ（平成 18 年度版～20 年度版）

表 2.2-10(2) 人口動態（社会動態）

項目 市名	年次	人口 (人)	転入 (人)	転出 (人)	社会増加 (人)	社会増加率 (千分比)
蕨市	18	68,163	4,605	4,682	△77	△1.1
	19	68,104	4,699	4,589	110	1.6
	20	68,171	4,334	4,227	107	1.6
戸田市	18	117,013	9,781	9,941	△ 160	△ 1.4
	19	117,687	9,669	9,241	428	3.6
	20	118,770	10,095	8,821	1,274	10.7

※ 社会増加率はその年の1月1日現在の人口で算出しています。

出典：統計わらび（平成 22 年版）・蕨市ホームページ（住民基本台帳人口）

統計とだ（平成 18 年度版～20 年度版）

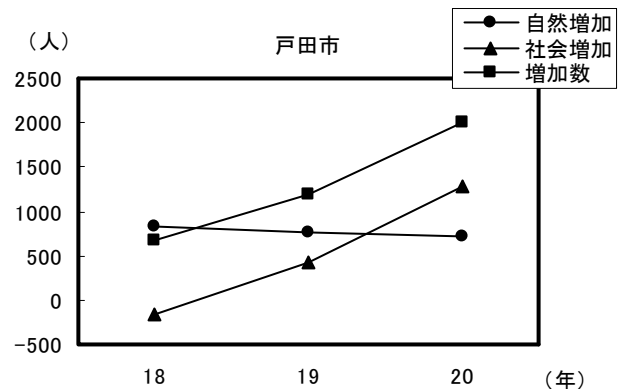
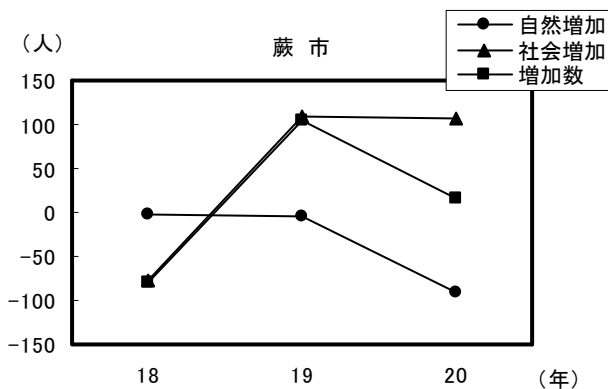


図 2.2-4 両市の人口動態

2.3 産業、土地利用状況

(1) 産 業

1) 産業別就業者数

両市の平成 17 年の産業別就業者数は、表 2.3-1 及び図 2.3-1 に示すとおりです。

就業者を産業 3 部門別で見ると、蕨市は第 1 次産業 0.1%、第 2 次産業 22.7%、第 3 次産業 74.3%です。戸田市は第 1 次産業 0.2%、第 2 次産業 25.6%、第 3 次産業 70.8%です。

表 2.3-1 産業別就業者（平成 17 年）

項 目 市 名	第 1 次産業		第 2 次産業		第 3 次産業		他に分類 されないもの		計	
	就業者 (人)	構成比 (%)	就業者 (人)	構成比 (%)	就業者 (人)	構成比 (%)	就業者 (人)	構成比 (%)	就業者 (人)	構成比 (%)
蕨 市	51	0.1	7,859	22.7	25,773	74.3	987	2.9	34,670	100.0
戸田市	92	0.2	15,272	25.6	42,140	70.8	2,023	3.4	59,527	100.0

出典：平成 17 年国勢調査報告(総務省統計局)

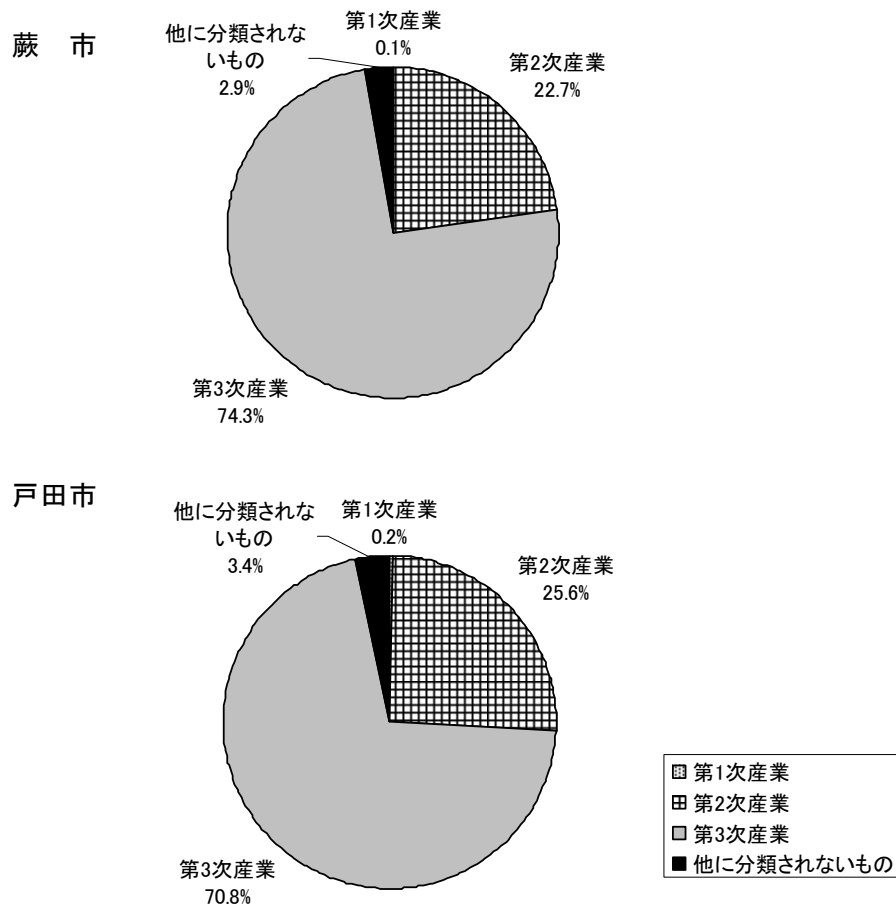


図 2.3-1 産業 3 部門別就業者割合（平成 17 年度）

2) 事業所・従業者数

両市の平成 11 年から平成 21 年の事業所・従業者数の推移は、表 2.3-2 及び図 2.3-2(1)、(2)に示すとおりです。

事業所・従業者数ともに、ほぼ横ばいに推移しています。

表 2.3-2 事業所・従業者数の推移（民営）

年	蕨市		戸田市	
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
平成 11 年	3,336	23,985	5,703	58,645
平成 13 年	3,216	23,650	5,608	59,384
平成 16 年	3,048	24,064	5,162	57,891
平成 18 年	3,014	25,122	5,485	61,132
平成 21 年	3,044	25,157	5,753	62,871

出典：平成 21 年経済センサス基礎調査（総務省）

統計わらび（平成 22 年版）

統計とだ（平成 22 年度版）

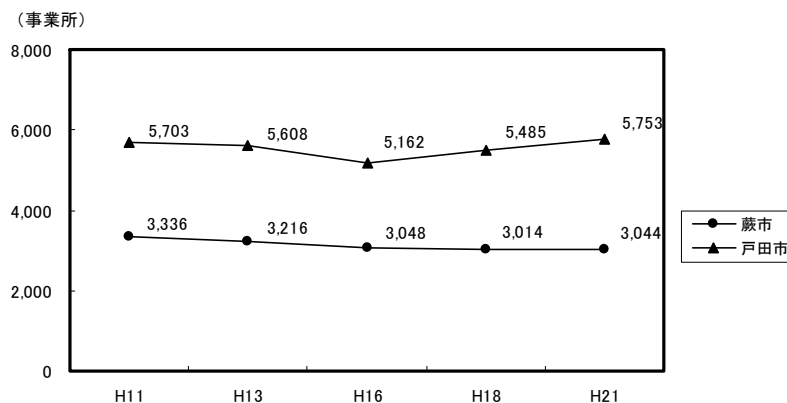


図 2.3-2(1) 事業所数の推移（民営）

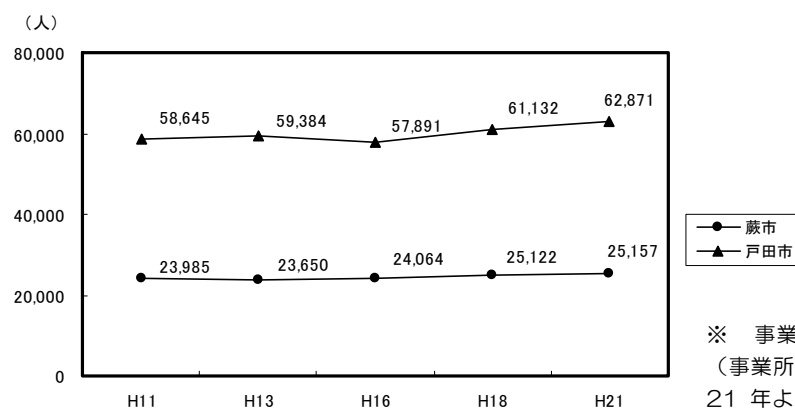


図 2.3-2(2) 従業者数の推移（民営）

※ 事業所・企業統計調査結果
（事業所・企業統計調査は平成 21 年より経済センサス基礎調査に統合されています。）

(2) 土地利用

1) 地目別面積

計画区域の土地利用状況は、表 2.3-3 及び図 2.3-3 に示すとおりです。

蕨市は宅地が 60.3%を占めていますが、戸田市は雑種地が 55.1%、次いで宅地が 42.9%となっています（平成 22 年 1 月 1 日現在）。

表 2.3-3 地目別面積

平成 22 年 1 月 1 日現在
単位：m²

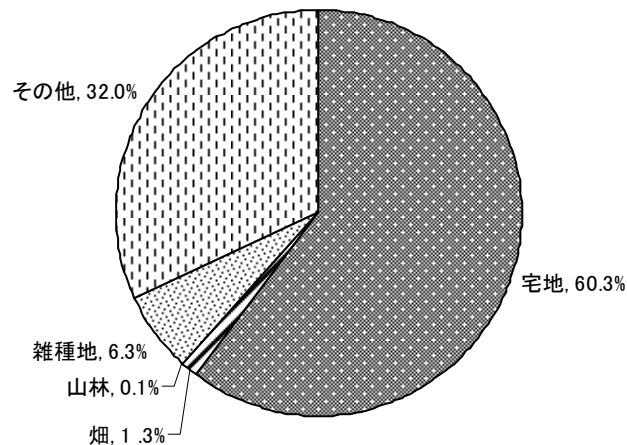
市 名	総面積	宅地	田	畑	山林	沼池	雑種地	その他
蕨	5,100,000 (100.0)	3,077,043 (60.3)	0.0 (0.0)	66,052 (1.3)	4,250 (0.1)	0.0 (0.0)	321,658 (6.3)	1,630,997 (32.0)
戸田	18,170,000 (100.0)	7,790,000 (42.9)	2,2000 (0.1)	182,000 (1.0)	14,000 (0.1)	20,000 (0.1)	10,013,000 (55.1)	129,000 (0.7)

※ 数値下の（ ）内の数値は総面積に対する割合を求めた数値です。

出典：統計わらび（平成 22 年版）

統計とだ（平成 22 年度版）

蕨 市



戸田市

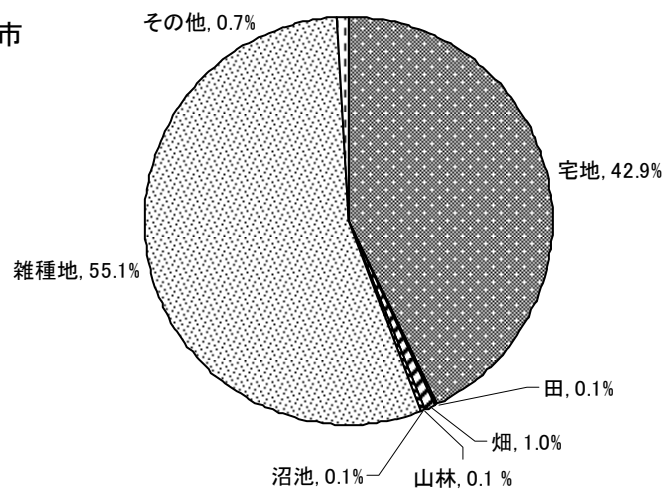


図 2.3-3 地目別面積の構成比

2) 都市計画

都市計画の概況は、表 2.3-4 及び図 2.3-4 に示すとおりです。

表 2.3-4 都市計画区域・市街化区域及び用途地域

単位：km²

市名	都市計画区域	市街化区域											市街化調整区域
			第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	無指定地域	
蕨	5.10	5.10	0.996	0.064	2.584	0.064	0.107	0.385	0.267	0.377	0.256	0	0
戸田	18.17	13.37	1.220	0.454	4.825	0.267	0.062	0.423	0.292	3.486	1.871	0.47	4.8

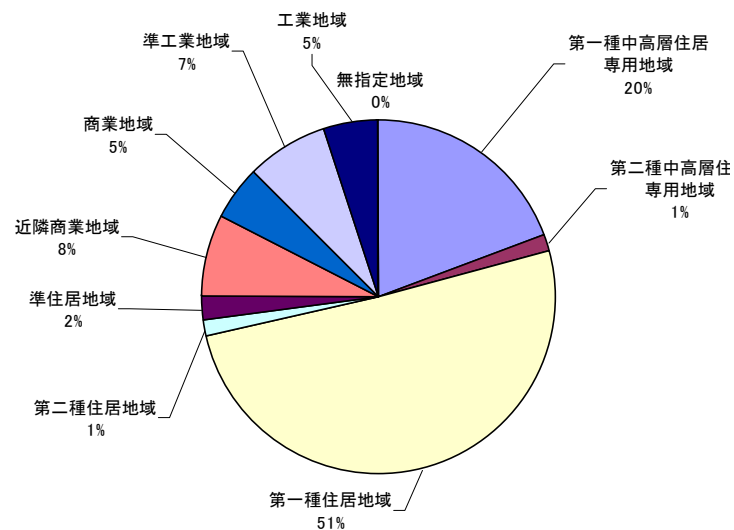
※1.平成23年3月末現在(蕨市)及び平成23年1月1日現在(戸田市)

※2.端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

出典：蕨市ホームページ

統計とだ（平成22年度版）

蕨市



戸田市

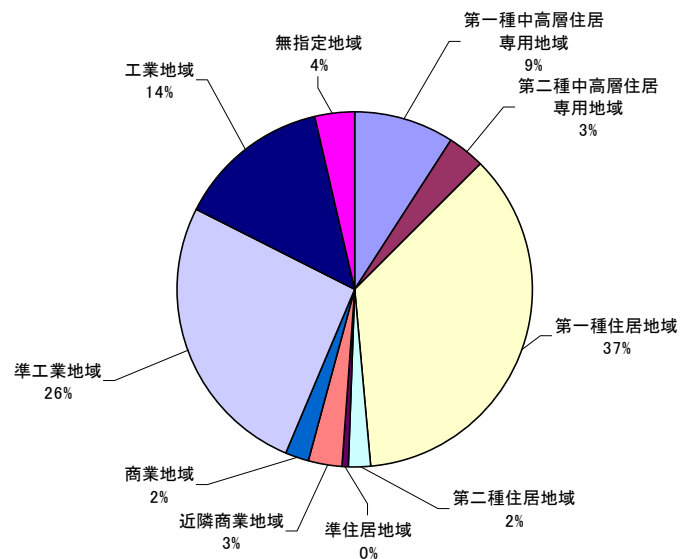


図 2.3-4 蕨市及び戸田市の市街化区域の用途地域の割合

第3章 ごみ処理の現状と課題

3.1 ごみ処理体系

(1) ごみ（し尿）処理体系

ごみ（し尿）処理体系は、図 3.1-1 に示すとおりです。排出されたごみは、燃やすごみは焼却処理。資源物（古紙類・紙類・布類を除く）はリサイクルプラザに搬入し、選別や圧縮梱包された後に再生業者に引き渡し、再使用または再資源化されます。古紙類・紙類・布類はリサイクルプラザを通さず、回収業者から再生業者へ引き渡され、再資源化されます。し尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設に搬入し、浄化され公共下水道に放流しています。

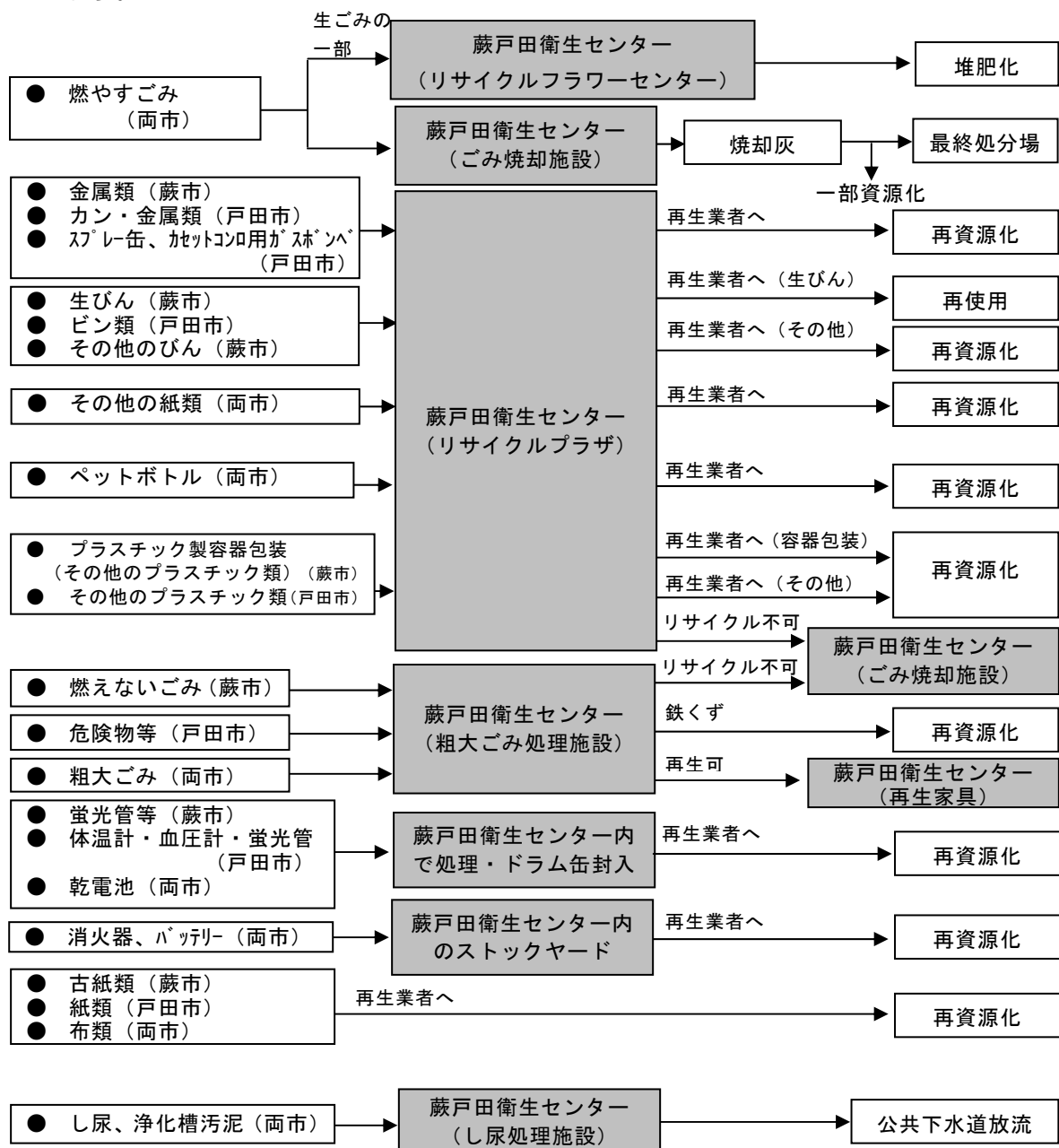


図 3.1-1 ごみ（し尿）処理体系

3.2 ごみの排出状況

(1) ごみ総排出量

両市のごみ総排出量の推移は、表 3.2-1 及び図 3.2-1 に示すとおりです。

両市の過去5年間のごみ総排出量は減少傾向にあり、蕨市は平成 18 年度の 25,527 トンに対して平成 22 年度には 22,622 トン、戸田市は平成 18 年度の 48,568 トンに対して平成 22 年度には 43,346 トンとなり、両市ともに約 11%減少しています。

表 3.2-1 ごみ総排出量の推移

単位：t

年 度		H18	H19	H20	H21	H22
項 目						
蕨 市	ごみ総排出量	25,527	24,717	23,106	22,820	22,622
	計画収集量	25,029	24,280	22,922	22,659	22,452
	直接搬入量	498	437	184	161	170
	集団回収量	0	0	0	0	0
戸田市	ごみ総排出量	48,568	47,107	45,362	43,945	43,346
	計画収集量	47,713	46,049	44,268	43,638	42,994
	直接搬入量	855	1,058	1,094	307	352
	集団回収量	0	0	0	0	0
全 体	ごみ総排出量	74,095	71,824	68,468	66,765	65,968
	計画収集量	72,742	70,329	67,190	66,297	65,446
	直接搬入量	1,353	1,495	1,278	468	522
	集団回収量	0	0	0	0	0

※ 端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

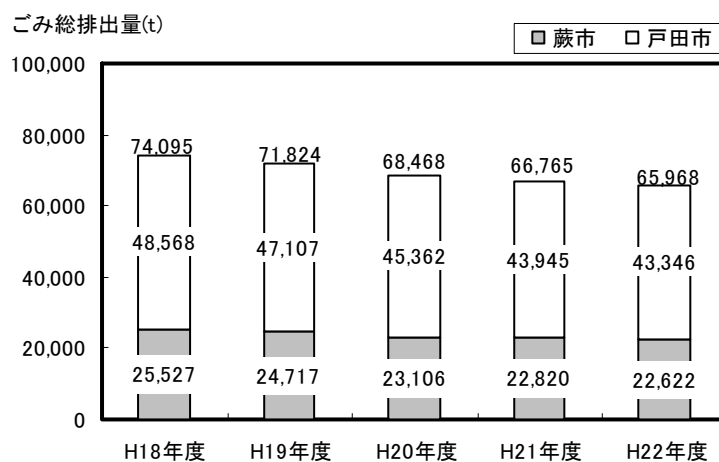


図 3.2-1 ごみ総排出量の推移

(2) 1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量の推移は、表 3.2-2 及び図 3.2-2 に示すとおりです。

蕨市は、平成 18 年度の 1,030 ㌔に比べ、平成 22 年度は 902 ㌔と、128 ㌔少なくなっています。戸田市は、平成 18 年の 1,167 ㌔に比べ、平成 22 年度は 993 ㌔と、174 ㌔少なくなっています。

表 3.2-2 1人1日当たりのごみ排出量の推移

年 度		H18	H19	H20	H21	H22
項 目	総人口(人)	67,907	68,114	68,138	68,489	68,697
	1人1日当たりの排出量(㌔)	1,030	991	929	913	902
	家庭系ごみ	814	786	743	728	721
	事業系ごみ	216	205	186	185	182
	事業系ごみ	216	205	186	185	182
戸田市	総人口(人)	114,042	114,748	116,368	117,692	119,596
	1人1日当たりの排出量(㌔)	1,167	1,122	1,068	1,023	993
	家庭系ごみ	810	790	747	739	716
	事業系ごみ	356	331	321	284	277
	事業系ごみ	356	331	321	284	277
全体	総人口(人)	181,949	182,862	184,506	186,181	188,293
	1人1日当たりの排出量(㌔)	1,116	1,073	1,017	982	960
	家庭系ごみ	812	789	745	735	717
	事業系ごみ	304	284	271	248	243
	事業系ごみ	304	284	271	248	243
埼玉県	1人1日当たりの排出量(㌔)	1,061	1,025	989	950	929
全 国	1人1日当たりの排出量(㌔)	1,115	1,089	1,033	994	976

※ 端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

1人1日当たりのごみ排出量
(g)

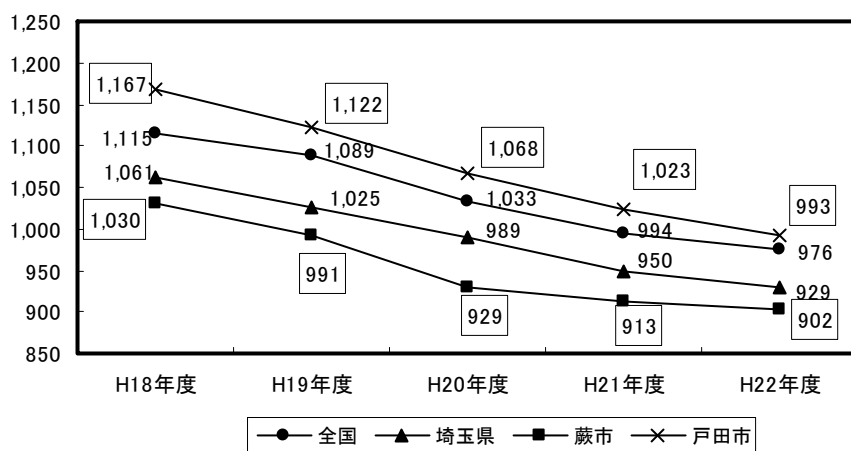


図 3.2-2 1人1日当たりのごみ排出量の推移

(3) ごみ搬入量の内訳

1) 蕨 市

蕨市のごみ搬入量の内訳は、表 3.2-3(1)に示すとおりです。また、平成 22 年度の家庭系ごみの搬入量の内訳は、図 3.2-3(1)に示すとおりです。

表 3.2-3(1) ごみの搬入量の内訳（蕨市）

単位：t

年 度		H18	H19	H20	H21	H22
項 目						
家 庭 系 ご み	収 集 量	可燃ごみ	13,129	12,829	12,598	12,367
		不燃ごみ	859	778	768	753
		資源ごみ	2,365	2,349	2,213	2,189
		その他※ ¹	9	0	0	0
		粗大ごみ	563	614	589	548
		合 計	16,925	16,570	16,168	15,857
	直接搬入量※ ²		0	0	0	2
	ごみ収集量＋直接搬入量		16,925	16,570	16,168	15,857
事 業 系 ご み	収 集 量	可燃ごみ	4,855	4,678	4,454	4,452
		不燃ごみ	0	0	0	0
		資源ごみ	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0
		粗大ごみ	0	0	0	0
		合 計	4,855	4,678	4,454	4,452
	直接搬入量		498	437	184	161
	ごみ収集量＋直接搬入量		5,353	5,115	4,638	4,613

※1.「その他」のH18は下水ごみ、H19以降は可燃ごみに含む。

※2.家庭系ごみの直接搬入量は、すべて生ごみ堆肥（堆肥分）です。

※3.端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

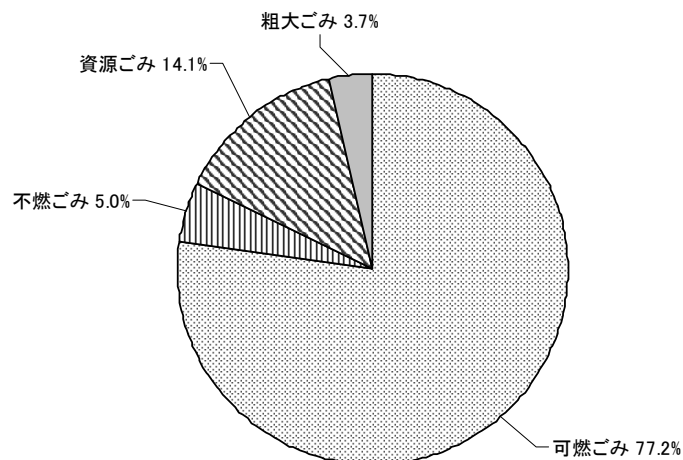


図 3.2-3(1) 家庭系ごみの搬入量の内訳（蕨市：平成 22 年度）

2) 戸田市

戸田市のごみ搬入量の内訳は、表 3.2-3(2)に示すとおりです。また、平成 22 年度の家庭系ごみの搬入量の内訳は、図 3.2-3(2)に示すとおりです。

表 3.2-3(2) ごみの搬入量の内訳（戸田市）

単位：t

年 度			H18	H19	H20	H21	H22
項 目							
家庭系ごみ	収 集 量	可燃ごみ	21,323	20,906	21,020	20,763	20,607
		不燃ごみ	1,403	1,255	1,255	1,251	1,396
		資源ごみ	3,916	3,940	3,831	3,886	3,861
		その他※1	386	0	0	0	0
		粗大ごみ	1,156	1,149	1,152	1,291	1,368
		合 計	28,184	27,250	27,258	27,191	27,232
	直接搬入量※2		0	0	0	0	71
	ごみ収集量＋直接搬入量		28,184	27,250	27,258	27,191	27,303
事業系ごみ	収 集 量	可燃ごみ	13,990	12,856	12,541	11,911	11,760
		不燃ごみ	0	0	0	0	0
		資源ごみ	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		粗大ごみ	0	0	0	0	0
		合 計	13,990	12,856	12,541	11,911	11,760
	直接搬入量		846	1,058	1,094	307	352
	ごみ収集量＋直接搬入量		14,836	13,914	13,635	12,218	12,112

※1.「その他」のH18は下水ごみ、H19以降は可燃ごみに含む。

※2.家庭系ごみの直接搬入量は、すべて生ごみ堆肥（堆肥分）です。

※3.端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

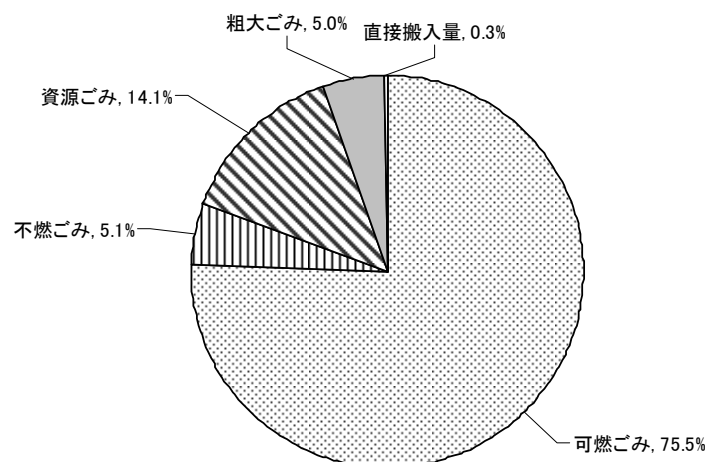


図 3.2-3(2) 家庭系ごみの搬入量の内訳（戸田市：平成 22 年度）

(4) 可燃ごみの性状

ごみ処理施設で可燃ごみの性状を調査した結果は、表 3.2-4 に示すとおりです。
ちゅう芥類、紙・布類の合計が全体の約 60%を占めています。

表 3.2-4 可燃ごみの性状（蕨戸田衛生センターごみ処理施設）

項 目		単位	H18	H19	H20	H21	H22
紙・布類		%	51.0	35.7	52.4	49.0	37.6
ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類		%	24.0	37.1	21.5	16.6	20.6
木、竹、ワラ類		%	5.0	11.4	6.3	12.1	12.0
ちゅう芥類		%	15.0	7.4	13.7	11.8	20.3
不燃物類		%	1.0	4.0	2.1	5.1	6.1
その他		%	4.0	4.4	4.0	5.4	3.4
合 計		%	100	100	100	100	100
単位容積重量		kg/m ³	258	157	251	161	155
三大成分	水分	%	49.0	51.5	46.9	43.5	46.3
	可燃分	%	46.0	43.4	47.1	46.8	45.1
	灰分	%	5.0	5.1	6.0	9.7	8.6
低位発熱量*	計算値	kJ/kg	7,100	6,900	7,700	7,700	7,400
	実測値	kJ/kg	8,400	8,500	9,000	9,100	8,000

※ 1. H18 年の低位発熱量については、kcal/kg を国際単位の熱量の単位 (kJ/kg) に換算した。

(kJ は < 1kcal ≒ 4.2kJ >)

※ 2. 端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

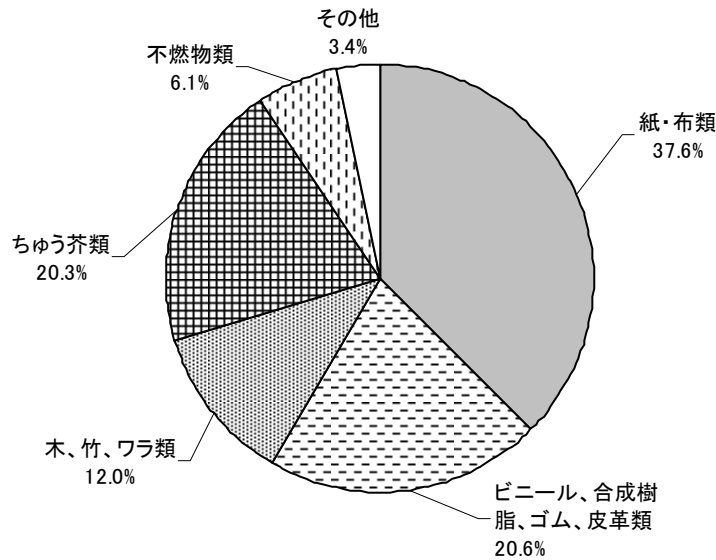


図 3.2-4 蕨戸田衛生センター組合のごみ処理施設に搬入される可燃ごみの性状（平成 22 年度）

3.3 ごみの発生抑制及び排出抑制の現状

(1) リサイクルフラワーセンター（組合及び両市）

1) 施設の概要

生ごみのリサイクルによるごみの減量化を更に進めることを目的として、平成22年5月に蕨戸田衛生センター組合、戸田市と蕨市が共同で開設しました。設置場所は、蕨戸田衛生センターの廃棄物処理施設敷地の北側で、見学者を受け入れる管理棟や生ごみから堆肥を作る堆肥化装置室、花苗を栽培する温室(3棟)の施設があるほか、敷地内にはビオトープや自然育成園も備えています。



リサイクルフラワーセンターは蕨市・戸田市・蕨戸田衛生センターが協調し、環境共生を基本理念に6つの目的をもって設置されました。

- ① 循環型社会の構築
- ② 美しい街づくり
- ③ 障がい者、高齢者の雇用促進
- ④ 子供たちへの生きた環境教育現場の提供
- ⑤ 環境ボランティアを促進する場の提供
- ⑥ 衛生センターと近隣地域の環境美化

両市において登録された市民が搬入した生ごみを、再生資源として堆肥に変え、それを利用して花の苗を生産しています。市民と協働で、生ごみの減量と資源化を図っています。

働いている人は、障がい者20人、支援員5人、高齢者10人、合計で35人の方々が愛情込めて花を育てています。



表 3.3-1 リサイクルフラワーセンターの生産能力等の状況

項 目	内 容
工事竣工	平成21年11月13日
敷地面積	8,746.34m ²
延床面積	1,105.15m ²
花苗生産能力	当初目標 約 80,000 鉢/年
生ごみ堆肥化能力	平均 200kg/日

表 3.3-2 リサイクルフラワーセンターの施設概要

項 目	内 容
(1) 管理棟	平屋鉄骨造り(木質風) 270.76m ² ホール、学習室、事務所、休憩室、作業室、更衣室、オストメイト対応トイレ、赤ちゃん用ベッド、マイカップ型自動販売機
(2) 温室1・2・3	山形1連棟温室(内部全面保温カーテン付き) ア. 天窓自動開閉装置(自動)(制御: 温度、雨、風) イ. 上層遮光カーテン(自動) ウ. 下層保温カーテン(自動) エ. 温風暖房機(自動) 燃料: 灯油 オ. ヒートポンプ式エアコン カ. 循環扇 キ. 液肥混入器 ク. 発芽室(温室2に1台)
(3) 堆肥化装置室	堆肥化装置 方 式: 直接投入式自動連続運転型生ごみ乾燥装置 処理能力: 40kg/時×5時間/日=200kg/日 堆肥化促進: 有用微生物群を活用して熟成
(4) ビオトープ	土留め板、土留めくいに再生プラスチック品を使用

表 3.3-3 リサイクルフラワーセンターの環境配慮事項

内 容
- 管理棟のウッドデッキに、間伐材の木粉と再生樹脂を使用した地球に優しいリサイクル資材を採用しています。 - ホールには、ごみの減量化への貢献及び資源節約啓発の情報発信を目的にマイカップ型飲料自動販売機を設置しました。 - ビオトープに使用している土留め板及び土留めくいは耐久性に優れた再生プラスチック品を採用しています。 - 暖房費の節減を図るために最新の技術である内部全面二重カーテンを導入しています。温室の温風機の燃料には灯油を使用し、温度の偏りを無くするため循環扇を設置することで、灯油の使用量を更に減らしています。 - 管理棟の調度品については、再生家具を使用することで循環型社会構築に努めています。

2) 平成 23 年度の実績

平成 23 年度の実績は、表 3.3-4 及び表 3.3-5 に示すとおりです。

表 3.3-4 生ごみ減量化、リサイクル化（堆肥化）関連事業

	蕨市	戸田市		計
生ごみバケツ貸出登録数（世帯）	45	1,204		1,249
処理バケツ数（個）	235	13,218		13,453
		市民分	NPO 回収分	
		4,440	8,778	
生ごみ重量（kg）	1,840	78,528		80,368
		市民分	NPO 回収分	
		32,098	46,430	
堆肥生産量（kg）	420	18,405		18,825
生産堆肥使用状況（kg）	花苗育成、花壇用（園内使用）			750 （50 袋）
※戸田市分施用内訳 ・美里町 11,175kg(745 袋)/小布施町 1,500kg(100 袋)・東光ローン / 戸 田 市 内 公 園 整 備 用 3,210kg(214 袋) ・戸田市（町会、祭り、環境フェア、エコス等）990kg(66 袋)・ピープルネット（畑用）630kg(42 袋)	蕨市（公民館、コミュニティーセンター）			195 （13 袋）
	戸田市（姉妹都市美里、小布施町（農作物用）、市内公園管理（花壇整備用））			17,505(1,167 袋)
	さいたま市辻自治連合会 （コスモス祭り、スカイフラワーパーク事業）			1,125 （75 袋）
	計			19,575(1,305 袋)

※1.残数 1,455kg（97 袋）については、園内等で保管管理

※2.端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

出典：平成 23 年度 統計資料（蕨戸田衛生センター組合）

表 3.3-5 花苗生産、交換関連事業

	平成 23 年度花苗目標生産数		90,000 鉢
	平成 23 年度花苗出荷実績数		116,644 鉢
	蕨 市	戸田市	計
花苗交換分（鉢）	2,112	55,422	57,534
イベント分（鉢）	33,446	15,561	49,007
合 計	35,558	70,983	106,541
衛生センター施用分	組合視察、見学者、連絡協議会、 花壇ボランティア等に配布		10,103

花苗分配予定数	
蕨市	34,800 鉢
戸田市	46,200 鉢
組合	9,000 鉢

※ 1.116,644 鉢出荷数のうち 7,554 鉢は戸田市エコスからの補充分

※ 2.端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

出典：平成 23 年度 統計資料（蕨戸田衛生センター組合）

（２） 生ごみ処理容器等（戸田市）

平成 24 年 4 月現在、戸田市におけるごみ処理の機器の購入に係る補助金等の状況は表 3.3-6 に示すとおりです。

表 3.3-6 ごみ処理の機器の購入に係る補助金等の状況（戸田市）

市 名	名 称	内 容
戸田市	生ごみ処理機補助金	家庭から排出される生ごみが減量され、肥料等にリサイクルが可能な生ごみ処理機器の購入者に対し補助をいたします。この補助金は、市内在住の方が対象となります。（法人除く） ・ コンポスター容器 1 基につき 3,000 円 1 家庭 2 基まで ・ バケツ（EM）型容器 1 基につき 1,500 円 1 家庭 2 基まで ・ 電気式生ごみ処理機 購入額の 1/2 以内 1 家庭 1 台まで（30,000 円限度）

出典：戸田市ホームページ

（３） 事業系ごみの指定袋制（両市）

平成 20 年度から指定袋制（ピンク色）を導入して、排出抑制及び他市からのごみの不正搬入を防止しています。

（４） 事業系ごみ手数料の徴収（組合）

平成 24 年 8 月現在、手数料 10 キロ当たり 178.5 円です。

(5) 粗大ごみの家具を再生（組合）

衛生センターでは、粗大ごみとして捨てられた家具の中から、比較的状态の良いものを選び、補修・再生し再利用しています。再生された家具は、年に3回入札方式で売払いを行っています。



(6) マイバッグ運動（両市）

ごみの減量化に役立ち、だれでもできて効果のある、レジ袋は要らないマイバッグ運動です。

(7) フェルトガーデン戸田（戸田市）

近年、特に都市部において、ヒートアイランド現象の解消に効果的であるという理由から、屋上緑化が注目されています。

戸田市では、庁舎屋上に、生ごみや古布等の資源ごみのリサイクル品を用いた、独自の屋上緑化システムである「フェルトガーデン戸田」を設置しています。これは、素材が全てリサイクル品であり、軽量・安価であることに特長があります。

平成17年6月に、33平方メートルの規模で試行し、同年10月に特許庁から商標登録を受けた「フェルトガーデン戸田」は、2年余りに及ぶ実証研究の期間を経て、平成19年10月より、460平方メートルの本格的な施設となっています。

また、市内の学校や民間企業においても導入されており、今後も「フェルトガーデン戸田」を普及させていくことにより、ごみ減量化・省エネ・緑化を更に推進していきたいと考えています。

3.4 資源化の現状

(1) 資源化量の推移

両市の資源化量の推移は、表 3.4-1(1)、(2)及び図 3.4-1(1)、(2)に示すとおりです。
また、直接資源化量の内訳は表 3.4-2、リサイクル率の推移は、図 3.4-2 に示すとおりです。

ごみの総排出量が減少し、資源化量は減少傾向にあります。

表 3.4-1(1) 資源化量の推移（蕨市）

年 度		H18	H19	H20	H21	H22
項 目						
ごみ処理量	t	25,527	24,717	23,106	22,820	22,626
資源化量（再生利用量）	t	5,952	5,793	5,037	5,014	4,955
直接資源化量	t	3,276	3,024	2,319	2,309	2,253
中間処理後再生利用量	t	2,676	2,769	2,718	2,705	2,702
リサイクル率（再生利用率）	%	23.3	23.4	21.8	22.0	21.9

※ 端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

表 3.4-1(2) 資源化量の推移（戸田市）

年 度		H18	H19	H20	H21	H22
項 目						
ごみ処理量	t	48,568	47,107	45,362	43,945	43,264
資源化量（再生利用量）	t	10,134	9,766	8,969	7,988	8,612
直接資源化量	t	5,549	5,024	4,105	4,128	3,931
中間処理後再生利用量	t	4,585	4,742	4,864	3,860	4,681
リサイクル率（再生利用率）	%	20.9	20.7	19.8	18.2	19.9

※ 端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

$$\text{リサイクル率（％）} = \frac{\text{中間処理後再生利用} + \text{直接資源化量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

※1 リサイクル率（再生利用率）は焼却灰の資源化も含みます。

※2 中間処理後再生利用量とは、蕨戸田衛生センターで資源ごみ、粗大ごみ等処理した後、鉄、アルミ等を回収し資源化した量です。

※3 直接資源化量とは、両市が収集した資源物を、蕨戸田衛生センターに搬入せず、直接業者に売却するなどして資源化される量です。

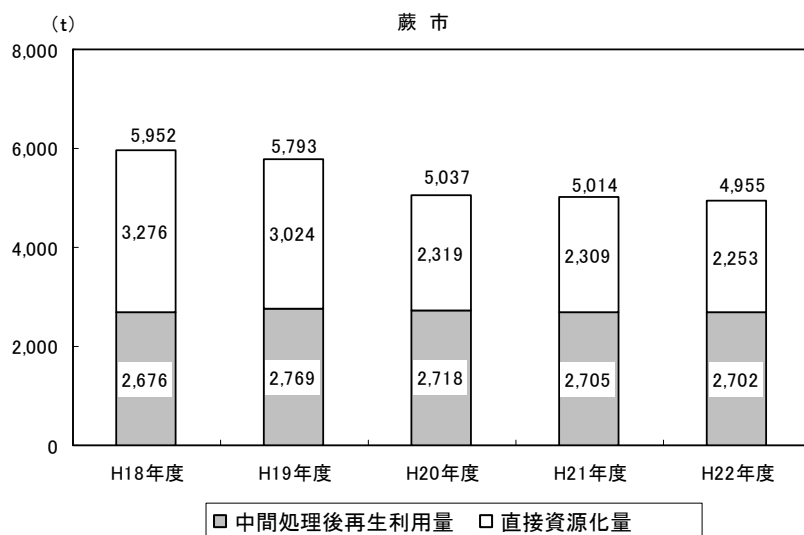


図 3.4-1(1) 資源化量の推移（蕨市）

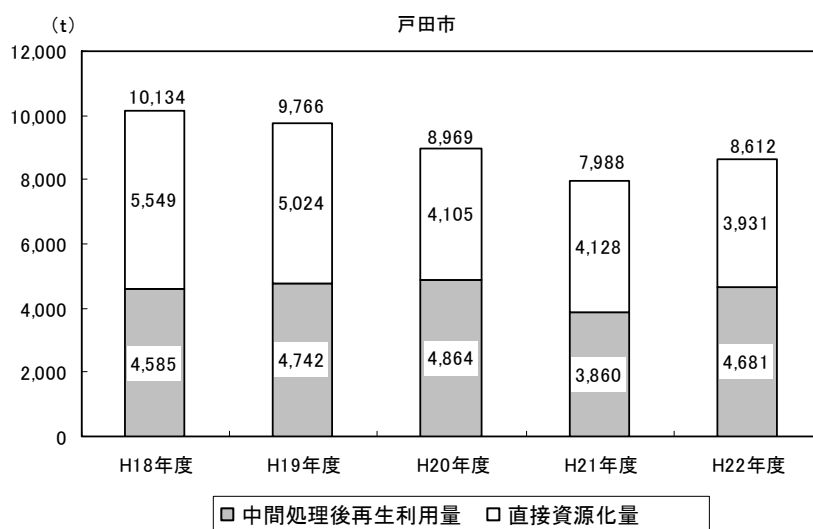


図 3.4-1(2) 資源化量の推移（戸田市）

表 3.4-2 直接資源化量の内訳

単位：t

市 名	年 度	H18	H19	H20	H21	H22
	項 目					
蕨 市	紙類	2,987	2,761	2,085	2,058	1,958
	紙パック	—	9	7	7	9
	布類	280	254	227	244	286
	その他	9	0	0	0	0
	合計	3,276	3,024	2,319	2,309	2,253
戸田市	紙類	5,021	4,460	3,543	3,583	3,350
	紙パック	—	34	34	34	34
	布類	528	530	528	511	547
	その他	0	0	0	0	0
	合計	5,549	5,024	4,105	4,128	3,931

※ 端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

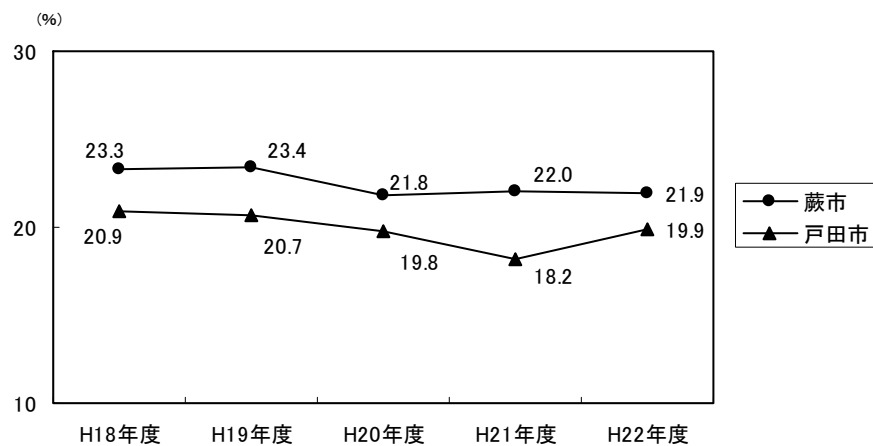


図 3.4-2 ごみのリサイクル率（再生利用率）の推移

(2) 資源物の搬入量

リサイクルプラザに搬入される両市の資源物量は、表 3.4-3 及び図 3.4-3(1)、(2) に示すとおりです。

表 3.4-3 資源物の搬入量実績（リサイクルプラザ）

単位：t

市名	項 目	H18	H19	H20	H21	H22
萩市	金属缶類	428	427	402	414	412
	ガラスびん類	601	591	566	538	537
	その他の紙類	418	415	368	375	382
	ペットボトル	286	294	275	261	289
	プラスチック類	631	622	602	602	597
	合計	2,365	2,349	2,213	2,189	2,216
戸田市	金属缶類	753	715	720	697	687
	ガラスびん類	990	977	935	920	927
	その他の紙類	551	549	472	503	493
	ペットボトル	497	496	549	556	564
	プラスチック類	1,124	1,204	1,154	1,210	1,190
	合計	3,916	3,940	3,831	3,886	3,861
全体	金属缶類	1,181	1,142	1,122	1,111	1,099
	ガラスびん類	1,591	1,568	1,501	1,458	1,464
	その他の紙類	970	964	840	878	875
	ペットボトル	783	790	824	817	853
	プラスチック類	1,755	1,826	1,756	1,812	1,787
	合計	6,281	6,289	6,044	6,075	6,077

※ 端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

出典：統計資料、平成 18 年度～22 年度（萩戸田衛生センター組合）

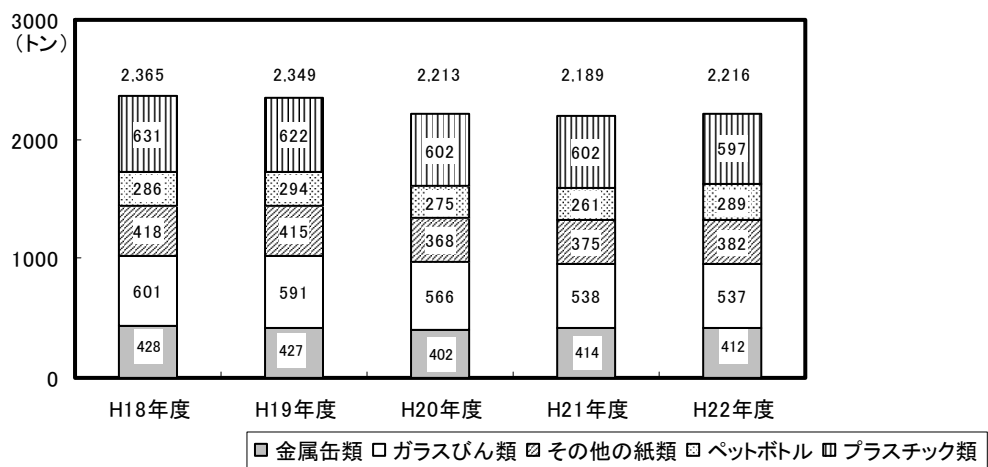


図 3.4-3(1) 資源物の搬入量の推移（萩市）

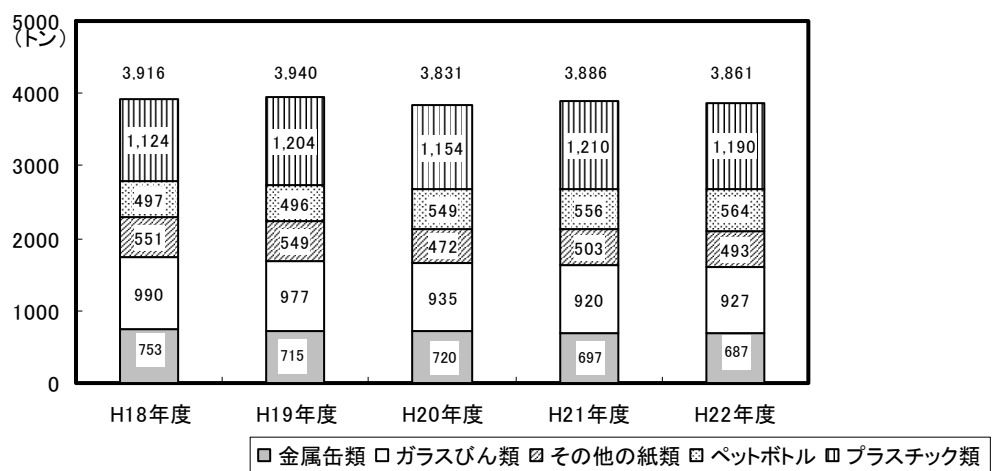


図 3.4-3(2) 資源物の搬入量の推移（戸田市）

（３） 市民の協働

ごみの分別により、市民の皆さんの資源化への関心が高まっています。

3.5 収集・運搬の現状

(1) 収集・運搬の範囲

収集・運搬は両市の行政区域全体を対象としており、蕨市では 5.1 平方キロメートル、戸田市では 18.17 平方キロメートルを計画処理区域として収集・運搬を行っています。

(2) 収集運搬の事業主体

蕨、戸田両市とも家庭系ごみについては、全ての分別区分について、両市の責任で収集・運搬を行っていますが、その実務は業者に委託しています。事業系ごみについては、事業者の責任で、蕨戸田衛生センターに自己搬入するか、許可業者に委託して、搬入することになっています。

担当部局

蕨 市：市民生活部 安全安心推進課 生活環境係

戸田市：環境経済部 環境クリーン推進課 クリーン推進担当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

(3) ごみ集積所等の設置

蕨市の家庭系のごみについては、各地域に設置されている「クリーンステーション（ごみ集積所）」、「リサイクルステーション（資源回収所）」に出すことになっています。平成 24 年 4 月 1 日現在、「クリーンステーション」2,212 か所、「リサイクルステーション」1,717 か所（ともに概数）で、大半の両ステーションが同一箇所にあります。

戸田市の家庭系のごみについては、各地域に設置されているステーション（ごみ集積所）に出すことになっています。ステーション数は平成 24 年 4 月 1 日現在、2,908 か所です。

(4) ごみの分別

1) 家庭系ごみ

両市の家庭系ごみは、表 3.5-1(1)、(2)に示すごみの分別区分に従って排出され収集されています。

表 3.5-1(1) ごみ分別の指定状況（蕨市）

分別区分		例
① 燃やすごみ		生ごみ、木くず、紙くず・レシート、皮革類、プラのマークのないプラスチック製品
資源物	② 金属類	スチール缶・アルミ缶、茶筒・菓子缶、缶詰缶、スプレー缶、なべ・やかん・フライパン・フォーク・スプーン
	③ 生きびん	ビールびん、酒びん、ウイスキー、ジュースびん
	④ その他のびん	コーヒー、ドリンクびん、ワイン、食品びん
	⑤ プラスチック製容器包装 (その他のプラスチック類)	プラのマークが付いているもの ポリ袋、シャンプー容器、ラーメンカップ、発泡トレイ、冷凍食品袋、菓子袋類
	紙 類	⑥ 新聞・チラシ
		⑦ 雑誌
		⑧ 段ボール
		⑨ 紙パック
	⑩ その他の紙類	紙袋、化粧箱、包装紙、ノート、封筒・はがき
	⑪ 布類	衣類、タオルケット・シーツ、毛布・布製カーテン、
	⑫ ペットボトル	P E Tのマークが付いているもの
	⑬ 消火器・バッテリー	消火器、バッテリー
	⑭ 蛍光灯等	蛍光灯、水銀使用の体温計・血圧計
	⑮ 乾電池	乾電池
⑯ 燃えないごみ		セトモノ、ガラス、刃物、かさ、ポット、ドライヤー、ポリタンク（18 リットル以下）
⑰ 粗大ごみ		自転車、布団・家具・ジュータン

※1 ①～⑰の数字は分別項目を示します。

※2 生きびんとは、そのまま再使用するびんのことです。

出典：蕨市資料（本計画を総体的にご理解いただくため、出典から一部表記を変更しております）

表 3.5-1(2) ごみ分別の指定状況（戸田市）

分別区分		例	
① 燃やすごみ		生ごみ、まくら（40cm 未満のもの）、枝・板切れ（長さ 40cm 未満、太さ 5cm 未満に切り、ひもで束ねる）、紙おむつ、ぬいぐるみ、くつ・サンダル・長ぐつ、CD・レコード・ビデオテープ・カセットテープ、革製品、アルミホイル、写真、花火	
燃やさないごみ	② ペットボトル	ペットボトルマークのあるもの（飲料水、酒類、しょうゆ）	
	③ その他のプラスチック類	プラスチック製品（ペットボトルは除く）、発泡スチロール及びトレイ、ビニール製品、菓子袋・冷凍食品の袋等	
	④ その他の紙類	中に銀の紙が貼ってある紙パック、包装紙、紙袋、ハガキ、封筒	
	⑤ 体温計・血圧計・蛍光管	体温計・血圧計・蛍光管	
	⑥ 乾電池・ライター	乾電池・ライター	
	⑦ 消火器・バッテリー	消火器・バッテリー	
	⑧ 危険物等	フライパン、セトモノ類、ガラス類、なべ・やかん等、化粧品等のコンパクト、かさ、花びん類、使い捨てカイロ、小型家電製品（40cm 未満のもの）	
資源物	⑨ カン・金属類	ビール缶、ジュース、かんづめ、生ダル缶、茶筒、菓子缶、その他金属（スプーン、フォーク等）	
	⑩ スプレー缶・カセットコンロ用ガスボンベ	スプレー缶・カセットコンロ用ガスボンベ	
	⑪ 布類	毛布、シャツ、ズボン、ジーパン、くつ下、下着、コート、ジャンパー、カーテン、セーター、シーツ	
	紙類	⑫ 新聞・チラシ	—
		⑬ ダンボール	—
		⑭ 雑誌・本・辞典	—
		⑮ 紙パック	—
⑯ ビン類	生きビン（洗って再使用できるビン）、雑ビン		
⑰ 粗大ごみ		ふとん、座布団、マットレス、ソファ、ポリタンク、じゅうたん、ボウリングの球、自転車、ゴルフバック・ゴルフクラブ、タンス、イス	

※ ①～⑰の数字は分別項目を示します。

出典：戸田市ホームページ

2) 事業系ごみ

蕨戸田衛生センター組合では廃棄物の受付基準を定め、表 3.5-2 に示す「廃棄物の受付基準」を満たすごみについて受け入れています。

表 3.5-2 廃棄物の受付基準

項 目	内 容
事業系一般廃棄物 (事業活動に伴って生じた廃棄物で産業廃棄物以外のもの)	
紙くず	(1) 形状が大きいものについては、一辺 30cm 以下に切断されたもの。 (2) 製本所等から排出される粉状のものについては、指定袋(ピンク色)に詰めて、飛散防止がされたもの。 (3) 有害物(PCB 等)が塗布されていないもの。 (4) 表面等に、ビニール加工及び金具等が取付けられていないもの。 (5) 図書等については、厚みがあると焼却の妨げになるため、ばらしたものの。又、書類等は紐綴じ及びファイル綴じされていないもの。 (6) ロール状のものは、一辺 30cm 以下に切断し、ほぐしたものの。
木くず	(1) 形状が大きいものについては、長さ 20 cm 以下、厚さ及び太さ 5cm 以下に切断されたもの。 (2) 製材業及び木工加工業等から排出されるかんなくず及びおがくず等については、指定袋(ピンク色)に詰めて、飛散防止がされたもの。 (3) 生木(枝下ろし等により発生する木)については、形状は(1)のとおりとし、枯らしたものの。
繊維くず	(1) 長さ 40 cm 以下、巾 30 cm 以下に切断されたもの。
畳	(1) 長さ 40 cm 以下、巾 30 cm 以下に切断されたもの。
ちゅう芥類 (野菜くず等)	—
花くず	—

出典：蕨戸田衛生センター組合ホームページ

(5) ごみの収集

1) 家庭系ごみ

家庭系ごみの収集頻度、方式等は表 3.5-3 (1)、(2) に示すとおりです。

表 3.5-3(1) ごみの収集頻度、収集方式(蕨市)

分別区分			持ち出し方	収集頻度	収集方式
燃やすごみ			白色半透明袋	週2回	クリーンステーション (ごみ集積所)
資源物	金属類		青いカゴ	週1回	リサイクルステーション (資源回収所)
	生きびん		黄色いカゴ		
	その他のびん		だいたい色のカゴ		
	紙類	新聞(チラシ共)	種類別にヒモ で結ぶ		
		雑誌			
		段ボール			
		紙パック			
	その他の紙類		ひもで結ぶか 紙袋又は無色 透明袋		
	布類		無色透明袋		
	ペットボトル		青いカゴ		
	その他のプラスチック類		無色透明袋		
	消火器・バッテリー		だいたい色のカゴ		
	蛍光管等		ケース又は無色透 明袋に入れ、だいた い色のカゴ		
乾電池		赤いカゴ	市内全域 毎月第3水曜日	市内の回収場所 (公共施設など)	
燃えないごみ			黄色いカゴ	週1回	リサイクルステーション (資源回収所)
粗大ごみ			一辺がおおむね 40cmを超える もの	申し込み制 (525円/1点)	—

出典：蕨市資料(本計画を総体的にご理解いただくため、出典から一部表記を変更しております)

表 3.5-3(2) ごみの収集頻度、収集方式（戸田市）

分別区分		持ち出し方	収集頻度	収集方式
燃やすごみ		白色半透明袋又は透明袋	週2回	ステーション（ごみ集積所）
燃やさないごみ	ペットボトル	青いカゴ	週1回	ステーション（ごみ集積所）
	その他のプラスチック類	白色半透明袋又は透明袋		
	その他の紙類	白色半透明袋又は透明袋 ヒモでしばる		
	体温計・血圧計・蛍光管	白色半透明袋又は透明袋		
	乾電池・ライター	白色半透明袋又は透明袋		
	消火器・バッテリー	そのまま出す		
	危険物等	黄色か赤いカゴ		
資源物	カン・金属類	青いカゴ		
	スプレー缶・カセットコンロ用ガスボンベ	白色半透明袋又は透明袋		
	布類	白色半透明袋又は透明袋		
	紙類	以下の4種類に分けヒモでしばって出す。 ○新聞・チラシ ○ダンボール ○雑誌・本・ノート・辞典 ○紙パック		
	ビン類	○生きビン 赤いカゴへ ○雑ビン 黄色か青いカゴ		
粗大ごみ		1回の申し込みは10点まで	申し込み制 (200円/1点)	—

出典：戸田市資料

2) 事業系ごみ

両市とも事業活動に伴って生じた廃棄物の処分方法には、許可業者に依頼する方法と、事業者自ら蕨戸田衛生センターに直接搬入する方法（自己搬入）があります。蕨戸田衛生センターでは、表 3.5-2 に示す「廃棄物の受付基準」に適合する廃棄物のみを受け入れます。なお、自己搬入する場合は、事前に申請が必要です。申請の手続きは、月曜日から金曜日（祝日除く）に行っています。事業系ごみの自己搬入受入曜日・時間が決まっているため、問い合わせさせていただく必要があります。

(6) 収集の有料化の状況

1) ごみ収集

両市とも表 3.5-4 に示すとおり、粗大ごみに関して有料化を行っています。また、事業系ごみに対しては、表 3.5-5 に示す料金を支払い、自己搬入するか、処分を許可業者に委託する場合は、表 3.5-6 に示す「事業ごみ指定袋（可燃ごみ専用）」を購入します。なお、業者ごとに収集・運搬料金は異なります。

表 3.5-4 粗大ごみの有料化の状況

市 名	品 名	料 金
蕨市	・ 自転車 ・ 布 団 ・ 家 具 ・ ジュータン ※粗大ごみとは一辺の長さがおおむね 40cm を超えるもの	1 点 525 円
戸田市	・ 布団（2 枚まで 1 点） ・ 座布団（5 枚まで 1 点） ・ マットレス（1 枚で 1 点） ・ ソファ ・ ポリタンク（18ℓ 以上） ・ じゅうたん ・ ボウリングの球 ・ 自転車 ・ ゴルフバッグ、ゴルフクラブ（セットで 1 点） ・ タンス ・ イス ※粗大ごみとは一辺が 40cm 以上のもの	1 点 200 円

出典：蕨市及び戸田市資料

表 3.5-5 事業系ごみの自己搬入料金

10 ㎥あたり、178 円 50 銭

出典：蕨戸田衛生センター組合ホームページ

表 3.5-6 事業系ごみの指定袋の仕様

材質	高密度ポリエチレン			
色	ピンク色（半透明）			
形状	取手付平袋タイプ			
大きさ	45リットル	300枚入り	一箱	3,000 円
	70リットル	200枚入り	一箱	2,500 円
	90リットル	200枚入り	一箱	3,200 円
※ 平成24年4月30日現在				

出典：蕨市及び戸田市ホームページ

2) し尿収集

し尿収集手数料の状況は、表 3.5-7 に示すとおりです。

表 3.5-7 し尿収集手数料の状況

市 名	取扱区分	単 位	手数料	備 考
蕨市	普通世帯	月額 世帯員（2 歳未満を除く。）1 人につき	305 円	汲取り回数は原則として月 2 回とする。
	通勤者	月額 1 人につき	155 円	
	事業所、寮、映画館等多数人の出入りする場所	36 リットルにつき	335 円	
戸田市	普通世帯	月額 1 人につき	305 円	汲取り回数は原則として月 2 回とする。
	事業所、寮等その他の施設	月額 1 人につき	335 円	

出典：蕨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

(7) 収集・運搬車両の状況

両市のごみ収集車及びし尿収集車の状況は、表 3.5-8 に示すとおりです。

表 3.5-8 収集車両の状況（平成 22 年度）

市 名	ごみ収集車				し尿収集車			
	委託業者		許可業者		委託業者		許可業者	
	台	トン	台	トン	台	トン	台	トン
蕨市	23	51	34	88	1	2	1	3
戸田市	33	91	44	115	4	14	2	7

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

3.6 中間処理の現状

(1) 蕨戸田衛生センター組合（事業主体）の概要

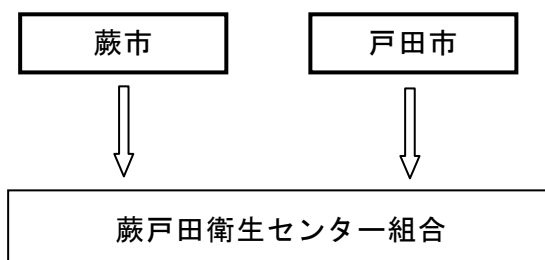
限りある天然資源を大切にしつつ、環境への負荷の低減を目指す循環型社会の構築は、廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物等のうち有用な循環資源の効率的な利用やりサイクル、適正な処分を進めることにより、実現されます。

組合は、蕨市・戸田市の環境行政の拠点として、安全性を重視した環境保護の体制づくりを進めるとともに、一般廃棄物の適正処理に努めます。

表 3.6-1 蕨戸田衛生センター組合の概要

項 目	概 要
名 称	蕨戸田衛生センター組合
一部事務組合	複数の普通地方公共団体及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける特別地方公共団体（地方自治法第284条）
組合を組織する地方公共団体	蕨市・戸田市
組合の事務	塵芥し尿に関する事務の共同処理
組合の位置	埼玉県戸田市大字美女木978番地
敷地面積	41,930m ²
設立年月日	昭和34年6月15日
管理者・副管理者	管 理 者 頼高英雄(蕨市長) 副管理者 神保国男(戸田市長)

出典：蕨戸田衛生センター組合ホームページ



蕨市・戸田市のごみ処理事業を共同で行っています。

(2) 中間処理施設の状況

蕨市、戸田市のごみは収集・運搬後、蕨戸田衛生センター組合内の中間処理施設に搬入されます。中間処理施設は、図 3.6-1 に示すとおり、「ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設」、「リサイクルプラザ」、「し尿処理施設」、「リサイクルフラワーセンター」があります。



図 3.6-1 蕨戸田衛生センター組合の中間処理施設

1) ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設

(ア) ごみ焼却施設の概要

ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設の概要は、表 3.6-2、表 3.6-3 に示すとおりです。
燃えるごみを焼却施設で処理します。

表 3.6-2 ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設の建物概要

項 目	内 容
工事竣工	平成 4 年 3 月 31 日
建築面積	3,796m ²
延床面積	9,748m ²
階数	地下 1 階、地上 4 階建
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造り＋鉄骨 ALC 造り



出典：蕨戸田衛生センター組合ホームページ

表 3.6-3 ごみ焼却施設の概要

項 目	内 容
処理能力	270 トン/日 (90 トン/日×3 基)
(1) 受入供給設備	ア. ごみ計量機 30 トン×2 基 イ. ごみピット 810 トン (処理能力の 3 日分)
(2) 燃焼及びガス冷却設備	ア. 焼却炉 全連続燃焼式流動床炉 90 トン/日×3 基 イ. 廃熱ボイラー 2 胴自然循環式 蒸気量 9.5 トン/HR×3 基
(3) 排ガス処理設備	ア. 脱硝設備 尿素水炉内噴霧式×3 基 イ. 集じん及びダイオキシン除去設備 排ガス冷却器＋バグフィルター＋活性炭吹込装置×3 式 ウ. 湿式有害ガス除去設備 2 塔式薬液洗浄塔＋ベンチュリー式湿式電気集じん器×3 式
(4) 給水設備	工業用水利用×1 式
(5) 排水処理設備	ア. 一般工場排水 スクリーンろ過式＋下水道放流×1 式 イ. 洗煙排水 アルカリ凝集沈澱式×1 式 4 塔ろ過式×1 式
(6) 余熱利用設備	ア. 蒸気タービン発電機 復水式 (発電能力 1,950kw) ×1 基 イ. 場内冷暖房設備 熱交換式 (蒸気利用) ×1 式 ウ. 場内給湯設備 貯湯槽式×1 式
(7) 通風設備	ア. 各送風機類 ターボファン型×3 式 イ. 煙突 内筒 (鋼製 59mH) ×3 筒 外筒 (RC 製 57mH) ×1 筒
(8) 灰処理設備	ア. 灰固化装置 セメント利用押込成形式 (ばいじん用) ×1 基 イ. 薬液噴霧装置 ポリ硫酸鉄バンカー噴霧式 (不燃物残渣用) ×1 基 ウ. 各バンカー設備 搬出車直下積式×3 基
(9) その他設備	ア. 休炉時脱臭装置 活性炭吸着式×1 基

出典：蕨戸田衛生センター組合ホームページ

(イ) 焼却施設の維持管理状況

表 3.6-4 に示すとおり、焼却施設の維持管理を行なっています。

表 3.6-4 焼却施設の維持管理状況（平成 23 年度）

焼却 処理 能力	炉番号	ごみ焼却 処理量	燃焼室 ガス 温度	集じん器 流入口 ガス温度	排ガス中の 一酸化炭素 濃度 (O ₂ 12%換算)	冷却設備及び排ガス 処理設備に堆積した ばいじんの除去
t/日		t/年	℃/年	℃/年	ppm/年	
90	A号炉	19,582	907～816	179～170	77～15	1) 冷却設備:ボイラー スートブロワ (毎日) 2) 排ガス処理設備:空 気式自動洗浄装置 (毎日)
90	B号炉	19,242	908～809	181～180	65～12	
90	C号炉	22,584	915～810	172～170	97～11	
ごみ焼却処理施設の維持管理基準			800℃以上	200℃以下	100ppm 以下	

出典：蕨戸田衛生センター組合ホームページ

(ウ) 環境保全の状況

ごみ焼却施設からの排出ガスは、表 3.6-5 の基準を定めています。また、平成 23 年度における測定結果は、表 3.6-6(1)、(2)に示すとおりです。

なお、これまでにダイオキシン類対策として、開放型冷水塔からの飛散防止策として、設備を密閉する改造工事や、ばいじんとダイオキシン類を捕集するバグフィルター設備を整備して、対策を強化しています。

表 3.6-5 焼却施設からの排出ガス規制値

成 分	施設自主管理値	排出ガス規制値
ダイオキシン (ng-TEQ/Nm ³)	1 以下	5 以下
ばいじん (g/Nm ³)	0.03 以下	0.15 以下
窒素酸化物 (NOx) (ppm)	150 以下	180 以下
硫黄酸化物 (SOx) (ppm)	30 以下	132 以下 (換算値)
硫黄酸化物 (SOx) (Nm ³ /h)	11.9 以下 (3 炉総量)	11.9 以下 (3 炉総量)
塩化水素 (mg/Nm ³)	40.7 以下	200 以下

注) ng : 10⁻⁹ g

TEQ : 毒性等量 (ダイオキシン類のうち、最も毒性が強いダイオキシンの毒性を 1 として、他のダイオキシン類の毒性の強さを足し合わせた値)

Nm³ : 0℃、1 気圧の下における 1 立方メートルの気体

ppm : 濃度の単位、百万分の 1 (parts per million) を表す。

mg : 10⁻³ g

出典：蕨戸田衛生センター組合ホームページ

表 3.6-6(1) 焼却施設からの排出ガス測定値（ダイオキシン類を除く）

成 分	測定期間及び測定結果		測定 場所	施設 自主 管理値	排出ガス 規制値
	H23 年 4 月～ H23 年 9 月	H23 年 10 月～ H24 年 3 月			
ばいじん (g/Nm ³)	0.001 未満～ 0.002	0.001 未満～ 0.002	最終 煙道 (煙突)	0.03 以下	0.15 以下
窒素酸化物 (NOx) (ppm)	103～138	106～126		150 以下	180 以下
硫黄酸化物 (SOx) (Nm ³ /h)	0.018 未満～ 0.080	0.020 未満～ 0.034		11.9 以下	11.9 以下
塩化水素 (HCL) (mg/Nm ³)	2 未満～3	2 未満～6		40.7 以下	200 以下

※1 排出ガス成分におけるばいじん、窒素酸化物、塩化水素の値は O₂：12%換算値です。

※2 硫黄酸化物の値は 3 炉の総量です。

出典：蕨戸田衛生センター組合ホームページ

表 3.6-6(2) 焼却施設からの排出ガス測定値（ダイオキシン類）

炉番号	測定結果(ng-TEQ/Nm ³) 及び測定日	測定場所	施設自主 管理値	排出ガス 規制値
A 号炉	0.072 (平成 23 年 8 月 11 日測定)	最終 煙道 (煙突)	1 以下	5 以下
B 号炉	0.037 (平成 23 年 7 月 7 日測定)			
C 号炉	0.034 (平成 23 年 6 月 9 日測定)			

出典：蕨戸田衛生センター組合ホームページ

(エ) 余熱利用の状況

ごみ焼却施設の余熱は、場内の温水、蒸気、発電に利用されています。利用状況は表 3.6-7 に示すとおりです。

表 3.6-7 余熱利用の状況

年度	余熱利用量※ (MJ)	発電能力		
		発電能力 (kW)	発電効率 (%)	総発電量 (MWh)
平成 18	106,719,104	1,950	11.0	14,314
平成 19	123,717,981	1,950	11.0	11,716
平成 20	81,510,971	1,950	10.0	14,339
平成 21	82,471,302	1,950	9.1	13,572
平成 22	96,412,429	1,950	10.9	13,997

※ タービンの使用蒸気量を除く。(MJ：メガジュールは熱量の国際単位)

(オ) 粗大ごみ処理施設の概要

粗大ごみ処理施設の概要は、表 3.6-8 に示すとおりです。

粗大ごみや燃えないごみを粗大ごみ処理施設で処理します。

表 3.6-8 粗大ごみ処理施設の概要

項 目	内 容
処理能力	30 トン/日
(1) 破碎機	高速堅型回転式、25 トン/5HR×1 基
(2) 剪断機	ギロチン式、5 トン/5HR×1 基
(3) 磁選機	回転ドラム式×1 基
(4) 集じん設備	サイクロン+バグフィルター×1 式
(5) 脱臭装置	活性炭フィルター式×1 基

出典：蕨戸田衛生センター組合ホームページ

(カ) ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設の部分更新

平成 18 年度に焼却施設の建て替えを見送り、補修による長寿命化対策として「焼却炉延命化対策に関する計画書」を策定しました。既に耐用年数に達していた主要機器のみを更新して、更に 15 年間継続使用することとしました。工事は平成 19 年度から 22 年度の 4 か年で実施しました。

(キ) ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設の流れ

ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設の処理の流れは、図 3.6-2 に示すとおりです。

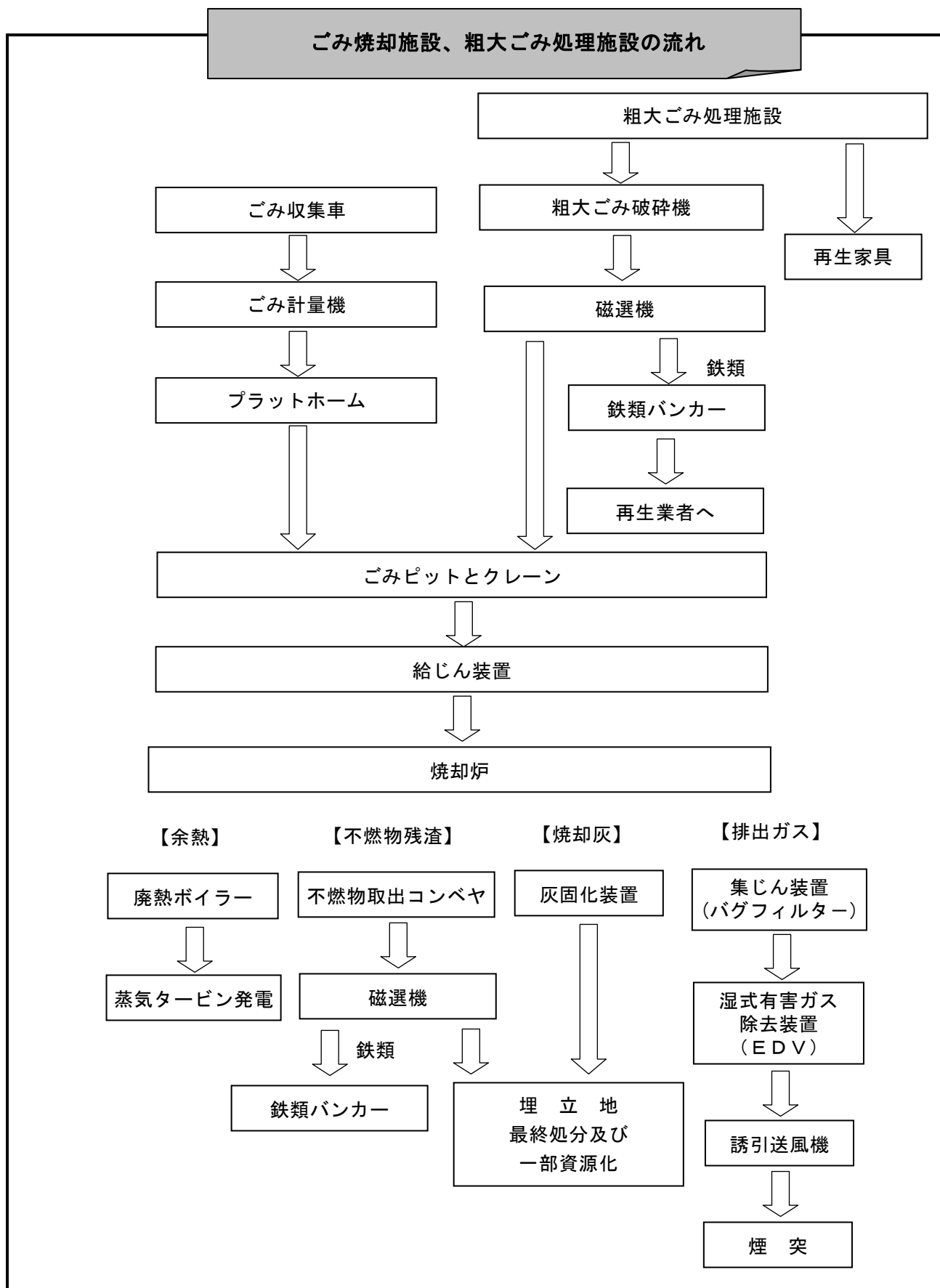


図 3.6-2 ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設の処理の流れ

2) リサイクルプラザ

(ア) リサイクルプラザの概要

リサイクルプラザの概要は、表 3.6-9、表 3.6-10 に示すとおりです。

資源ごみ（金属缶、ガラスびん、紙類、ペットボトル、プラスチック）を処理します。

表 3.6-9 リサイクルプラザの建物概要

項 目	内 容
工事竣工	平成 14 年 3 月 20 日
建築面積	2,457m ²
延床面積	5,190m ²
階数	地下 1 階、地上 3 階建
構造	鉄骨 ALC 造り



出典：蕨戸田衛生センター組合ホームページ

表 3.6-10 リサイクルプラザの概要

項 目	内 容
処理能力	62.5 トン/日
1. リサイクル設備	
(1) 金属缶ライン (5.8 トン/日)	ア. スチール缶及びアルミ缶 自動選別＋機械圧縮 (スプレー缶は手選別＋機械ガス抜) イ. 金属製品 仕分け
(2) ペットボトルライン (4.0 トン/日) [平成 17 年に 2.5 トン/日増設]	自動選別＋機械圧縮梱包
(3) 紙類ライン (28 トン/日)	手選別＋機械圧縮梱包
(4) プラスチックライン (14 トン/日)	ア. 容器包装プラスチック等 手選別＋機械圧縮梱包 イ. リサイクルできないプラスチック 手選別＋機械破砕機
(5) びんライン (8.7 トン/日)	ア. 無色・茶色・その他 自動選別 イ. 生きびん 手選別
(6) 粗大ごみ再生 (2 トン/日)	再生工房＋展示ホール→市民へ
2. 公害防止及び作業環境保全設備	
(1) 集じん設備	バグフィルター
(2) 脱臭装置	活性炭吸着塔＋排気対策ダクト（焼却施設へ接続）
(3) 防音、防振設備	各機器設備＋総合レイアウト対策
(4) 作業環境保全設備	作業員用スポットエアコン
3. 啓発設備	
(1) 再生品展示ホール	
(2) 多目的スペース	展示、学習室等への多目的利用可能スペース
(3) 見学者ホール・通路	

出典：蕨戸田衛生センター組合ホームページ

(イ) リサイクルプラザにおける処理の流れ

リサイクルプラザにおける処理の流れは、図 3.6-3(1)、(2)に示すとおりです。

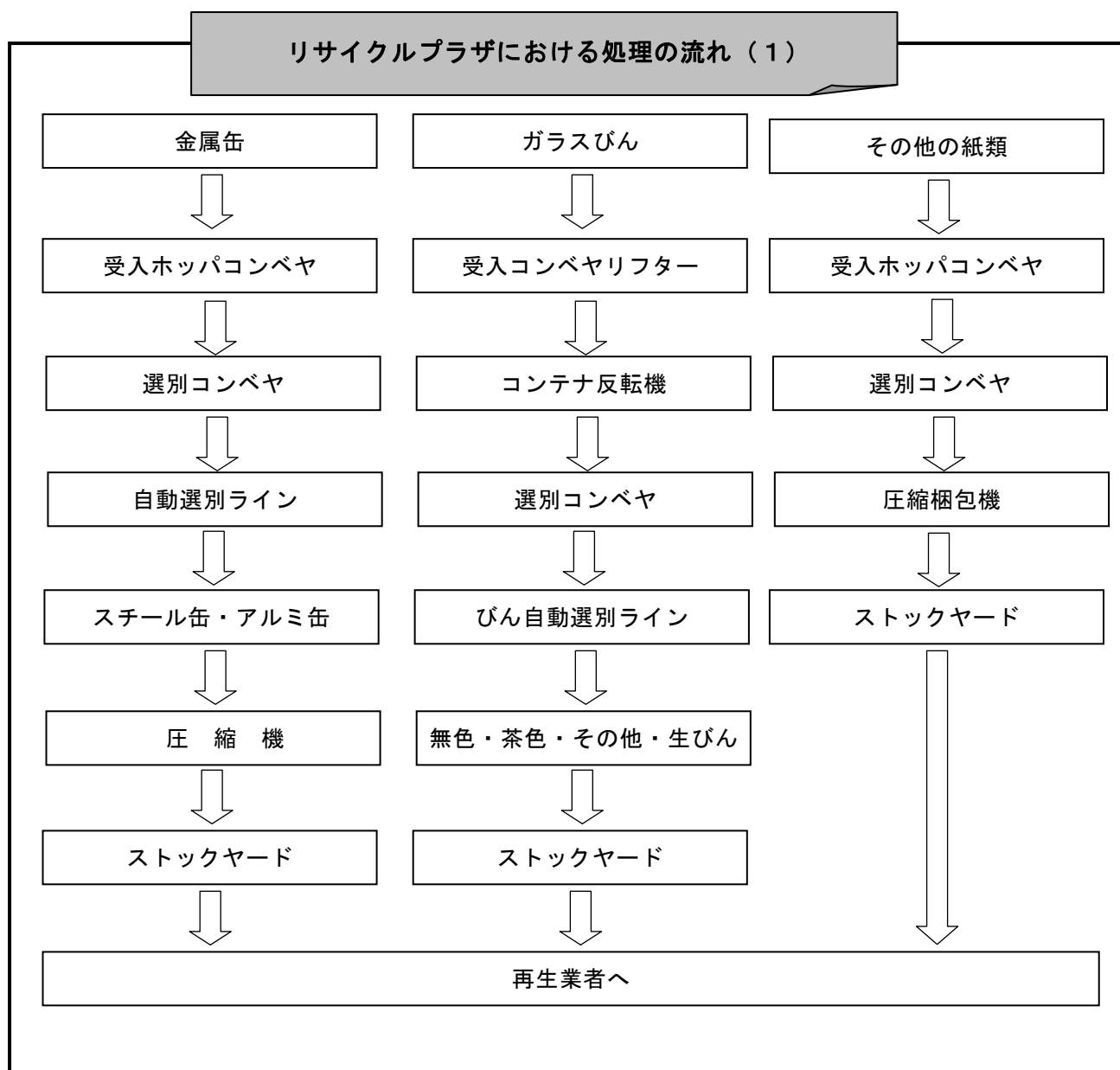


図 3.6-3(1) リサイクルプラザにおける処理の流れ（資源化）

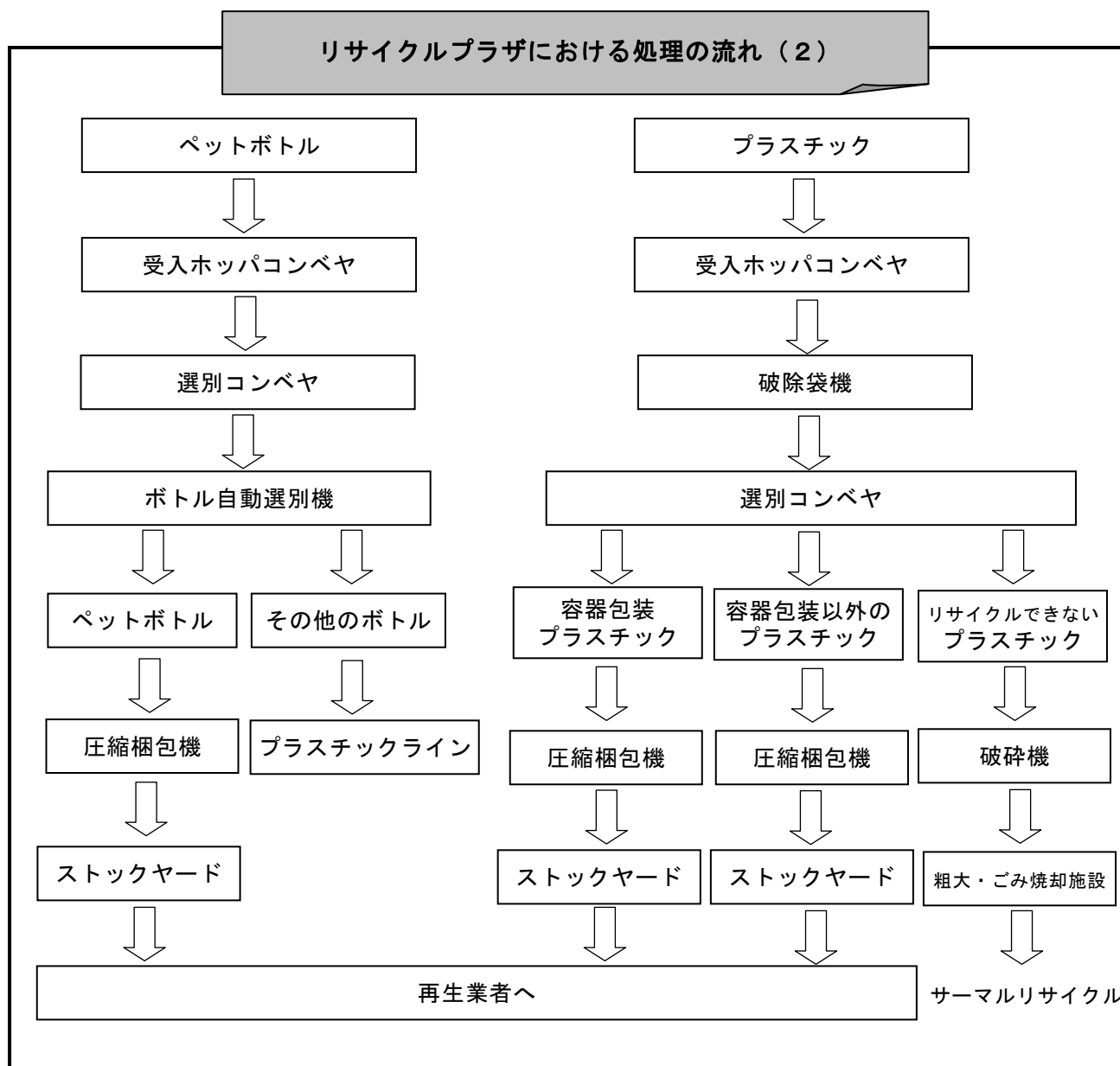


図 3.6-3(2) リサイクルプラザにおける処理の流れ（資源化）

3) し尿処理施設

し尿処理施設の概要は、表 3.6-11、表 3.6-12 に示すとおりです。

し尿と浄化槽汚泥を処理して、下水道に放流します。

表 3.6-11 し尿処理施設の建物概要

項 目	内 容
工事竣工	平成元年 12 月 20 日
建築面積	374m ²
延床面積	845m ²
階数	地下 1 階、地上 2 階建
構造	鉄筋コンクリート造り



出典：蕨戸田衛生センター組合ホームページ

表 3.6-12 し尿処理施設の概要

項 目	内 容
処理能力	40 kl/日
1. し尿処理設備	
(1) 受入貯留設備	ア. 受入槽 RC 造り 40m ³ ×1 槽 イ. 貯留槽 RC 造り 40m ³ ×1 槽 ウ. 前処理装置 ドラムスクリーン式 18m ³ /HR×2 基 エ. 破砕ポンプ 堅型 18m ³ /HR×4 台
(2) 好気性消化処理設備	ア. 好気性消化槽 RC 造り 320m ³ ×1 基 イ. 沈殿槽 RC 造り 13.3m ³ ×1 基 ウ. 曝気ブロワ ルーツ式×3 台
(3) 希釈放流設備	ア. 貯留槽 RC 造り 40m ³ ×1 基 イ. 放流ポンプ スネーク式×2 台
(4) 汚泥処理設備	ア. 貯留槽 RC 造り 40m ³ ×1 基 イ. 脱水装置 遠心分離機 3.5m ³ /HR×2 基 ウ. 脱水汚泥コンベヤ スネーク式×1 式 エ. 片持スクリー式（焼却施設へ接続）×1 式
(5) 脱臭設備	2 塔薬液洗浄式＋活性炭吸着×1 式（臭気処理能力 160m ³ /min）
(6) 下水道接続設備	ア. 全施設集合排水放流槽 RC 造り×1 式 イ. 希釈装置 工業用水利用×1 式 ウ. 流量計 電磁式×1 式 エ. SS 濃度計 光電透過式×1 式

出典：蕨戸田衛生センター組合ホームページ

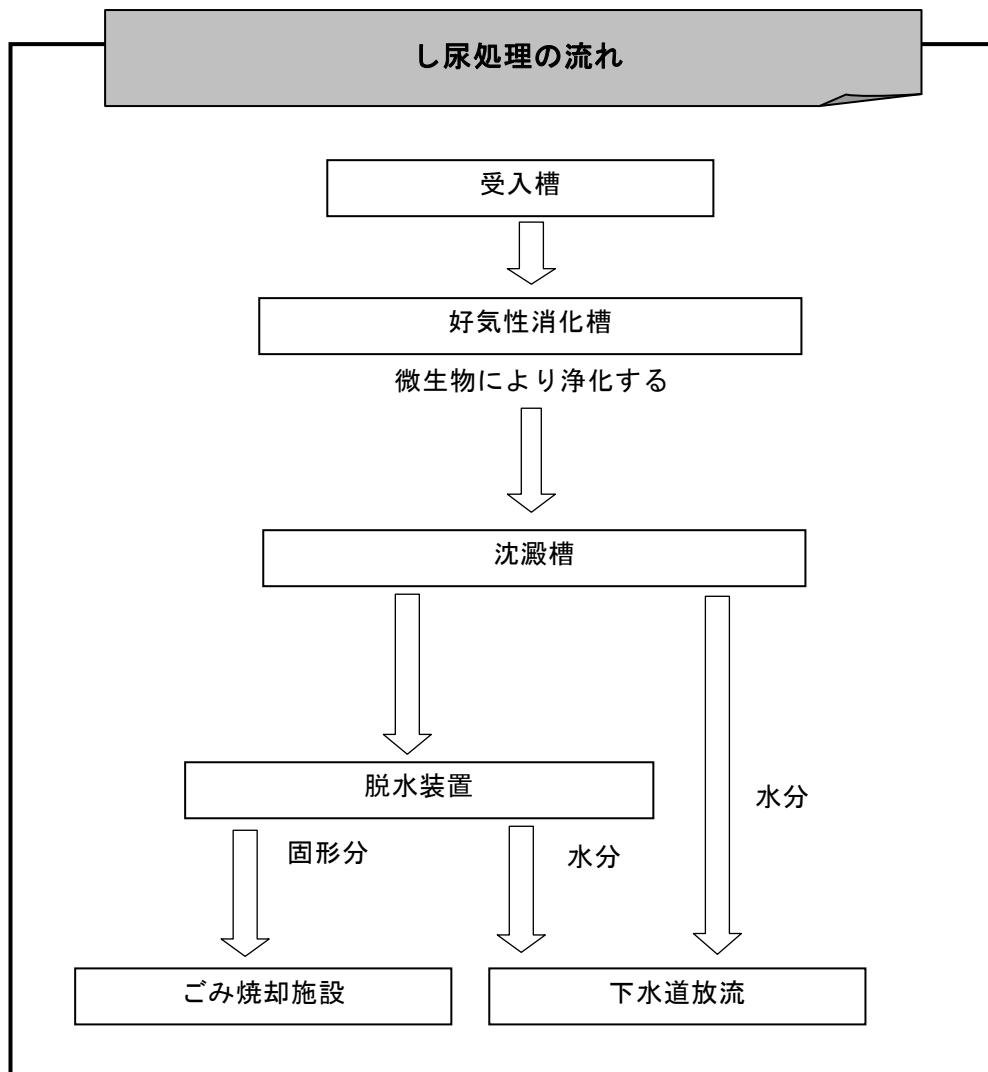


図 3.6-4 し尿処理施設における処理の流れ

4) リサイクルフラワーセンター

リサイクルフラワーセンターの詳細は、「3.3 ごみの発生抑制及び排出抑制の現状（1）リサイクルフラワーセンター」（p28）に示すとおりです。なお、処理の流れについては、図 3.6-5 に示すとおりです。

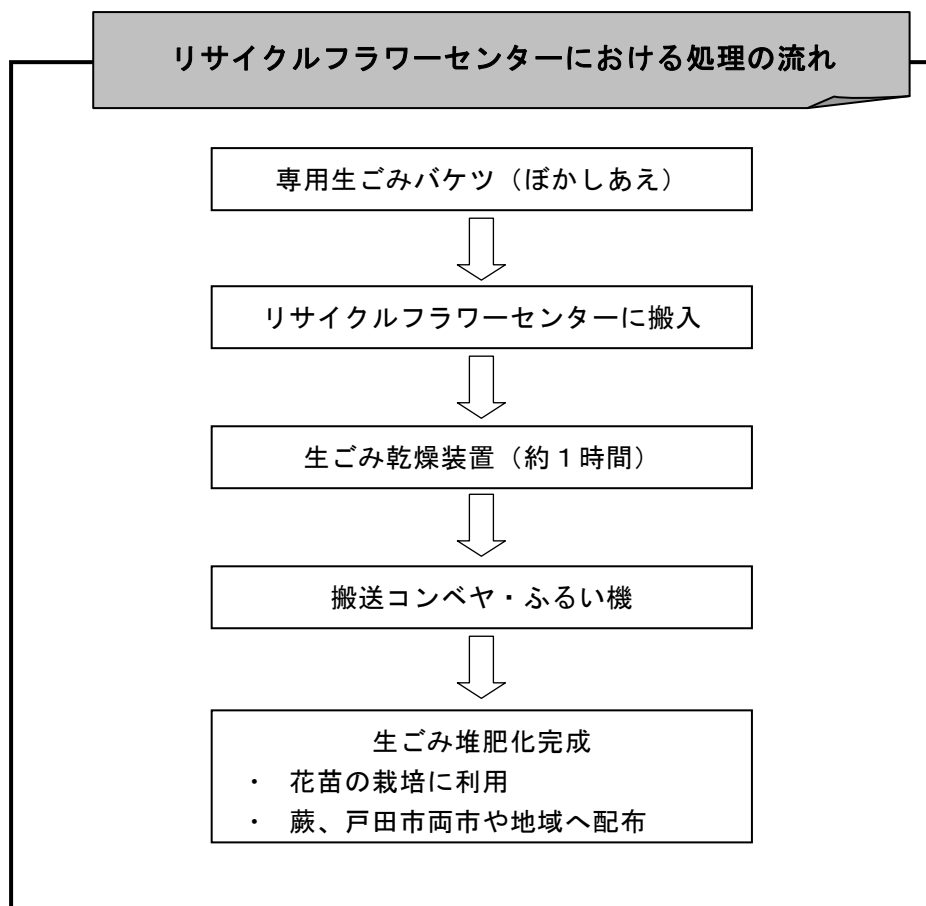


図 3.6-5 リサイクルフラワーセンターにおける処理の流れ

5) その他のごみの処理

廃乾電池、廃蛍光管等、廃消火器、廃バッテリーについては、図 3.6-6 に示す処理を行っています。

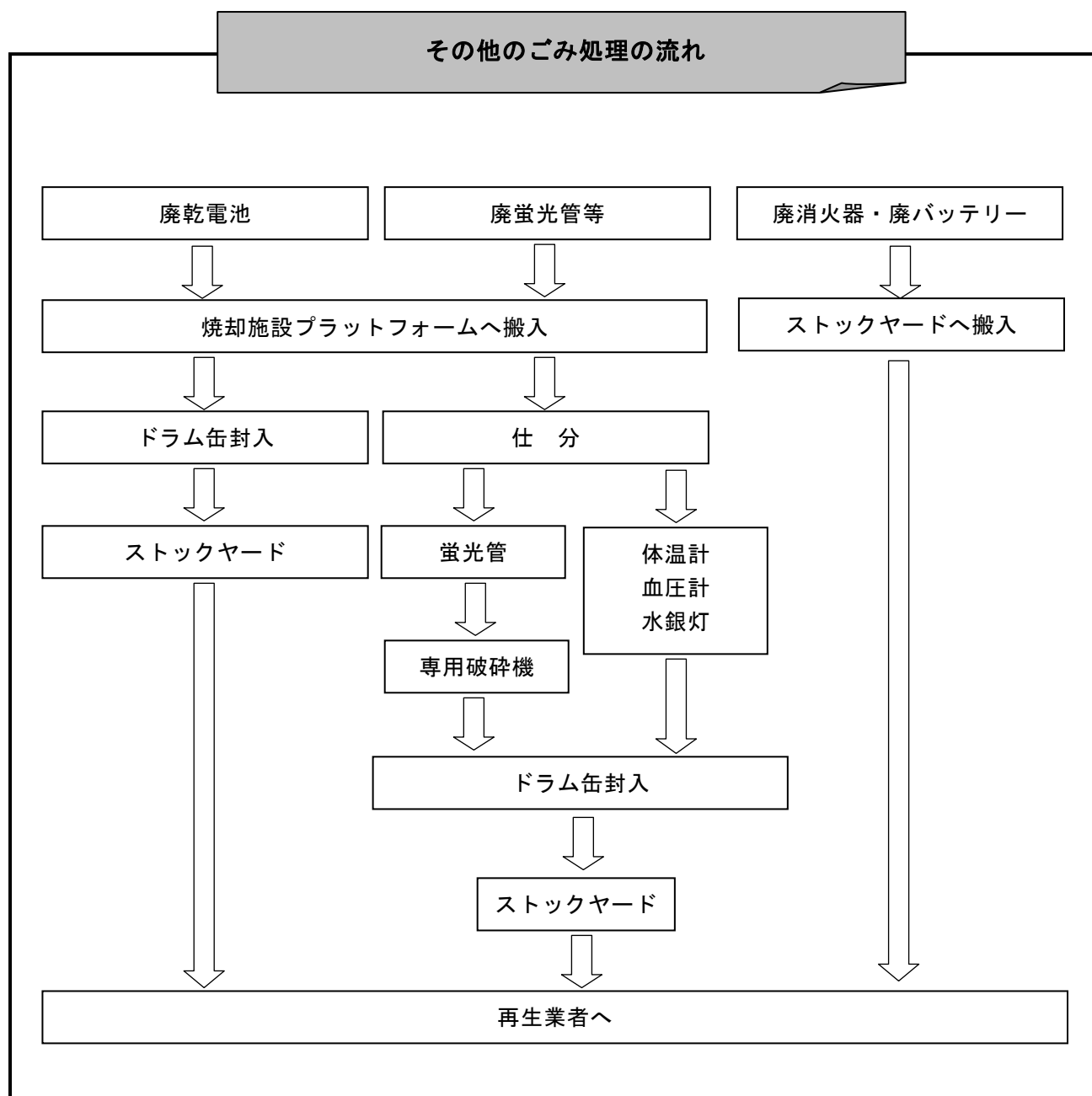


図 3.6-6 その他のごみの流れ

(3) 中間処理の状況

1) 両市の中間処理状況

処理施設への総搬入量の推移は、表 3.6-13(1)、(2) 及び図 3.6-7 に示すとおりです。
両市とも総搬入量は減少傾向にあります。

表 3.6-13(1) 総搬入量の推移（蕨市）

単位：t

項 目 \ 年 度	H18	H19	H20	H21	H22
ごみ焼却施設への搬入量	18,490	17,951	17,242	16,988	16,761
ごみ焼却施設以外の中間処理施設への搬入量	3,787	3,741	3,570	3,490	3,587
粗大ごみ処理施設	1,422	1,392	1,357	1,301	1,371
リサイクルプラザ	2,365	2,349	2,213	2,189	2,216
総搬入量	22,277	21,692	20,811	20,478	20,348

※ 端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

出典：統計資料、平成 18 年度～22 年度（蕨戸田衛生センター組合）

表 3.6-13(2) 総搬入量の推移（戸田市）

単位：t

項 目 \ 年 度	H18	H19	H20	H21	H22
ごみ焼却施設への搬入量	36,545	35,739	35,019	33,389	32,719
ごみ焼却施設以外の中間処理施設への搬入量	6,474	6,343	6,238	6,428	6,625
粗大ごみ処理施設	2,558	2,404	2,407	2,542	2,764
リサイクルプラザ	3,916	3,940	3,831	3,886	3,861
総搬入量	43,019	42,082	41,257	39,817	39,344

※ 端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

出典：統計資料、平成 18 年度～22 年度（蕨戸田衛生センター組合）

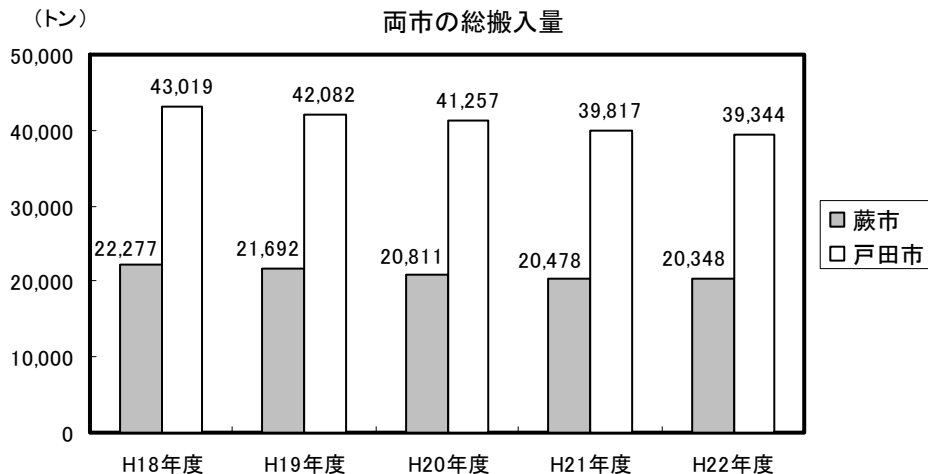


図 3.6-7 総搬入量の推移（両市）

2) ごみ焼却施設

ごみ焼却施設における焼却処理量の推移は、表 3.6-14 及び図 3.6-8 に示すとおりです。平成 18 年度から減少傾向が続いています。

表 3.6-14 焼却処理量の推移

単位：t

年 度 項 目	H18	H19	H20	H21	H22
家庭系・事業系可燃ごみ、 その他焼却処分	54,640	53,353	51,652	50,632	49,738
破碎残渣	3,588	3,435	3,404	3,433	3,550
し尿し渣及び脱水汚泥	182	170	223	233	223
リサイクルプラザ残渣	490	562	570	651	803
合 計	58,901	57,520	55,848	54,949	54,314

※ 端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

出典：統計資料、平成 18 年度～22 年度（蕨戸田衛生センター組合）

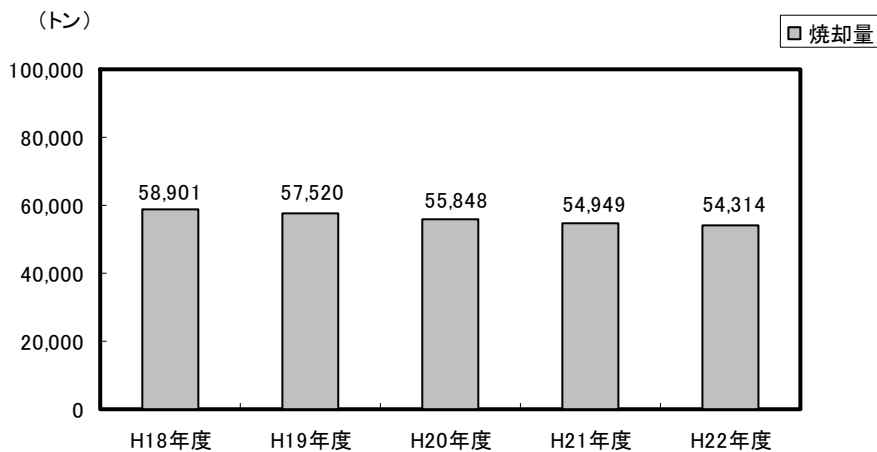


図 3.6-8 ごみ焼却施設の焼却量の推移

3) 粗大ごみ処理施設

平成 18 年度から平成 22 年度までの粗大ごみ処理施設における処理量の推移は、表 3.6-15 及び図 3.6-9 に示すとおりです。粗大ごみ及び不燃ごみは粗大ごみ処理施設で破碎され、資源として回収できるもの以外は焼却処分されます。平成 18 年度から平成 20 年度まで減少傾向を示していましたが、その後、増加傾向にあります。

表 3.6-15 粗大ごみ処理施設における処理量の推移

単位：t

年 度 項 目	H18	H19	H20	H21	H22
粗大ごみ	1,719	1,763	1,741	1,839	1,958
不燃ごみ	2,262	2,033	2,023	2,004	2,177
年間処理量	3,981	3,796	3,764	3,843	4,135

※ 端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

出典：統計資料、平成 22 年度（蕨戸田衛生センター組合）

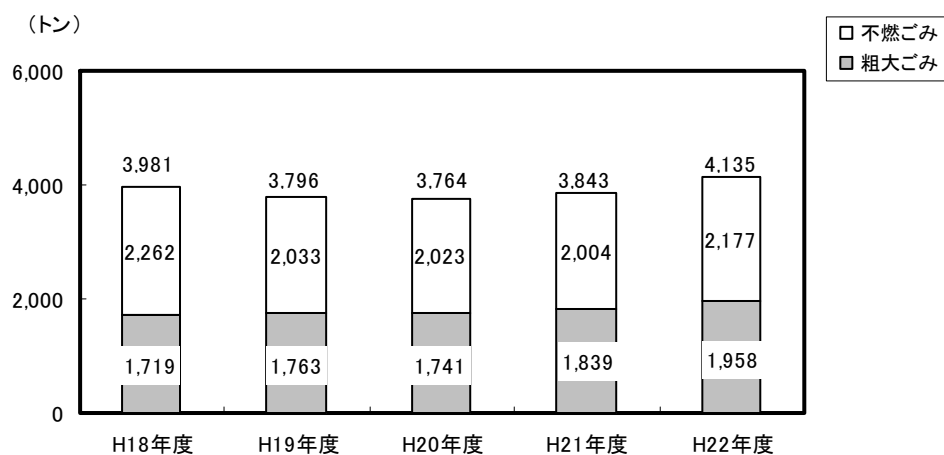


図 3.6-9 粗大ごみ処理施設における処理量の推移

4) リサイクルプラザ

平成 18 年度から平成 22 年度までのリサイクルプラザにおける処理量の状況は、表 3.6-16 及び図 3.6-10 に示すとおりです。平成 19 年度から平成 20 年度にかけて減少しましたが、その後は、ほぼ横ばい傾向を示しています。

表 3.6-16 リサイクルプラザにおける処理量の推移

単位：t

年 度	H18	H19	H20	H21	H22
金 属 缶 類	1,181	1,141	1,123	1,111	1,099
ガラスびん類	1,591	1,568	1,501	1,458	1,464
その他の紙類	970	963	840	878	874
ペットボトル	783	790	824	817	852
プラスチック類	1,755	1,826	1,756	1,812	1,787
年間処理量	6,280	6,288	6,044	6,076	6,076

※ 端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

出典：統計資料、平成 18 年度～22 年度（蕨戸田衛生センター組合）

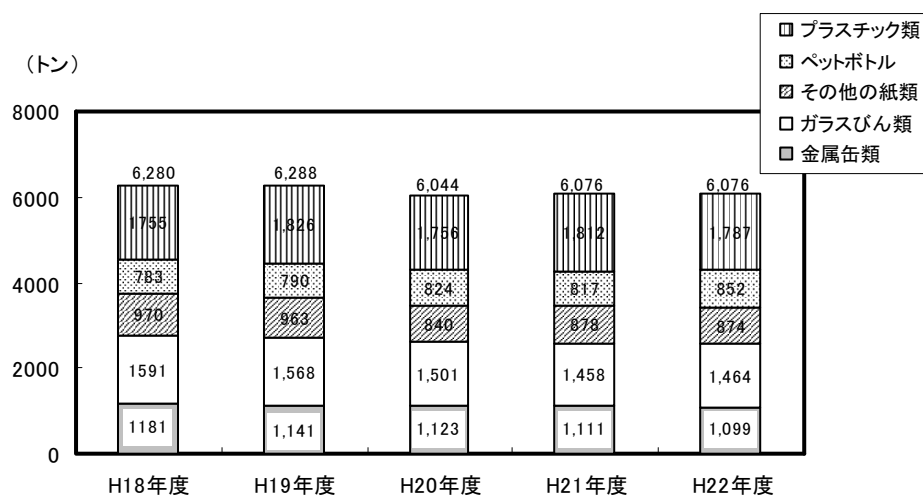


図 3.6-10 リサイクルプラザにおける処理量の推移

5) し尿処理施設

(ア) し尿処理の状況

両市におけるし尿処理の処理人口及び水洗化率等は、表 3.6-17 に示すとおりです。
また水洗化率の推移は、図 3.6-11 に示すとおりです。

表 3.6-17 し尿処理の状況

市名	項 目	H18	H19	H20	H21	H22
蕨市	水洗化人口（人）	67,135	67,429	67,511	67,863	68,143
	公共下水道人口（人）	66,190	63,601	63,867	64,031	64,352
	浄化槽人口（人）	945	3,828	3,644	3,832	3,791
	非水洗化人口（人）	772	685	627	626	554
	総人口（人）	67,907	68,114	68,138	68,489	68,697
	水洗化率（％）	98.9	99.0	99.1	99.1	99.2
	非水洗化率（％）	1.1	1.0	0.9	0.9	0.8
戸田市	水洗化人口（人）	113,352	114,140	115,828	117,199	119,172
	公共下水道人口（人）	96,931	97,546	99,244	101,254	102,454
	浄化槽人口（人）	16,421	16,594	16,584	15,945	16,718
	非水洗化人口（人）	690	608	540	493	424
	総人口（人）	114,042	114,748	116,368	117,692	119,596
	水洗化率（％）	99.4	99.5	99.5	99.6	99.6
	非水洗化率（％）	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4

※1.水洗化率は浄化槽人口も含めた値です。

※2.端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

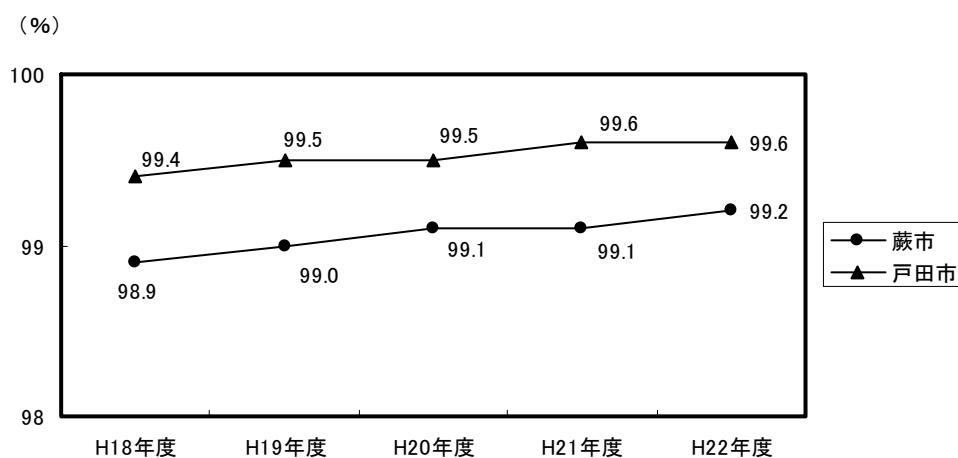


図 3.6-11 水洗化率の推移

(イ) し尿処理施設の処理量

し尿処理施設における処理量の状況は、表 3.6-18 及び図 3.6-12 に示すとおりです。
し尿については減少傾向にあるものの、浄化槽汚泥は増加傾向を示しています。

表 3.6-18 し尿処理施設における処理量の推移

単位：t

年 度		H18	H19	H20	H21	H22
項 目						
蕨市	し尿	1,115	836	769	729	655
	浄化槽	430	515	519	563	628
戸田市	し尿	744	662	627	546	496
	浄化槽	4,511	4,705	4,815	4,876	5,246
合計	し尿	1,859	1,498	1,396	1,275	1,151
	浄化槽	4,941	5,220	5,334	5,439	5,874

※ 端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

出典：統計資料、平成 22 年度（蕨戸田衛生センター組合）

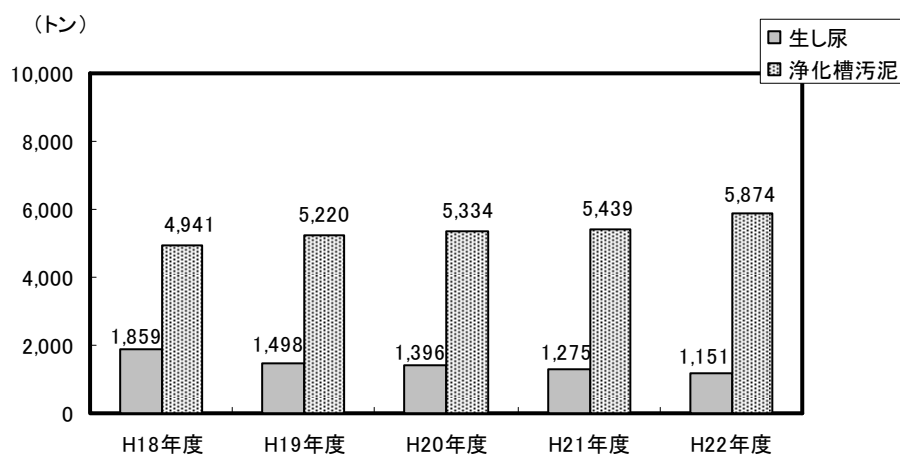


図 3.6-12 し尿処理量の推移

(4) 資源回収の状況

中間処理施設における資源回収の状況は、表 3.6-19、表 3.6-20 及び図 3.6-13～図 3.6-15 に示すとおりです。ごみ焼却施設からの資源回収量は、ほぼ増加傾向を示していますが、リサイクルプラザにおける資源回収量は、減少しています。「表 3.6-16 リサイクルプラザにおける処理量の推移」の処理量に比べ、容器類の軽量化と資源化できないごみが相当量含まれているため、回収量が少なくなっています。

表 3.6-19 ごみ処理関係における資源回収量の推移

単位：t

年 度 項 目	H18	H19	H20	H21	H22
焼却鉄	497	592	561	461	358
破碎鉄	742	648	684	670	698
固化灰資源化	—	—	—	—	—
焼却灰資源化	642	1,003	1,187	1,522	1,600
廃棄自転車	46	46	46	43	44
廃バッテリー	15	12	10	9	7
廃乾電池	30	33	18	35	29
廃蛍光管	20	19	10	15	13
廃家電	12	17	16	19	19
廃タイヤ	2	2	3	3	0
廃消火器	6	5	3	12	5
合 計	2,012	2,377	2,538	2,789	2,773

※ 端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

出典：統計資料、平成 18 年度～22 年度（蕨戸田衛生センター組合）

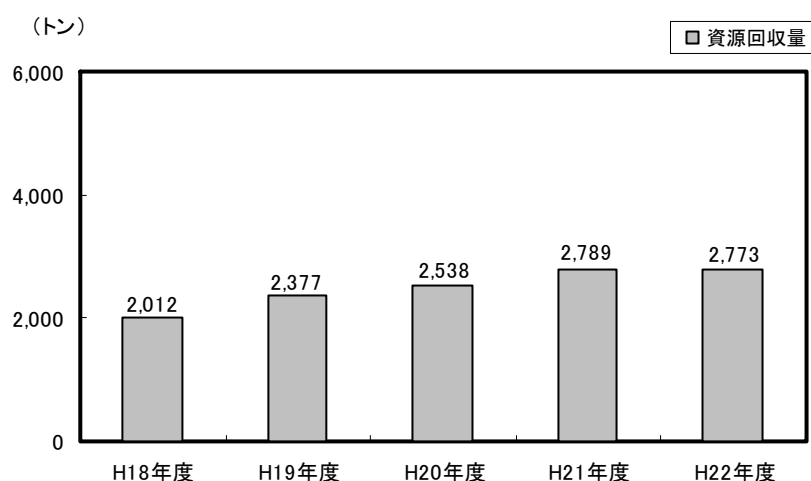


図 3.6-13 ごみ処理関係における資源回収量の推移

表 3.6-20 リサイクルプラザにおける資源回収量の推移

単位：t

年 度 項 目	H18	H19	H20	H21	H22
スチール缶	471	451	425	418	391
アルミ缶	400	390	393	379	408
金属製品	4	3	3	4	3
無色カレット	632	598	560	550	547
茶色カレット	409	398	399	386	400
その他カレット	312	324	325	327	350
生きびん	132	135	107	100	92
その他の紙類	827	827	766	775	796
ペットボトル	689	720	730	717	746
廃プラスチック	1,412	1,402	1,368	1,226	1,135
粗大再生	13	13	14	19	13
合 計	5,301	5,261	5,090	4,901	4,881

※ 端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

出典：統計資料、平成 18 年度～22 年度（蕨戸田衛生センター組合）

(トン)

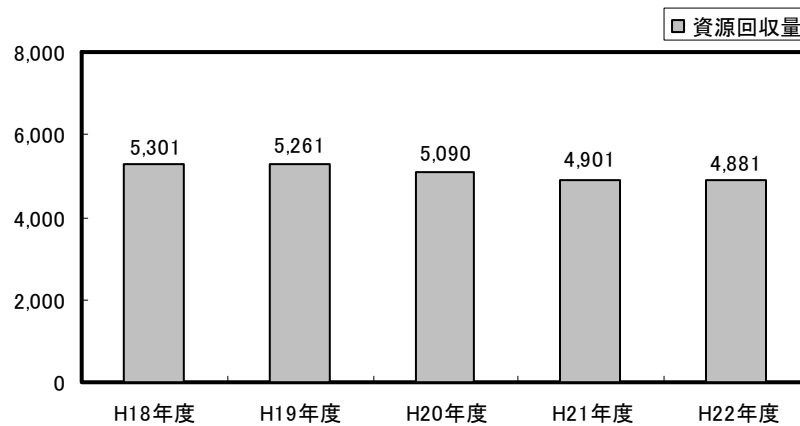


図 3.6-14 リサイクルプラザにおける資源回収量の推移

(トン)

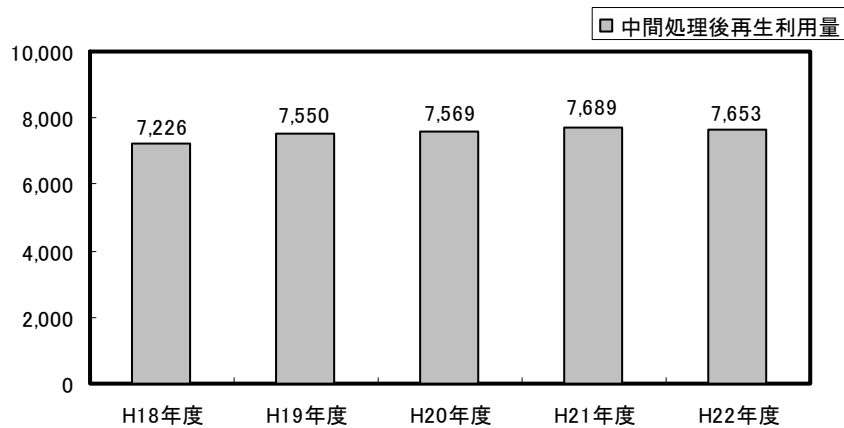


図 3.6-15 中間処理後再生利用量の推移（全処理施設）

3.7 最終処分の現状

(1) 最終処分の状況

蕨戸田衛生センター組合では、蕨、戸田市が収集・運搬して搬入するごみの全量を中間処理の対象としており、処理後の焼却残渣については、地域内に埋立地の確保が困難なことから、県内2箇所、県外3箇所の最終処分場や資源化施設に委託して処理しています。焼却残渣としては、焼却炉の炉底から排出される不燃物残渣と集じん機で捕集した飛灰を、セメントで固化した固化灰があります。

(2) 最終処理場の概要

組合には最終処理場がないため、表 3.7-1 に示す施設に委託しています。

炉の下から排出される不燃物残渣は、県の施設である埼玉県環境整備センターに搬出して埋立処分されるか、埼玉県寄居町にある民間施設にて資源化されます。固化灰は一部資源化されますが、それ以外は民間処分場で埋立処分しています。

表 3.7-1 最終処分及び資源化の状況

施設名	対象
群馬県草津町（民間施設）	固化灰
山形県米沢市（民間施設）	固化灰
長野県小諸市（民間施設）	固化灰→資源化
埼玉県環境整備センター（県営施設）	不燃物残渣
埼玉県寄居町（民間施設）	不燃物残渣→資源化

出典：蕨戸田衛生センター組合資料

(3) 最終処分量の推移

両市における平成 18 年度から平成 22 年度までの最終処分状況は、表 3.7-2(1)、(2)、表 3.7-3 及び図 3.7-1 に示すとおりです。平成 18 年度から平成 20 年度にかけて減少傾向でしたが、その後は横ばい傾向です。また、不燃物残渣からの資源化量は図 3.7-2 に示すとおりです。資源化量は増加傾向を示しています。

最終処分場の残余容量は減少しています。更にごみの減量化による処分量の削減が必要となっています。

表 3.7-2 (1) 最終埋立処分量（固化灰＋不燃物残渣）の推移

単位：t

項 目 \ 年 度	H18	H19	H20	H21	H22
全 体	5,628	5,263	4,693	4,767	4,684

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

表 3.7-2 (2) 最終処分量（固化灰＋不燃物残渣）の推移

単位：t

項 目 \ 年 度	H18	H19	H20	H21	H22
固化灰（埋立）	4,792	4,903	4,507	4,668	4,585
不燃物残渣（埋立）	836	360	186	99	99
小計（埋立）	5,628	5,263	4,693	4,767	4,684
不燃物残渣（資源化）	642	1,003	1,187	1,522	1,600
合計（埋立＋資源化）	6,270	6,266	5,880	6,289	6,284

※ 端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

出典：統計資料、平成18年度～22年度（蕨戸田衛生センター組合）

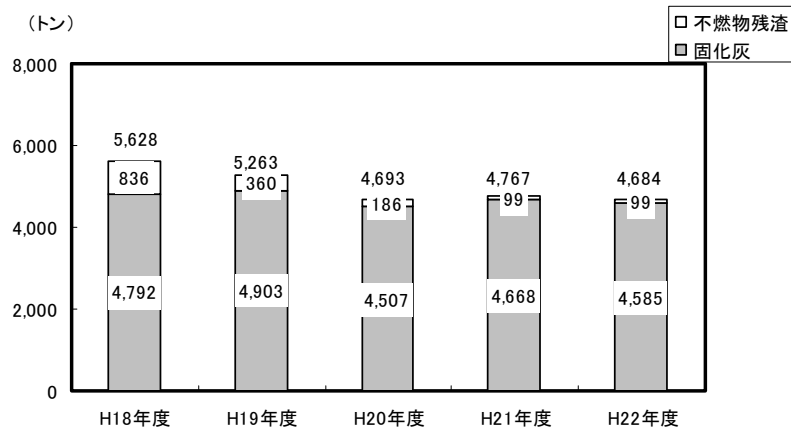


図 3.7-1 最終埋立処分量の推移 (小計)

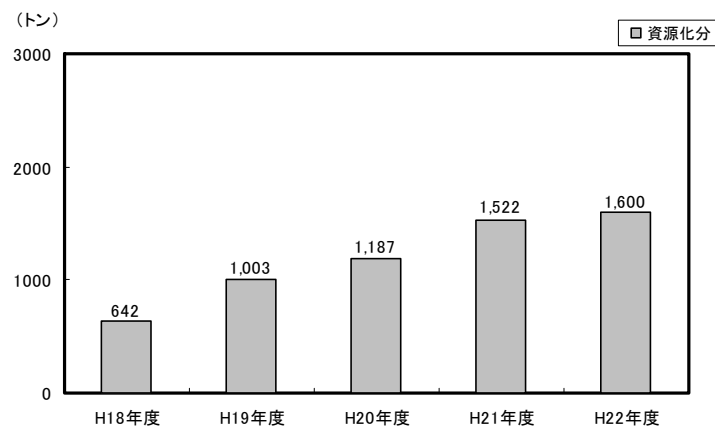


図 3.7-2 不燃物残渣からの資源化分の推移

表 3.7-3 1人1日当たりの最終処分量の推移

単位：g

項目 \ 年度	H18	H19	H20	H21	H22
全 体	84	79	70	70	68

(4) 焼却量に対する最終処分量の割合

平成 18 年度から平成 22 年度までの焼却量に対する最終処分量の割合は、表 3.7-4 に示すとおりです。

表 3.7-4 焼却量と最終処分量の推移

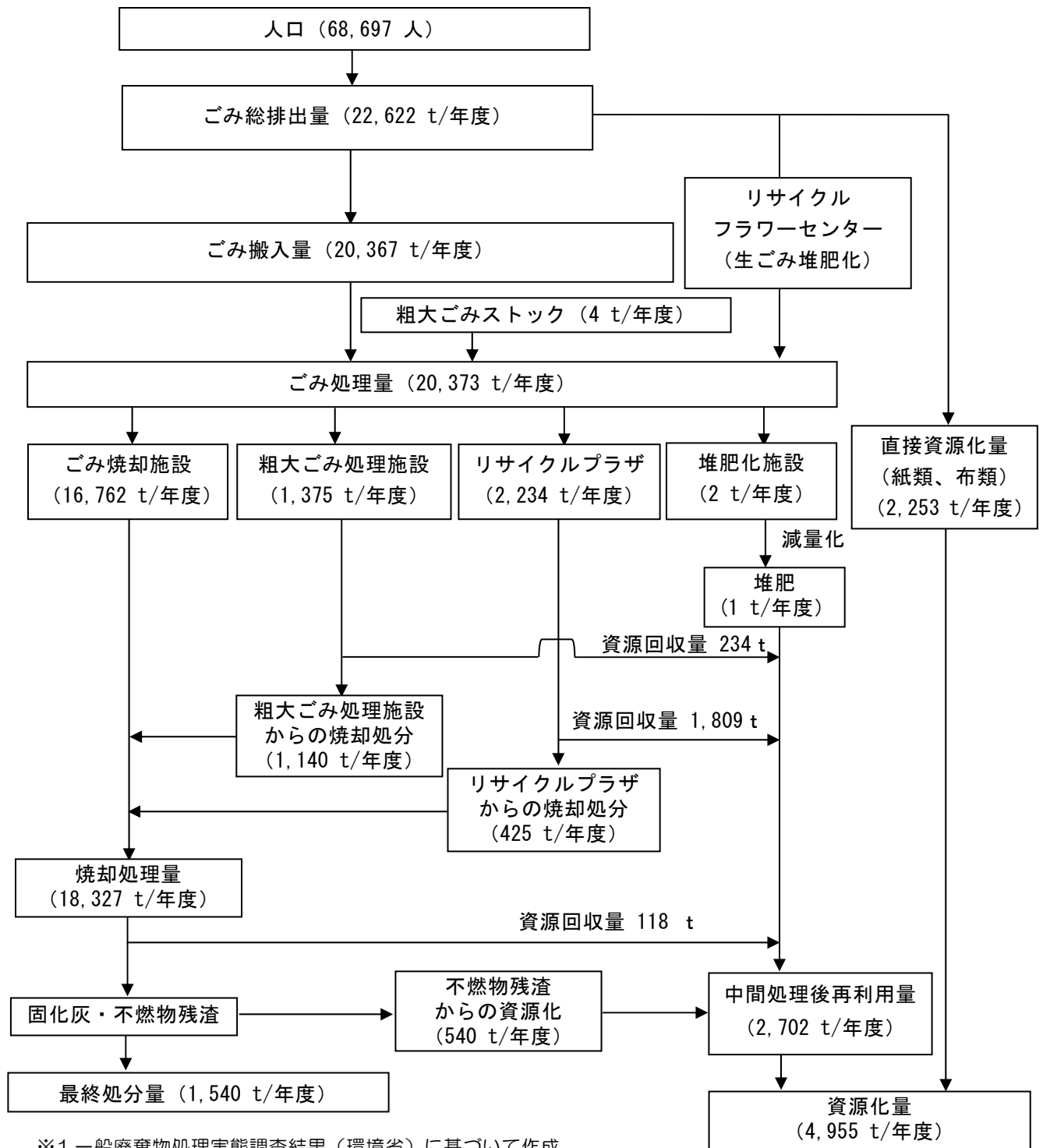
項目 \ 年度	H18	H19	H20	H21	H22
焼却量 (t)	58,840	57,520	55,848	54,949	54,314
最終処分量 (t)	5,628	5,263	4,693	4,767	4,684
焼却量に対する最終処分量の割合 (%)	9.6	9.1	8.4	8.7	8.6

出典：統計資料、平成 18 年度～22 年度（蕨戸田衛生センター組合）

3.8 ごみ処理量実績のまとめ

(1) 蕨 市

平成22年度における、ごみ排出から最終処分に至るまでのごみ処理フローは、図3.8-1に示すとおりです。



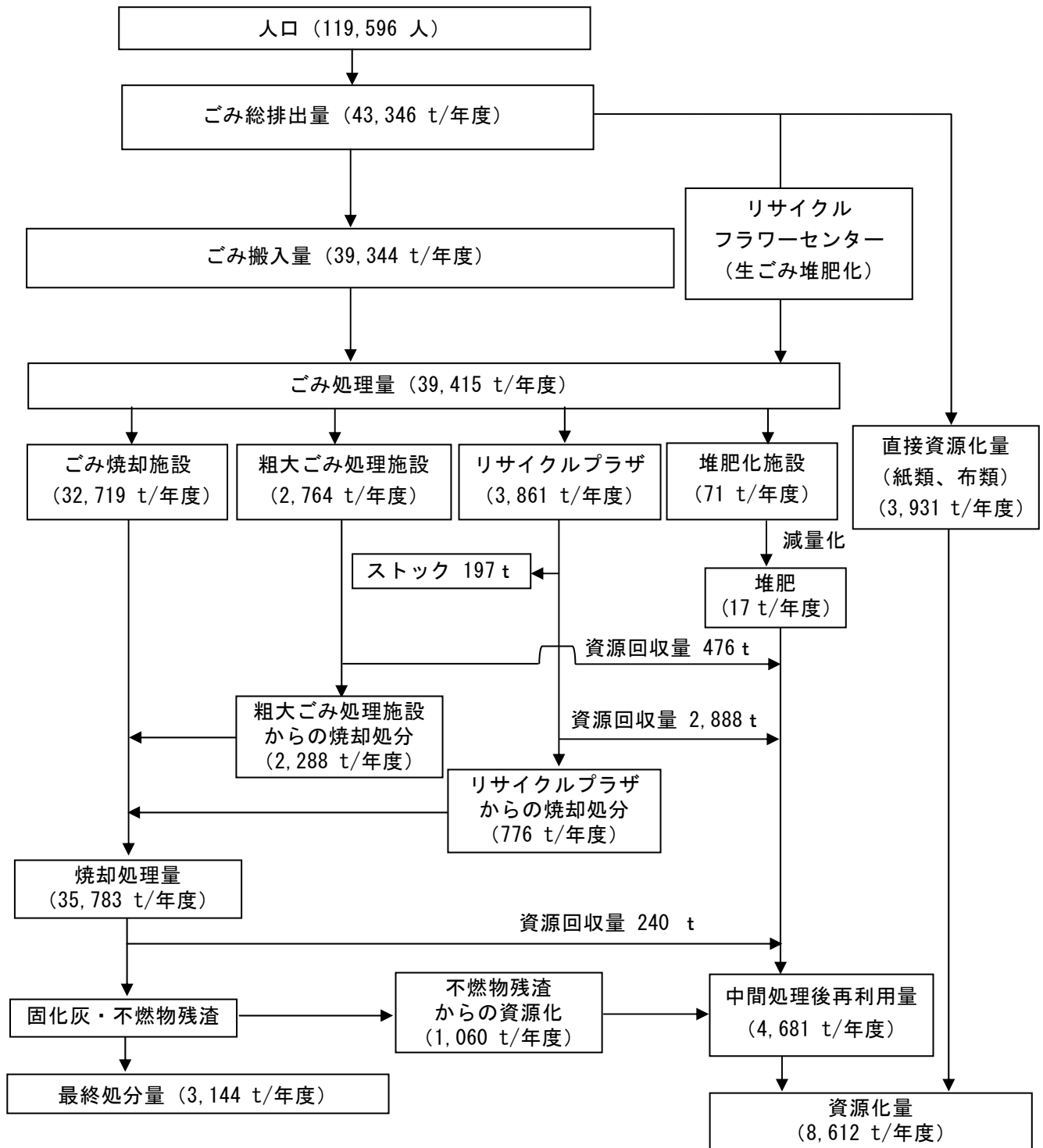
※1.一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）に基づいて作成

※2.端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

図 3.8-1 ごみ処理実績フロー図（平成 22 年度実績：蕨市）

(2) 戸田市

平成22年度における、ごみ排出から最終処分に至るまでのごみ処理フローは、図3.8-2に示すとおりです。



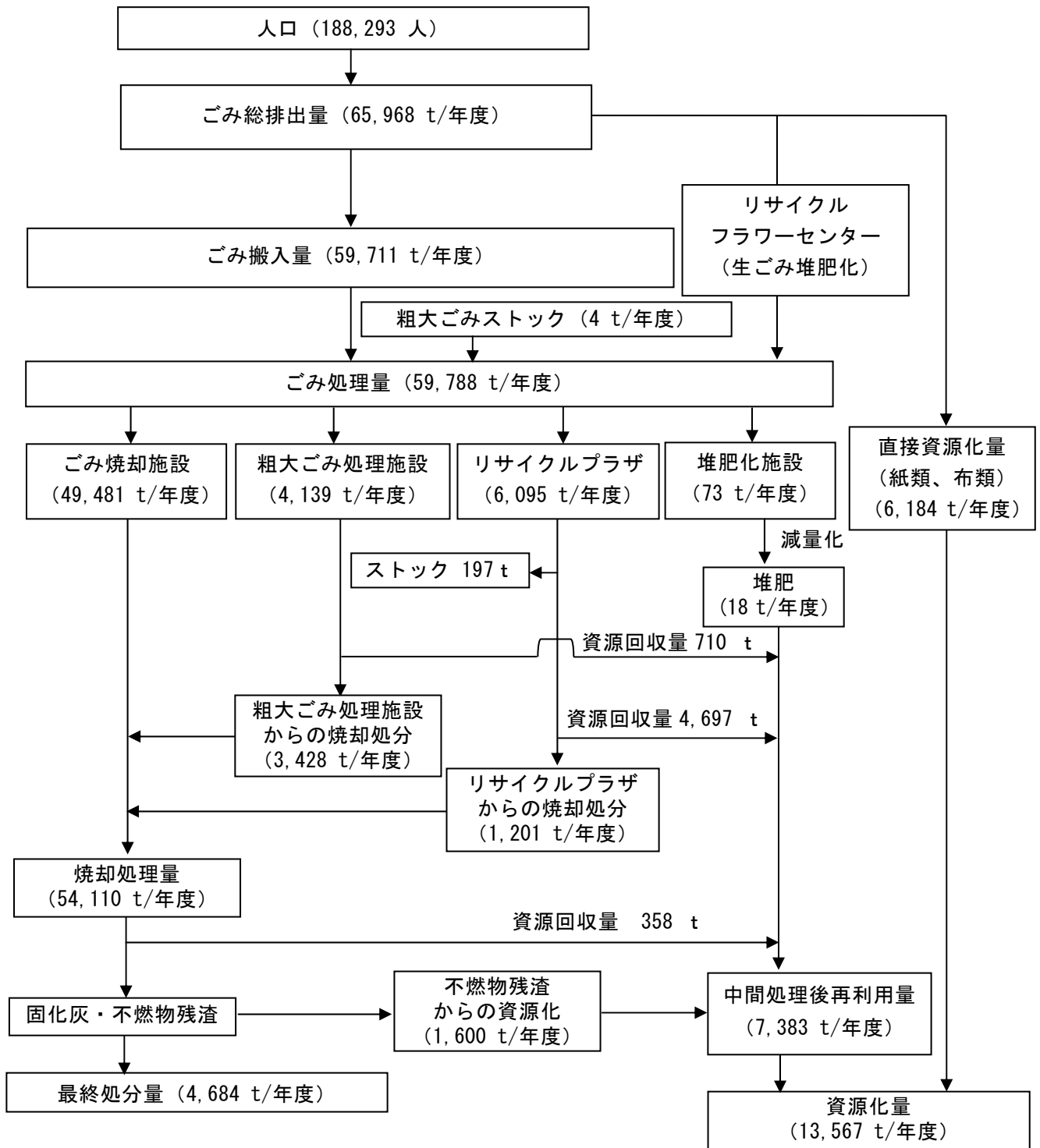
※1.一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）に基づいて作成

※2.端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

図 3.8-2 ごみ処理実績フロー図（平成 22 年度実績：戸田市）

(3) 全 体

平成22年度における、ごみ排出から最終処分に至るまでのごみ処理フローは、図3.8-3に示すとおりです。



※1.図3.8-1、図3.8-2を合算

※2.端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

図3.8-3 ごみ処理実績フロー図（平成22年度実績：全体）

3.9 清掃事業費の現状

(1) ごみ・し尿処理経費の状況

両市における1人当たりの年間ごみ・し尿処理経費は、表 3.9-1 及び図 3.9-1 に示すとおりです。過去5年間の処理経費は年々減少しており、平成 22 年度の年間ごみ処理経費は、1人当たり 13,374 円で、平成 18 年度の 16,369 円に比べ、2,995 円削減されています。

表 3.9-1 1人当たりの年間ごみ・し尿処理経費

年 度		H18	H19	H20	H21	H22
項 目						
ごみ	処理経費（千円）	2,848,108	2,485,102	2,473,667	2,471,987	2,417,624
	年間処理量（t）	65,296	63,774	62,068	60,295	60,191
	1t 当たりの経費（円）	43,618	38,967	39,854	40,988	40,166
	処理対象人口（人）	181,399	182,284	183,539	187,256	188,860
	1 人当たりの経費（円） ①	15,701	13,633	13,478	13,201	12,801
し尿	処理経費（千円）	121,147	108,033	110,888	90,953	108,307
	年間処理量（t）	6,800	6,718	6,730	6,714	7,025
	1t 当たりの経費（円）	17,816	16,081	16,477	13,547	15,417
	処理対象人口（人）	181,399	182,284	183,539	187,256	188,860
	1 人当たりの経費（円） ②	668	593	804	486	573
1 人当たりの 年間ごみ・し尿処理経費（円） ①+②		16,369	14,226	14,082	13,687	13,374

※1.人口は、各年 3 月 31 日現在のデータを用いています。

※2.端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

出典：蕨戸田衛生センター組合資料

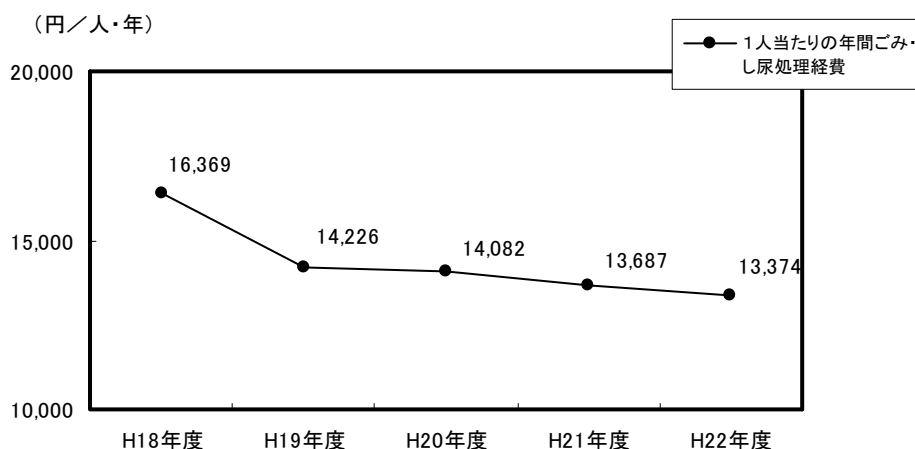


図 3.9-1 1人当たりの年間ごみ・し尿処理経費の推移

3.10 両市の関係条例等

(1) 廃棄物関連条例等

蕨市の廃棄物に関する条例の内容は、表 3.10-1 に、戸田市は表 3.10-2 に示すとおりです。

表 3.10-1 廃棄物関係条例（蕨市）

条例名	目 的
蕨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	この条例は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

表 3.10-2 廃棄物関係条例等（戸田市）

条例名	目 的
戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	この条例は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。
戸田市一般廃棄物収集運搬業許可業者による蕨戸田衛生センター組合への搬入許可基準等に関する要綱	この要綱は、戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則(平成 12 年規則第 13 号。以下「規則」という。)第 10 条第 5 号の規定に基づき一般廃棄物収集運搬業者(ごみの収集運搬業者に限る。以下「収集運搬業者」という。)の蕨戸田衛生センター組合への搬入許可基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(2) その他関係条例等

その他関係条例等については、表 3.10-3 から表 3.10-5 に示すとおりです。

表 3.10-3 その他関係条例（蕨市）

条例名	目 的
蕨市環境基本条例	この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

表 3.10-4 その他関係条例（戸田市）

条例名	目 的
戸田市環境基本条例	この条例は、環境の保全及び創出に関し、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民、民間団体及び来訪者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創出に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
戸田市地球温暖化対策条例	この条例は、戸田市環境基本条例に定める基本理念にのっとり、地球温暖化対策に関し、市民等及び市の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出量の削減の目標その他必要な事項を定めることにより、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来の市民等の健全な生活を確保するとともに持続可能な社会を実現することを目的とする。

表 3.10-5 その他関係条例（組合）

条例名	目 的
蕨戸田衛生センター組合規約	この組合は、蕨市・戸田市の塵芥し尿に関する事務を共同処理する。
蕨戸田衛生センター組合手数料等条例	地方自治法第 227 条の規定に基づき、蕨戸田衛生センター組合が処分する廃棄物の処分手数料及び費用の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

3.1.1 上位計画

(1) 国の計画等

1) 第4次環境基本計画

第4次環境基本計画では、第2部第1章第6節に「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」を示しています。その内、施策の基本的方向性は下記のとおりです。

- ① 廃棄物等の発生の抑制と廃棄物の適正な処理を確保するとともに、特に循環の質に着目し、以下の取組を進める。
 - A. 廃棄物等を貴重な国内資源として捉え、そこから有用な資源を回収し、その有効活用を図ることとし、資源確保の観点を強化する。
 - B. 循環型社会の形成に向けた取組が低炭素社会、自然共生社会の取組にも資するものとなるよう、これらの社会づくりとの統合的取組を進める。
 - C. 市場における循環が適切に行われるよう、循環分野における環境産業（廃棄物処理にとどまらず、廃棄物等を積極的に循環利用する循環型社会づくりに関係する環境産業）の確立や、環境配慮を通じた成長の達成、グリーン・イノベーションの実現を目指す。
 - D. 循環利用時・処分時に生じる有害物質の適正な処理や災害に強い廃棄物処理体制の構築などの安全・安心の観点からの取組を強化する。
- ② 一定の地域内で循環させることが適当な循環資源については、それぞれの地域の経済・文化等の特性や地域に住む人と人とのつながりに着目し、適正な規模で循環させることができる仕組みづくりを進める（地域循環圏の形成）。
- ③ 廃棄物等については、循環型社会形成推進基本法で定められている優先順位（㉞発生抑制、㉟再使用、㊱再生利用、㊲熱回収、㊳適正処分）に従い、対策を進める。ただし、同法に定めているとおり、この順位によらない方が環境への負荷を低減できる場合には、この優先順位によらず、より適切な方法を選択するものとする。

なお、一般廃棄物に対する取組推進に向けた指標及び具体的な目標については、表3.11-2に示す第2次循環型社会形成推進基本計画を目標としています。特に、再使用可能な容器の購入、再生原料で作られた製品の購入など、進捗率が低いものを中心に、目標達成に向けた取組を進めるとしています。

2) 一般廃棄物減量化目標

廃棄物処理法に基づく、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が平成 22 年に改正され、平成 27 年度における廃棄物の減量化や再生利用の数値目標を、定めています。一般廃棄物の減量化の目標量は、表 3.11-1 に示すとおりです。

表 3.11-1 一般廃棄物減量化目標量

項 目	平成 19 年度（現状） （百万 t / 年）	平成 27 年度 （平成 19 年度に対しての目標値）
排出量	51	約 5%削減
再生利用量	10.3	約 20%から約 25%増加
最終処分量	6.4	約 22%削減

出典：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（環境省）

3) 循環型社会形成推進基本計画の目標値

平成 20 年 3 月 25 日に第 2 次循環型社会形成推進基本計画が決定されており、一般廃棄物の減量化目標は、表 3.11-2 に示すとおりです。

表 3.11-2 循環型社会形成推進基本計画における一般廃棄物減量化目標

項 目	平成 27 年度の目標
1 人 1 日当たりのごみ排出量	国民、事業者双方に係る取組指標として、「1 人 1 日当たりのごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた一般廃棄物の排出量を、1 人 1 日あたりに換算）」を平成 12 年度比で約 10%減とすることを目標とします。
1 人 1 日当たりの家庭ごみの排出量	生活系ごみに関しては、国民のごみ減量化への努力や分別収集への協力を評価するため、集団回収量、資源ごみ等を除いた値を「1 人 1 日あたりに家庭から排出するごみの量」とし、平成 12 年度比で約 20%減とすることを目標とします。
事業系ごみ排出量	事業系ごみについては、事業所数の変動が大きいこと、事業所規模によってごみの排出量に顕著な差が見られることなどから、1 事業所当たりではなく、事業系ごみの「総量」について、平成 12 年度比で約 20%減とすることを目標とします。

出典：第 2 次循環型社会形成推進基本計画（環境省）

(2) 埼玉県計画等

1) 第7次埼玉県廃棄物処理基本計画<平成23年度～平成27年度>

以下に示すとおり策定の趣旨を定め、一般廃棄物の目標値を掲げています。

(ア) 策定の趣旨

- 1 引き継ごう、自然豊かな、安心・安全な地域社会
- 2 広げよう、人、地域と産業を結ぶ循環の輪
- 3 生活と社会を変革し循環型社会を実現する

(イ) 目標値

目標値は、表3.11-3に示すとおりです。

表3.11-3 埼玉県廃棄物処理基本計画の目標値

項 目	実績	予測				目標	
	平成 20 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
1 人 1 日当たりの生活系 ごみ排出量(g/人・日)	698	698	698	698	642	642	
事業系ごみ排出量 (千 t/年)	602	563	557	534	478	460	
1 人 1 日当たりの最終処 分量(g/人・日)	65	55	54	51	55	54	

出典：第7次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県）

(ウ) 計画の推進に向けて

市町村は、一般廃棄物の処理の責務を果たすとともに、発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理について、住民や事業者に対する普及啓発に努めます。また、市町村は、第7次計画に沿った安全な一般廃棄物行政の運営を行うとともに、事業の効率を向上するために施設整備及び稼働状況を見直し、循環型社会の形成に向けた廃棄物処理システムの構築及び施設の整備などを行います。

(3) 蕨市の計画等

1) 第4次蕨市総合振興計画 改訂基本計画＜平成21年度～平成25年度＞

(ア) 計画の趣旨

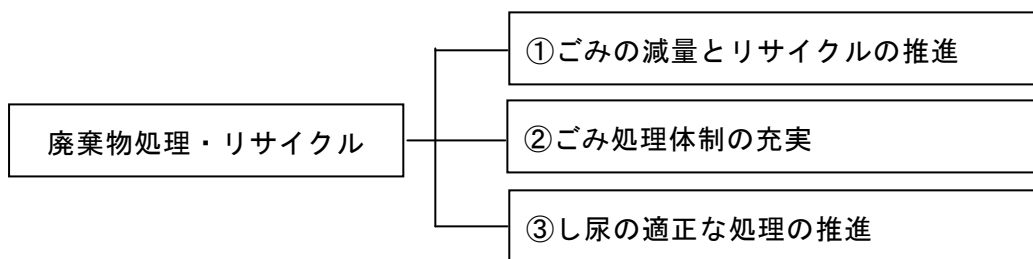
蕨市総合振興計画は、行政の全ての分野における施策運営や事業展開の拠り所となる長期計画です。

平成16年に策定した「第4次蕨市総合振興計画」では、「**「^{ふれあい} 遊びあふれる交流のまち わらび**」をまちの将来像とし、人々が安心して暮らせる“生活のまち”としてすべての年代を通じ楽しく学び、働き、遊び、住むことができる、にぎわいや遊びに満ちたまちづくりを進めていくことを目指しました。これまで平成25年度の目標年次に向けて計画の実現を図ってきましたが、計画の策定以降も社会・経済環境は刻々と変化し、本市においても少子高齢化のいっそうの進展や、策定当時進行していた3市合併の白紙化、新たな制度や行政システムの導入などさまざまな変化が生じており、こうした情勢に対応するため、「第4次蕨市総合振興計画」の基本計画について見直しを行いました。

廃棄物処理に関しては以下の目標が掲げられています。

目標値：リサイクル率 40%

(イ) 総合振興計画の施策体系



① ごみの減量とリサイクルの推進

○市民意識の向上

“3つのR”を基本とする、できるだけごみを出さず、環境を汚さない暮らしの普及促進のため、広報紙などを通じた環境とごみ処理に関する情報の提供に加え、ごみゼロ運動（さわやか環境の日クリーンわらび市民運動）の実施などを通じて、市民一人ひとりの意識向上を促進します。

○ごみの減量化

事業者に対しては、事業用ごみ袋の指定袋制導入により、ごみの発生抑制を図り、市民に対しては、レジ袋削減運動への参加や家庭での生ごみの堆肥化など、家庭、

地域との協力によるごみの減量化を進めます。

○分別収集の徹底

「ごみと資源の出し方マニュアル」の配布や広報紙、ホームページを通じた幅広い広報活動により、ごみの分別を徹底します。

② ごみ処理体制の充実

○ごみ処理体制の充実

戸田市と連携し、蕨戸田衛生センター内のごみ焼却処理施設の延命化対策工事を進めるとともに、収集委託業者による適正な収集を促進し、ごみの収集・処理体制のいっそうの効率化を図ります。また、ごみの減量化と再資源化の推進により最終処分場の長期利用に努めます。

③ し尿の適正な処理の推進

○し尿の適正な処理の推進

下水道未整備地区においては、浄化槽の適正な維持管理の指導に引き続き努めるとともに、下水道整備地区における下水道への切り替えを指導します。また、戸田市と連携し、蕨戸田衛生センター内のし尿処理施設の適正な維持管理に努めます。

2) 蕨市環境基本計画＜平成 25 年度～平成 34 年度＞

(ア) 計画の目的及び期間

蕨市民憲章にある「みんなで力を合わせ、住みよい、美しいまちをつくること」を目指しており、従来からのコミュニティ活動をさらに推進し、市民、事業者、市など全てのものの参加と協働により、環境に優しい日常生活を営み、誰もが安心して快適に生き生きと暮らせる具体的な方策を示すことを目的としています。

平成 14 年度策定した第 1 期計画の改訂の時期を迎え、環境を巡る新たな社会情勢に適切に対応するために、環境施策の総合的かつ体系的な再構築を図りました。平成 25 年 3 月に完成し、計画期間は平成 25 年度(2013 年度)から平成 34 年度(2022 年度)までの 10 年間となっております。

(イ) 望ましい環境像

みんなでつくる
人と自然が共生し、
地球環境にやさしい
コンパクト・エコ・コミュニティ
『わらび』

(ウ) 環境基本計画の基本目標

- 1 (ま ち の 美 化) みんなで保つ 美しいまち
- 2 (地球温暖化・資源循環) みんなで取り組む エコライフのまち
- 3 (緑 ・ 自 然 環 境) みんなで育む 自然共生のまち
- 4 (健 全 な 生 活 環 境) みんなで守る 安心な暮らしのまち
- 5 (環 境 学 習 ・ 協 働) みんなで参加する エコ・コミュニティのまち

蕨市の望ましい環境像の実現に向け、5つの環境目標を掲げて、環境施策を推進していきます。

(4) 戸田市の計画等

1) 戸田市第4次総合振興計画＜平成23年度～平成32年度＞

(ア) 趣 旨

少子高齢化の進行に伴い全国的に人口が減少しはじめ、経済活動が国際化するなど、社会経済状況が大きく変化しています。戸田市では、東京に隣接する立地条件の良さから、若い世代の人口増加が続いていますが、市民の日々の暮らしの基盤となる地域コミュニティへの関心が低下しており、今、地域コミュニティそのものの在り方が問われています。

今回の第4次総合振興計画は、市民自らが積極的に地域社会に関心を持ち、更に市民と行政がそれぞれの役割を認識し、企業やNPO等も加え、それぞれが地域社会の主体としてまちづくりを進めていくことを想定しています。

そこで、これまでに推進してきたまちづくりの成果を活かし、市民の幸福度の更なる高まりを目指し、市民と行政の共通の目標となる新たな将来都市像の内容を明らかにするとともに、その実現に向けた行政経営の基本指針として、ここに新たな総合振興計画を策定するものです。

(イ) 計画の構成と計画期間

総合振興計画は、市民と行政が、共に目指す将来都市像を描き、その実現に向けた明確な目標や方策を定めたものです。計画の実行性を高め、よりわかりやすいものとするため「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3つの要素で構成しています。

- (1) 基本構想… 計画開始から10年後に市が目指す将来都市像
- (2) 基本計画… 将来都市像を実現するために必要な5年間の施策
- (3) 実施計画… 施策達成のため、3か年に実施する具体的な方策
(毎年度見直しを行う)

(ウ) 将来都市像

市民一人ひとりが、夢や生きがいを持ち自立した地域社会を構築し、いつまでも住み続けたいと思える都市の実現のために、3つの基本理念とともに、将来像を定めています。



（エ） 7つの基本目標

将来都市像を実施するため、7つの基本目標を定めました。同時に、現状と今後の課題を洗い出し、基本目標を具体的に実行するための90の施策も定めています。

- I 子どもの成長と生涯にわたる学びのまち
- II 誰もが健康でいきいきと生活できるまち
- III 安心して安全に暮らせるまち
- IV 緑と潤いのあるまち
- V 快適で過ごしやすいまち
- VI 活力と賑わいを創出できるまち
- VII 人が集い心ふれあうまち

（オ） ごみの減量と循環型社会の構築

○施策の目的

「ゼロ・廃棄物」を目指すとともに、市民にとって潤いと安らぎのある環境を次世代に引き継いでいくための持続可能な循環型社会の実現を目指します。

○施策の現状

戸田市では、廃棄物の資源化を目的とした分別収集を行っており、すでに、「一般廃棄物処理基本計画」の目標値（ごみの総排出量を平成15年度水準以下に抑える。1日1人当たりの排出量を908gから7%削減する）を達成するなど、具体的な成果とともに現在の収集形態が市民生活に定着しています。

また、家庭系生ごみの堆肥化と花苗交換による生ごみ減量にも力を入れています。が、平成20年度の廃棄物リサイクル率は、19.8%にとどまっています。この原因としては、転入・転出時に排出される粗大ごみの回収量の増加や家電リサイクル法施行に伴う家電製品の不法投棄の増加が一因として挙げられる一方、公のリサイクルを経ずに個人によるリサイクルなどが進む傾向も見受けられます。加えて、廃棄物の発生抑制対策が十分に行われていない状況もあります。

建設資材においては、分別解体と再資源化について、建設リサイクル法に基づき対象建設工事の発注者は工事に着手する7日前までに建築物の構造、工事着手時期、分別解体等の計画について届出を行っています。

○課題

ごみや不法投棄の増加への対処が課題です。

また、廃棄物の再資源化、リサイクル化への対応が必要です。

更に、建築資材において、分別解体と再資源化を促進するため、関係法令等の遵守が引き続き必要です。

○主な取り組み

① 廃棄物の発生抑制対策

家庭からの生ごみ減量のため、生ごみ処理機購入補助の実施のほか、生ごみの堆肥化と花苗交換を行うリサイクルフラワーセンターのPR 等を行い、生ごみ減量を推進します。また、マイバッグ等の利用促進、廃棄物のリユース（再使用）の啓発活動を行い、市民の参加を促します。

② リデュース・リユース・リサイクルの3Rの促進

使用可能な家具や電化製品等の引き取り斡旋や再生家具の活用等、地域の様々なリデュース・リユース・リサイクルの3Rを促進します。

また、資源ごみの持ち去り防止を推進します。

③ 建設資材の分別解体と再資源化の促進

建築物解体に伴うマニュアルの配布を行うとともに、建築物の解体時等の届出時に、発注者に建設リサイクル法届出済シールを交付し、解体現場に貼付してもらいます。

○施策指標

施策指標は表 3.11-4 に示すとおりです。

表 3.11-4 施策の指標

指標名	指標の説明	現 状	目標値	その他
		H21	H27	
家庭系 1 日 1 人当たり のごみ排出量	家庭から排出される 1 日 1 人当たりのごみの量	697 g	683 g	[目標値設定の参考値] 平成 21 年度値 2%減
一般廃棄物の リサイクル率	廃棄物再資源化の比率	19.8% (平成 20 年度)	25.0%	[目標値設定の参考値] 埼玉県一般廃棄物処理事業の 概況のデータ
可燃ごみ排出量	年間のごみ焼却処理量	20,763 t (平成 20 年度)	18,815 t	[目標値設定の参考値] 平成 19 年度処理量の 10%減
解体建築物の棟数	分別解体建物の届出数	70 棟	80 棟	

出典：戸田市第4次総合振興計画（戸田市）

○市民・地域の協力

- ・ ごみ減量化への協力のほか、リサイクルの推進、リユース活動への積極的な参加が望まれます。
- ・ 届出の必要な建設工事を行う場合に、適正に届出することが求められます。

2) 戸田市環境基本計画＜平成 18 年度～平成 32 年度＞

(ア) 基本理念

○環境の保全及び良好な環境の創出、その継承による良好な環境の享受

環境の保全及び創出は、健全で恵み豊かな環境が健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての者が現在の環境を維持、向上するよう努め、将来にわたって継承し、現在及び将来の世代の市民が環境の恵みを享受することができるように積極的に推進されなければならない。

○環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築

環境の保全及び創出は、すべての者が資源の循環型利用、エネルギーの合理的かつ効率的利用その他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく、快適で持続的に発展することができる社会が構築されるよう推進されなければならない。

○国際的視野と協力に基づく、地域の取組による地球環境の保全の積極的推進

環境の保全及び創出は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることにかんがみ、すべての者がこれを自らの問題として捉え、それぞれの行動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

○各主体の適正な役割分担に基づく取組の推進

環境の保全及び創出は、市、事業者、市民及び市への来訪者がそれぞれの責務に応じた公平な役割分担と連携の下に積極的に取り組むことにより行われなければならない。

(イ) ごみに関する望ましい環境像

望ましい環境像：ごみを減らし、リサイクルの輪をつなぐまち

- ・ 市民一人ひとりが、ごみになるものを買わない、捨てないように心がけ、家庭から出るごみは分別ルールに従って収集、リサイクルし、もやすごみの量が減少するようにします。

(ウ) ごみに関する取組方針

ア) 取組の方向性

ごみの発生抑制とリサイクルの推進

- ・ 「リフューズ」「リデュース」「リユース」「リサイクル」の「4R」の正しい情報を共有し、ごみになるものを、つぐらない、売らない、買わない、捨てないようにして、物質循環の輪をつなげます。

なお、詳細は表3.11-5(1)に示すとおりです。

ごみの適正処理

- ・ 計画的なごみ処理に努め、ごみの分別処理の徹底により環境負荷を減らします。
 - ・ ごみの分別区分、収集区割り、ごみステーションの場所、収集頻度など、みんなが守れるごみ出しルールを考えます。
- なお、詳細は表3.11-5（2）に示すとおりです。

生ごみ堆肥化の推進

- ・ 生ごみの堆肥化により、ごみの減量を進めます。
 - ・ 品質の確保、供給場所の確保などにより、堆肥の活用を進め、生ごみリサイクルによる資源循環の輪をつなげていきます。
- なお、詳細は表3.11-5（3）に示すとおりです。

イ) 各主体の取組

市民の取組

- ごみの発生抑制に努めます
 - ・ マイバックを持参し、レジ袋を使わないよう心がけます。
 - ・ 調理方法を工夫するなど生ごみの発生抑制を心がけるとともに、生ごみ処理機による生ごみの堆肥化など資源の有効利用に努めます。
- 日用品のリサイクルを実行します
 - ・ 詰め替え商品や再生利用のしやすい商品の優先的な購入を心がけます。
 - ・ 修理できるものは修理して長く使うとともに、フリーマーケット、リサイクルショップなどを積極的に利用します。
 - ・ 常にリサイクルの意識を持って行動するよう心がけ、市の資源回収に積極的に協力します。
- ごみ出しルールを守ります
 - ・ ごみの分別を徹底し、可能な限り資源化に協力します。
 - ・ 市の回収対象外の廃品については、販売店や専門業者の引取り・回収ルートを活用するよう心がけます。
 - ・ ごみを出す場所と時間を守るなど、ごみ出しのルールを遵守します。
- 廃棄物処理の際に有害化学物質の発生が懸念される製品の使用はやめます
 - ・ 廃棄する際に有害化学物質の発生が懸念される製品については、購入したり使用したりしないよう心がけます。

事業者の取組

- 事務所におけるごみの減量に努めます
 - ・ 再利用に関する計画の策定などにより、再生利用に配慮した製品の生産・流通・販売に努め、ごみの減量を図ります。
 - ・ 不要な印刷やコピーを行わないなど、紙ごみの減量を進めます。
- 再生品を利用します
 - ・ 物品の調達の際には、エコマーク、グリーンマークの対象製品などを参考に、再生素材を利用したものや再利用可能な商品などを購入するよう心がけます。
 - ・ コピーや印刷物には、再生紙を利用するよう努めます。
- 製造、流通、廃棄などの各段階で廃棄物の減量に努めます
 - ・ 製品の製造時においては、廃棄や再生利用までを考えた製品の開発に努めるなど、製造者としての責任を十分に認識して対策に取り組みます。
 - ・ 流通段階での梱包材を必要最小限にします。
 - ・ 製品の販売時には過剰な包装をさけ、ごみの発生を最小限にとどめます。
- リサイクルや処理がしやすい製品をつくります
 - ・ 部品の分離・分解、リサイクルが容易な設計や材料の使用に努め、適正処理が困難な材料の使用を控えるよう努めます。
 - ・ 処理困難な製品は、製造、流通、販売業者が連携して回収するしくみを検討します。
 - ・ 製品に処理方法を明示するなど、適正な処理が行われるよう配慮に努めます。
- 事業系ごみの処理の実態把握に努めます
 - ・ 事業系ごみは分別を徹底し、適正処理を行います。
 - ・ 事業所から出る廃棄物については、処理業者、処分ルート、処理方法などについて責任を持って把握し、廃棄物の不法投棄や不適正処理を防止します。
- 産業界における連携によるゼロエミッションの推進
 - ・ 事業所間での連携、協力により、ゼロエミッションを目指した資源循環システムを構築し、廃棄物の排出抑制に努めます。
 - ・ 建設工事等において、建設廃材の再生利用や産業廃棄物の発生の少ない工事法の採用を促進します。

表 3.11-5(1) 戸田市の取組（施策の基本方向）

ごみの発生抑制とリサイクルの推進	
○正しい情報の普及	・ 市民、事業者に対して、まず「リデュース（ごみを減らす）」、「リユース（再使用）」、それから「リサイクル」という「3R」の順序、特に消費者に対しては「3R」の前に購買時の「リフューズ（ごみとなる物をもらわない）」を加えた「4R」など、ごみの発生抑制、リサイクルの推進についての正しい情報の周知を図ります。
○ごみの発生抑制（リデュース・リユースの推進）	・ 市民に対して、生活のあり方を見直し、家庭ごみの減量に取り組むように情報提供をします。 ・ ごみの減量を進めるために、ごみ処理や費用負担のあり方について、ごみ処理の有料化も念頭に置いて市民とともに検討を行います。 ・ 事業者に対しては、ごみの自己処理の原則を徹底します。特に、製造、流通業には、自らが扱う製品のライフサイクル全般を見通したごみ減量の取組を要請し、小売業には、ごみをつくらない販売方法の工夫を求めます。
○資源回収の促進	・ 資源回収を充実させるため、集積所単位での資源回収を推進するとともに、転入住民への資源回収の協力を要請します。 ・ 回収した資源がどのような行程で再生されているかの公表に努めるとともに、なぜ分別が必要なのか、市民、事業者への普及啓発に努めます。
○再生品の利用促進	・ 再生資源を利用した製品の利用を進めるため、事業者による再生品の販売、使用の普及と指導を行います。 ・ また、事業者と協力して、市民などへ再生資源を利用した製品や取扱販売店などについての情報提供を行います。 ・ 回収資源の有効活用を図るため、資源の再生や流通などに関わるいわゆる静脈産業を育成するとともに、製品の製造段階における再生資源の利用の促進を図ります。また、市内の再生資源を原料とした市独自のリサイクル製品づくりなどについても検討します。
○経済的手法の活用	・ ごみの発生抑制、リサイクルに取り組むことが得になるように、ごみ袋の有料化、環境に配慮している小売店を広報すること、環境に良いことで流通する地域通貨の研究など、経済的手法の活用を積極的に進めます。
○ごみ・リサイクルについての学習の展開	・ 学校で生ごみのリサイクルを行うなど、ごみの発生抑制やリサイクルの必要性を生徒が体験をもって学べるようにします。 ・ ごみの発生抑制やリサイクルを題材とした学習プログラムを策定します。
○循環を通じた事業者の連携の支援	・ 事業者間、事業者と他主体（市民等）との間における資源循環の仕組みづくりに向けた情報提供を行います。

表 3.11-5(2) 戸田市の取組（施策の基本方向）

ごみの適正処理	
○ごみ処理による環境負荷の低減	・ ごみの減量、資源の有効利用を図ることができ、また、ごみの収集・処理、リサイクルにおける環境への負荷をできるだけ小さくするような処理方法を検討し、推進していきます。 ・ ダイオキシン類については、不適合焼却炉での自家処理の規制に向けた指導・啓発や、ごみ分別の指導を徹底します。 ・ 生ごみバケツを用いた生ごみの回収・花苗の交換により、ごみの減量化と家庭からの緑化を推進します。
○ごみ収集に関してのルール検討	・ 市民のごみ出しルールの徹底を支援するとともに、市民のライフスタイルの多様化も考え、新しいルールづくりについても市民とともに検討を行っていきます。 ・ 建物の建築に際しては、ごみの集積所の設置などを指導するとともに、居住者によるごみ出しルールの自主的な徹底を支援します。 ・ 小規模店舗などにおける、家庭ごみと事業系ごみの分別の指導を進めていきます。 ・ 事業者が、自ら排出する廃棄物の減量に努め、自らの責任で適正処理を行うとともに、処理を委託する場合は処理状況について、確認、把握、管理を行うように啓発・指導を行います。 ・ 不法投棄については、市の環境パトロール・夜間パトロールを実施するとともに、警察、町会などの各関係者と連携しながら、監視や撤去の指導などの強化を図ります。

表 3.11-5(3) 戸田市の取組（施策の基本方向）

生ごみ堆肥化の推進	
○生ごみの資源化推進	・ 堆肥化による生ごみの減量を進めるため、家庭での生ごみ処理機の設置を促進します。 ・ 生ごみの大量排出者である小売店、飲食店における生ごみリサイクルの啓発・指導を行います。 ・ 生ごみを食料物質循環の原料としてとらえ、その循環の輪をつなげるために、生成された堆肥・飼料の活用に向け、品質の確保（高品質化と商品化の検討）、供給場所の確保（堆肥の使用先）などの支援を行います。

これらを踏まえて、今後、本市において当面実施していく事業は、表 3.11-5（4）に示すとおりです。

表 3.11-5(4) 戸田市の取組（当面実施する事業）

施策方針	内容
【ごみの発生抑制とリサイクルの推進】	
○ごみの発生抑制（リデュース・リユースの推進）	・ 有料化を含む、ごみの収集・処理・資源化の検討
○資源回収の促進	・ 転入住民への資源回収の協力要請の徹底 ・ 資源の再利用の推進と環境教育の場としてのリサイクルプラザの活用
○再生品の利用促進	・ 再生資源を利用した製品や取扱販売店などについての市民への情報提供 ・ 家具などのリユースの情報の提供 ・ 公共工事による建設副産物などの有効利用の推進 ・ 公共事業における再生資源の使用促進 ・ 街路樹などの剪定枝葉の堆肥化などによる有効利用の推進
○循環を通じた事業者の連携の支援	・ 事業者間、事業者と他主体（市民等）との間での循環の仕組みづくりに関する情報提供
○生ごみリサイクルの推進	・ 生ごみ処理機購入補助制度の普及と拡充検討 ・ 市内小中学校への生ごみ処理機の導入
【ごみの適正処理】	
○ごみ処理による環境負荷の低減	・ ダイオキシン類発生抑制のため、不適合焼却炉による自家処理を規制する指導・啓発 ・ プラスチック・ビニール・その他紙類などのごみの分別指導の徹底 ・ 生ごみバケツによる生ごみの回収・花苗交換によるごみの減量化と家庭からの緑化推進
○ごみ収集に関するルール検討	・ 不法投棄対策（監視・撤去の指導など）の強化 ・ 適切なごみ集積所の配置、貯留スペースの確保と整備の指導
【生ごみの堆肥化推進】	
○生ごみの資源化推進	・ 生ごみ処理機購入補助制度の普及 ・ 市内小中学校への生ごみ処理機の導入 ・ 市民と協働した生ごみ堆肥化の推進

3.12 近隣市の動向

(1) さいたま市

さいたま市では、平成 24 年 3 月に「第 3 次 さいたま市一般廃棄物処理基本計画」を策定しています。この計画に掲げている基本目標は、表 3.12-1 に示すとおりです。

表 3.12-1 第 3 次さいたま市一般廃棄物処理基本計画の内容

項 目	内 容
計画年度	平成 24 年度から平成 33 年度まで
基本目標	ともに取り組み、参加する めぐるまち（循環型都市）“さいたま”の創造 1. 資源循環型社会経済システムの確立 （市民・事業者・行政の協働によるごみの発生・排出の抑制とリサイクルの推進） 2. 資源循環型廃棄物処理システムの確立 （効率的で環境負荷の少ないごみ処理システムの構築）

出典：「第 3 次 さいたま市一般廃棄物処理基本計画」（平成 24 年 3 月 さいたま市）

(2) 川口市

川口市では、平成 19 年 3 月に「川口市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理編）」を策定しています。この計画に掲げている基本理念は、表 3.12-2 に示すとおりです。

表 3.12-2 川口市一般廃棄物処理基本計画の内容（ごみ処理編）

項 目	内 容
計画年度	平成 19 年度から平成 33 年度まで
基本理念	郷土として愛着のもてる緑豊かな環境共生都市

出典：「川口市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理編）」（平成 19 年 3 月 川口市）

(3) 和光市

和光市では、平成 18 年 10 月に「和光市一般廃棄物処理基本計画（第 4 次）平成 18 年度～平成 24 年度 ごみ処理編」を策定しています。この計画に掲げている基本理念は、表 3.12-3 に示すとおりです。

表 3.12-3 和光市一般廃棄物処理基本計画（第 4 次）の内容

項 目	内 容
計画年度	平成 18 年度から平成 24 年度まで
基本理念	基本理念 1 持続可能な循環型社会をつくります 基本理念 2 市民・事業者・行政が協働して循環型社会をめざします 基本理念 3 3Rを進めごみゼロ和光の実現を目指します

出典：「和光市一般廃棄物処理基本計画（第 4 次）平成 18 年度～平成 24 年度 ごみ処理編」
(平成 18 年 10 月 和光市)

(4) 朝霞市

朝霞市では、平成 21 年 3 月に「第 4 次朝霞市一般廃棄物処理基本計画」を策定しています。この計画に掲げている基本理念は、表 3.12-4 に示すとおりです。

表 3.12-4 第 4 次朝霞市一般廃棄物処理基本計画の内容

項 目	内 容
計画年度	平成 21 年度から平成 30 年度まで
基本理念	市民・事業者・行政との協働による環境への負荷の軽減に配慮した循環型社会を目指します

出典：「第 4 次朝霞市一般廃棄物処理基本計画」（平成 21 年 3 月 朝霞市）

3.13 ごみ処理の課題

ごみ処理の課題は、表 3.13-1 に示すとおりです。

表 3.13-1 ごみ処理の課題

項 目	課 題
収集運搬	・ 一部のごみ集積所において、分別、排出時間等のごみ出しのルールが守られていない。 ・ 外国人世帯や単身者世帯に対する家庭ごみの分別方法の周知の徹底。 ・ 不法投棄（特にリサイクル家電）が増加している。 ・ 粗大ごみの再資源化・減量化。 ・ 資源物持ち去り業者への対策。 ・ ごみ出しが困難な高齢者等世帯への対策。 ・ 戸別収集、夜間収集。 ・ 可燃ごみ中の焼却不適合物が多い。 ・ 廃プラスチックの分別が不徹底。 ・ 収集品目の見直し検討。 ・ 生ごみ、草木搬入量が増加傾向。 ・ 事業系ごみの分別不徹底。 ・ 両市では分別区分の違う品目がある。
中間処理	・ 剪定枝、事業系ごみ資源化の検討。 ・ 小型家電の資源化の検討。 ・ 各施設更新・再延命化の検討。 ・ 非焼却処理への転換の検討。 ・ 高効率ごみ発電の検討。 ・ 蕨戸田衛生センター施設の整備、配置。 ・ 粗大ごみの自己搬入受入体制の検討。 ・ 多目的ストックヤードの整備の検討。 ・ 廃棄物処分手数料（ごみ、浄化槽汚泥）の見直し。
最終処分	・ 最終処分量の減量化。 ・ 埋立処分以外の資源化。
その他項目	・ 災害発生時における家庭ごみの収集体制の維持やごみ収集車が用いる燃料の確保。 ・ 震災等、被災時の施設運転用水に地下水活用等を検討。 ・ 環境教育の充実。 ・ 緊急時に備えて、自家発電等による全施設の自立運転化。 ・ ごみの排出抑制のための家庭ごみの有料化の検討。 ・ 放射性物質を含む廃棄物による環境の汚染防止。 ・ 地域貢献の検討。

第4章 人口及びごみ量の将来予測

4.1 人口の将来予測

(1) 両市における基本計画等の人口推計結果

1) 蕨 市

蕨市の既存資料における人口推計予測は、表 4.1-1 に示すとおりです。

国立社会保障・人口問題研究所資料では、推計の基になる平成 17 年までの実績値が減少傾向であったため、将来においても減少すると推計していますが、平成 18 年より人口は増加傾向にあるため、その他の資料ではわずかではありますが増加すると推計しています。

表 4.1-1 蕨市の人口推計結果

単位：人

資 料 年 度	第 5 期蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (平成 24 年度～ 平成 26 年度)	蕨市水道 ビジョン	国立社会保障 ・人口問題 研究所資料
平成 24	73,027	—	—
平成 25	73,294	—	—
平成 26	73,534	—	—
平成 27	—	—	66,367
平成 28	—	—	—
平成 29	—	—	—
平成 30	—	—	—
平成 31	—	—	—
平成 32	—	—	63,937
平成 33	—	—	—
平成 34	—	74,049	—
平成 35	—	—	—
平成 36	—	—	—
平成 37	—	—	61,231
平成 38	—	—	—
平成 39	—	—	—
算出方法	住民基本台帳の平成 21 年 10 月から平成 23 年 10 月までの 3 年間のデータを用い、コーホート変化率法により算出しました。	平成 18 年度末と平成 23 年度末の男女別、年齢別人口を使用して、コーホート要因法により予測した数値。	主にコーホート要因法を用いています。平成 17 (2005) 年までの実績値を基にして推計を行っています。

資料 1：「第 5 期 蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成 24 年度～平成 26 年度）」
(平成 24 年 3 月)

資料 2：「蕨市水道ビジョン」

資料 3：「国立社会保障・人口問題研究所資料」

2) 戸田市

戸田市の既存資料における人口推計予測は、表 4.1-2 に示すとおりです。

戸田市都市マスタープランでは、平成 27 年には約 132,000 人、平成 32 年には 137,000 人、平成 37 年には 140,000 人を想定しています。

表 4.1-2 戸田市の人口推計結果

単位：人

資料 年 度	戸田市第 4 次 総合振興計画	第 2 次戸田市都市 マスタープラン 全体構想	国立社会保障 ・人口問題 研究所資料
平成 24	127,958	—	—
平成 25	129,258	—	—
平成 26	130,501	—	—
平成 27	131,706	132,000	125,885
平成 28	132,853	—	—
平成 29	133,948	—	—
平成 30	135,016	—	—
平成 31	136,038	—	—
平成 32	137,048	137,000	128,286
平成 33	—	—	—
平成 34	—	—	—
平成 35	—	—	—
平成 36	—	—	—
平成 37	—	140,000	129,791
平成 38	—	—	—
平成 39	—	—	—
算出方法	コーホート要因 法により基本構想 の計画期間である 平成 23 年度から 平成 32 年度まで の期間の推計を実 施しています。		主にコーホート 要因法を用いてい ます。平成 17 (2005) 年まで の実績値を基にし て推計を行ってい ます。

資料 1：「戸田市第 4 次総合振興計画」

資料 2：「第 2 次戸田市都市マスタープラン全体構想」

資料 3：「国立社会保障・人口問題研究所資料」

3) 埼玉県における人口推計

埼玉県では今後の政策のために、平成 22 年に実施された国勢調査の結果を基に、コーホート要因法により将来人口推計を行っています。その結果は表 4.1-3 に示すとおりです。今後もしばらくは緩やかに増加するものと予測します。しかし、平成 27 年度をピークに、減少に転じると推計しています。

表 4.1-3 埼玉県の人口推計結果

年 度	将来予測人口
平成 27	725 万人
平成 32	724 万人
平成 37	716 万人

(2) 本計画の予測手法

過去の推移を基に将来を予測する推計方法は、1 次傾向線、2 次傾向線、指数曲線、べき曲線、ロジスティック曲線があります。推計式の特徴は、表 4.1-4 に示すとおりです。

表 4.1-4 将来推計人口を算出する推計式の種類と特徴

推計方法	推計式	特 徴
1 次傾向線	$y=a+bx$	過去の実績データの増減数の平均値を将来へ直線的に伸ばす方法です。
2 次傾向線	$y=ax^2+bx+c$	最小二乗法により 2 次曲線（放物線）を定める方法です。
指数曲線	$y=a \times b^x$	係数の B が一定の割合で増加又は減少する方程式です。
べき曲線	$y=ax^b$	過去のデータの伸びを徐々に増加又は減少する方程式です。
ロジスティック曲線	$y=K/(1+e^{(a-bx)})$	目標値 K 値を設定し、その値に向かって収束する形をとります。

※1 推計式 x:基準年からの経過年数

※2 y:基準年から x 年後の推計値 K:過去の実績値から求められる飽和値

(3) 人口等の将来予測

1) 両市の人口

両市の将来人口の推計結果は、表 4.1-5 に示すとおりです。

人口推計では、表 4.1-4 に示す推計式を用いましたが、両市の既存計画に示す値を考慮したうえで、蕨市は、「蕨市水道ビジョン」に示す平成 34 年の 74,049 人、戸田市は、「第 2 次戸田市都市マスタープラン全体構想」に示す平成 37 年の 140,000 人に最も近くなる推計式結果を用いました。

なお、検討の結果、人口推計は両市とも過去 5 年間（平成 19 年から平成 23 年）実績で行いました。

表 4.1-5 将来人口推計値

単位：人

項目	年 度	蕨 市	戸田市	合 計
実績値	平成 14	71,201	110,598	181,799
	平成 15	71,208	112,383	183,591
	平成 16	70,634	114,390	185,024
	平成 17	70,683	116,859	187,542
	平成 18	70,586	117,543	188,129
	平成 19	70,923	118,579	189,502
	平成 20	71,322	120,513	191,835
	平成 21	71,991	122,004	193,995
	平成 22	72,374	124,085	196,459
	平成 23	72,654	124,916	197,570
推計値	平成 24	72,982	126,722	199,704
	平成 25	73,234	128,177	201,411
	平成 26	73,447	129,591	203,038
	平成 27	73,628	130,967	204,595
	平成 28	73,781	132,306	206,087
	平成 29	73,911	133,612	207,523
	平成 30	74,020	134,885	208,905
	平成 31	74,112	136,128	210,240
	平成 32	74,190	137,342	211,532
	平成 33	74,256	138,530	212,786
	平成 34	74,311	139,692	214,003
	平成 35	74,358	140,829	215,187
	平成 36	74,398	141,943	216,341
	平成 37	74,431	143,036	217,467
	平成 38	74,459	144,107	218,566
	平成 39	74,483	145,158	219,641

※1.実績値は各年 10 月 1 日現在人口

※2.蕨市はロジスティック曲線、戸田市はベキ曲線による予測値

出典：蕨市ホームページ及び戸田市ホームページ（実績値）

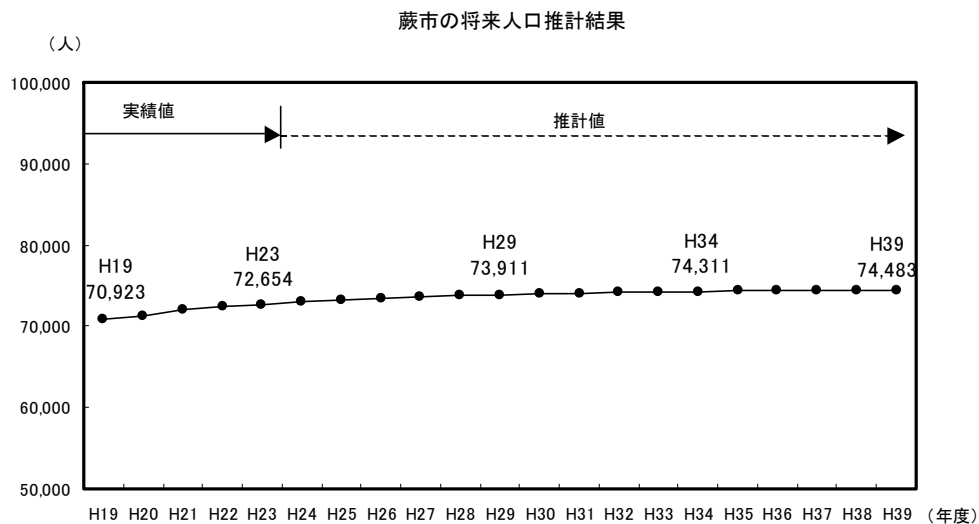


図 4.1-1 (1) 蕨市の将来人口予測

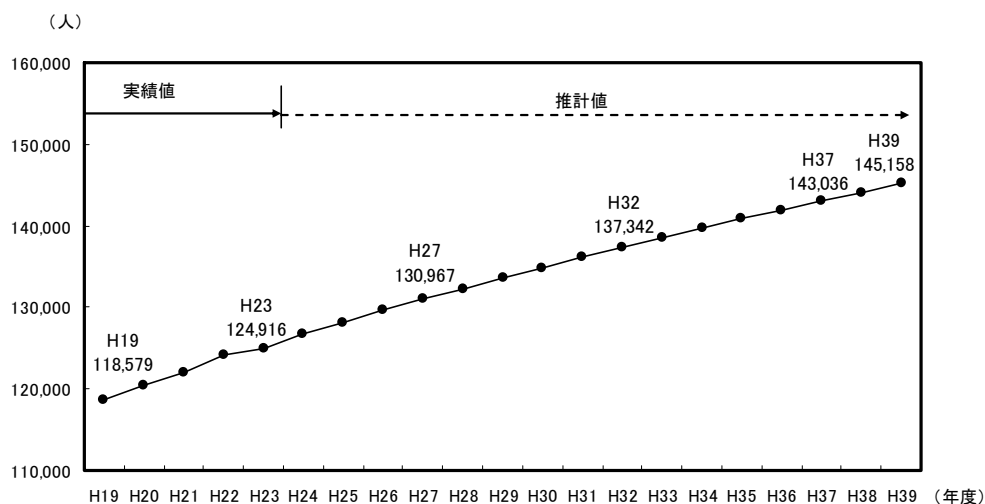


図 4.1-1 (2) 戸田市の将来人口予測

2) 外国人の人口

両市は東京都の区部に近いエリアであることから、交通利便性が高いことにより今後も外国人人口は増加すると予測します。

3) 世帯の状況

両市の人口予測を基に推測すると、本計画の期間中には、人口及び一般世帯数は増加しますが、1人で生活する単独世帯が増え、一般世帯の1世帯当たり人員は更に少人数化が進むものと考えられます。

また、両市とも高齢化に伴い65歳以上の単身世帯が増えていくものと予測します。

4) 住宅居住動向

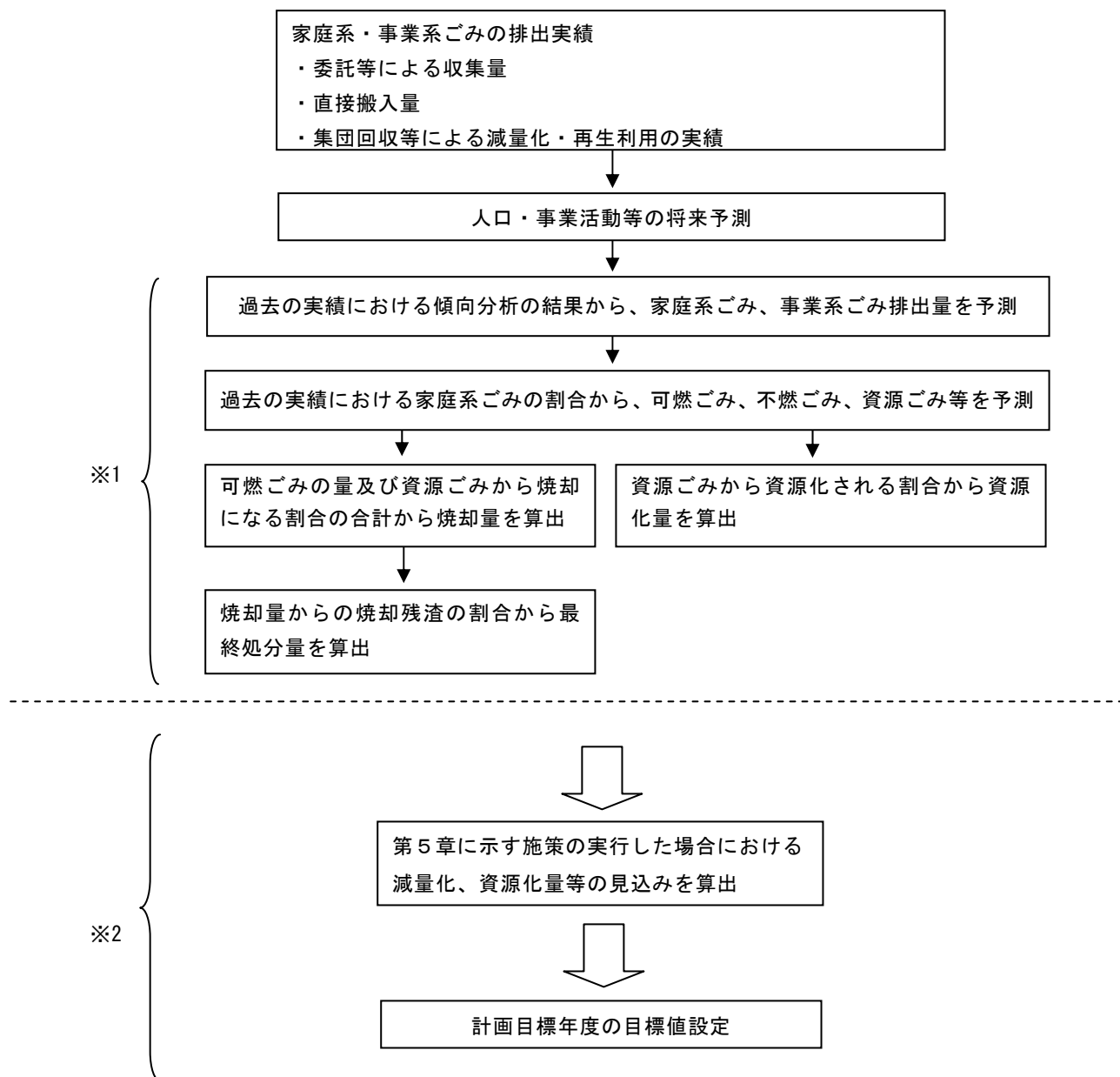
現在、両市とも共同住宅居住が増加しています。今後もマンション建設等が行われていくことからこの傾向が続くと予測します。

4.2 ごみ量の将来予測

(1) 予測方法等

1) 将来予測方法

ごみの発生量及び処理量の予測方法は、「ごみ処理基本計画策定指針」(平成20年 環境省)を参考に図4.2-1に示すとおり行いました。



※1 新たな施策等を講じず、社会経済情勢も同じように推移すると仮定

※2 第5章参照

図 4.2-1 ごみの発生量及び処理量の予測方法

(2) ごみ総排出量及び1人1日当たりの排出量

ごみ総排出量は、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量及び事業系ごみの排出量を推計し、その合計値と人口及び日数(365又は366)を乗じて算出しました。なお、人口については第3章で示した数値に外国人を足した数値であり、それに基づいて1人1日当たりのごみ排出量も再計算しています。

1) 蕨市

蕨市におけるごみ総排出量及び1人1日当たりのごみ排出量の予測結果は、表4.2-1(1)及び図4.2-2(1)に示すとおりです。1人1日当たりのごみ排出量は、将来において減少傾向を示すと予測しました。一方、人口が増加することを勘案し、ごみ総排出量は、横ばいに推移すると予測しました。

表4.2-1(1) ごみ総排出量及び排出原単位(蕨市)

項目	年度	人口 (人)	ごみ総排出量 (t)	1人1日当たりのごみ排出量(g)		
				家庭系ごみ	事業系ごみ	合計
実績	H18	70,586	25,527	783	208	991
	H19	70,923	24,717	755	197	952
	H20	71,322	23,106	709	178	887
	H21	71,991	22,820	693	176	869
	H22	72,374	22,622	684	172	856
推計	H23	72,654	22,622	679	171	851
	H24	72,982	22,622	678	171	849
	H25	73,234	22,622	676	170	846
	H26	73,447	22,622	674	169	844
	H27	73,628	22,622	671	168	839
	H28	73,781	22,622	672	168	840
	H29	73,911	22,622	671	167	839
	H30	74,020	22,622	671	166	837
	H31	74,112	22,622	669	165	834
	H32	74,190	22,622	670	165	835
	H33	74,256	22,622	670	165	835
	H34	74,311	22,622	670	164	834
	H35	74,358	22,622	668	163	831
	H36	74,398	22,622	670	163	833
	H37	74,431	22,622	670	162	833
	H38	74,459	22,622	670	162	832
	H39	74,483	22,622	669	161	830

※1.実績は、外国人も含めた総人口で再計算したものであり、第3章に示した値と異なります。

※2.ごみ総排出量の実績値はP23表3.2-1を、人口はP96表4.1-5を参照

※3.端数処理の関係で合計数値が合わないことがあります。

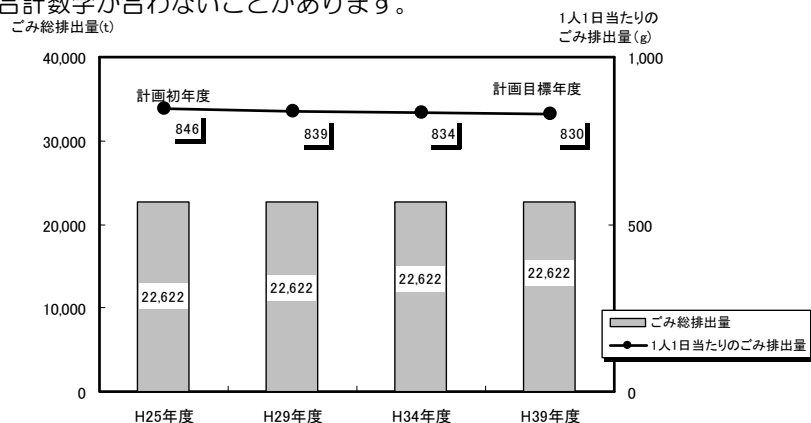


図4.2-2(1) 蕨市のごみ総発生量及び1人1日当たりの排出量の推計結果

2) 戸田市

戸田市におけるごみ総排出量及び 1 人 1 日当たりのごみ排出量の予測結果は、表 4.2-1 (2) 及び図 4.2-2 (2) に示すとおりです。1 人 1 日当たりのごみ排出量は、将来において減少傾向を示すと予測しました。一方、人口が増加することを勘案し、ごみ総排出量は、横ばいに推移すると予測しました。

表 4.2-1 (2) ごみ総排出量及び排出原単位 (戸田市)

項目	年度	人 口 (人)	ごみ総排出量 (t)	1 人 1 日当たりのごみ排出量 (g)		
				家庭系ごみ	事業系ごみ	合 計
実績	H18	117,543	48,568	786	359	1,145
	H19	118,579	47,107	765	321	1,086
	H20	120,513	45,362	721	310	1,031
	H21	122,004	43,945	712	274	986
	H22	124,085	43,346	690	267	957
推計	H23	124,916	43,346	683	265	948
	H24	126,722	43,346	675	262	937
	H25	128,177	43,346	668	259	927
	H26	129,591	43,346	661	256	916
	H27	130,967	43,346	653	252	904
	H28	132,306	43,346	648	249	898
	H29	133,612	43,346	642	247	889
	H30	134,885	43,346	637	244	880
	H31	136,128	43,346	630	240	870
	H32	137,342	43,346	626	239	865
	H33	138,530	43,346	621	236	857
	H34	139,692	43,346	617	234	850
	H35	140,829	43,346	610	231	841
	H36	141,943	43,346	608	229	837
	H37	143,036	43,346	603	227	830
	H38	144,107	43,346	599	225	824
	H39	145,158	43,346	594	222	816

※1.実績値は、外国人も含めた総人口で再計算したものであり、第 3 章に示した値と異なります。

※2.ごみ総排出量の実績値は P23 表 3.2-1 を、人口は P96 表 4.1-5 を参照

※3.端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

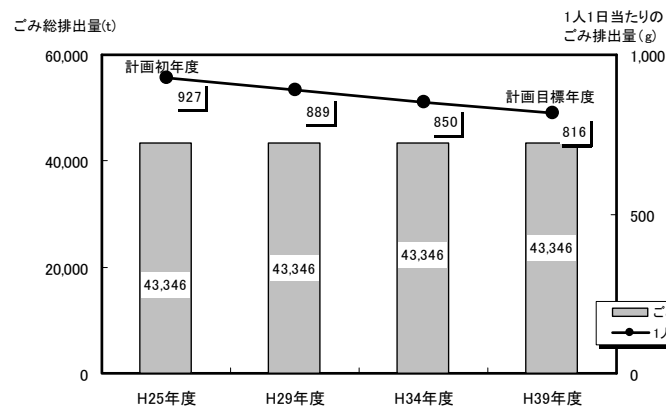


図 4.2-2 (2) 戸田市のごみ総発生量及び 1 人 1 日当たりの排出量の推計結果

(3) ごみ搬入量の予測

1) 蕨市

蕨市衛生センターへの蕨市におけるごみ搬入量の予測結果は、表 4.2-2 (1) 及び図 4.2-3 (1) に示すとおりです。ごみ総排出量の横ばいに応じて、ごみの搬入量においても収集量も横ばいと予測しました。

表 4.2-2 (1) ごみの搬入量の予測結果 (蕨市)

単位：t

年 度			H25	H29	H34	H39
項 目			計画 初年度	5 年後	10 年後	計画 目標年度
家ご 庭み 系	収集量	可燃ごみ	12,207	12,254	12,313	12,372
		不燃ごみ	781	781	781	781
		資源ごみ	2,234	2,234	2,234	2,234
		その他	0	0	0	0
		粗大ごみ	590	590	590	590
		合 計	15,812	15,859	15,918	15,977
	直接搬入量		2	2	2	2
	収集量＋直接搬入量		15,814	15,861	15,920	15,979
事ご 業み 系	収集量	可燃ごみ	4,387	4,342	4,285	4,228
	直接搬入量		168	166	164	162
	収集量＋直接搬入量		4,555	4,508	4,449	4,390

※1.H25 年度 (計画初年度) は一般廃棄物処理実態調査結果 平成 22 年度実績を基に算出した。

(P25 表 3.2-3(1)参照)

※2.端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

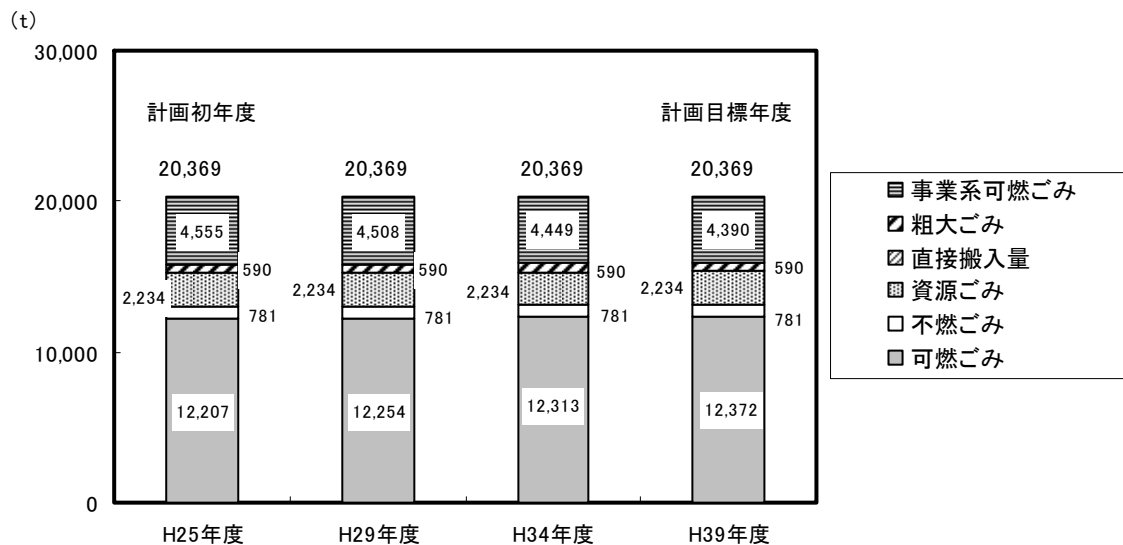


図 4.2-3 (1) 蕨市のごみ搬入量の予測結果

2) 戸田市

蕨戸田衛生センターへの戸田市におけるごみ搬入量の予測結果は、表 4.2-2 (2) 及び図 4.2-3 (2) に示すとおりです。ごみ総排出量の横ばいに応じて、ごみの搬入量においても収集量も横ばいと予測しました。

表 4.2-2 (2) ごみの搬入量の予測結果 (戸田市)

単位：t

項 目			年 度	H25	H29	H34	H39
				計画 初年度	5 年後	10 年後	計画 目標年度
家ご 庭み 系	収集量	可燃ごみ	20,607	20,696	20,808	20,919	
		不燃ごみ	1,396	1,396	1,396	1,396	
		資源ごみ	3,861	3,861	3,861	3,861	
		その他	0	0	0	0	
		粗大ごみ	1,368	1,368	1,368	1,368	
		合 計	27,232	27,321	27,433	27,544	
	直接搬入量		71	71	71	71	
	収集量＋直接搬入量		27,303	27,392	27,504	27,615	
事ご 業み 系	収集量	可燃ごみ	11,760	11,674	11,565	11,457	
	直接搬入量		352	349	346	343	
	収集量＋直接搬入量		12,112	12,023	11,911	11,800	

※1 H25 年度 (計画初年度) は一般廃棄物処理実態調査結果 平成 22 年度実績を基に算出した。

(P26 表 3.2-3(2) 参照)

※2. 端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

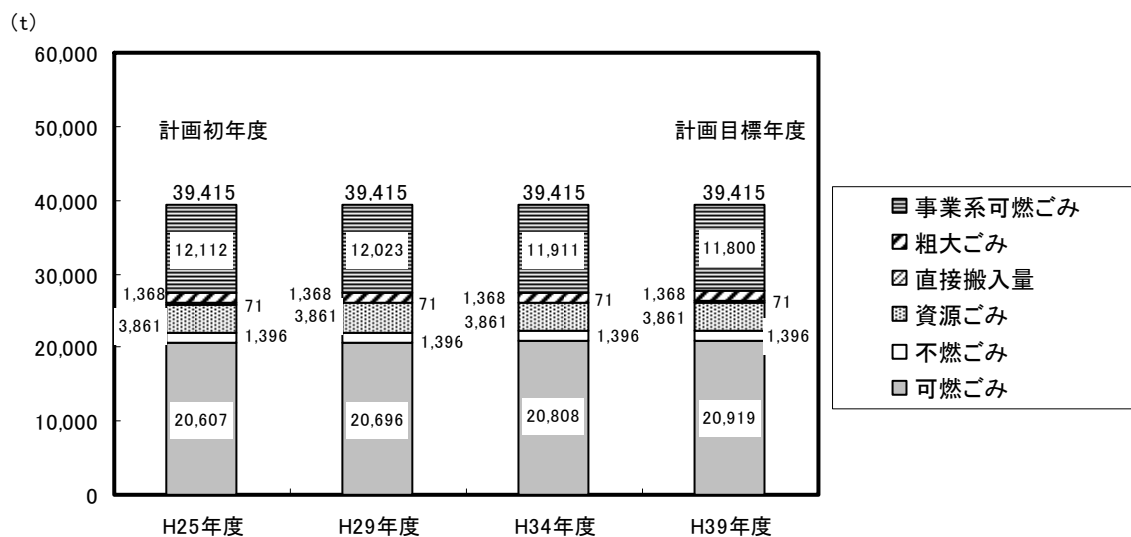


図 4.2-3 (2) 戸田市のごみ搬入量の予測結果

(4) 資源化量の予測

1) 資源化量

両市の資源化量の推移は、表 4.2-3(1)、(2)及び図 4.2-4(1)、(2)に示すとおりです。資源化量は、横ばい傾向を示すと予測しました。リサイクル率は、向上させる施策を講じない限り、横ばいに推移すると予測しました。

表 4.2-3 (1) ごみの資源化の推移 (蕨市)

年 度		H25	H29	H34	H39	
		計画 初年度	5 年後	10 年後	計画 目標年度	
項 目	ごみ処理量 ①	t	22,622	22,622	22,622	22,622
	資源化量（再生利用量）②	t	4,955	4,955	4,955	4,955
	直接資源化量 ③	t	2,253	2,253	2,253	2,253
	中間処理後再生利用量 ④	t	2,702	2,702	2,702	2,702
	リサイクル率（再生利用率） ②／①×100	%	21.9	21.9	21.9	21.9

※1.H25 年度 (計画初年度) は一般廃棄物処理実態調査結果 平成 22 年度実績を基に算出した。
(P33 表 3.4-1(1)参照)

※2.端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

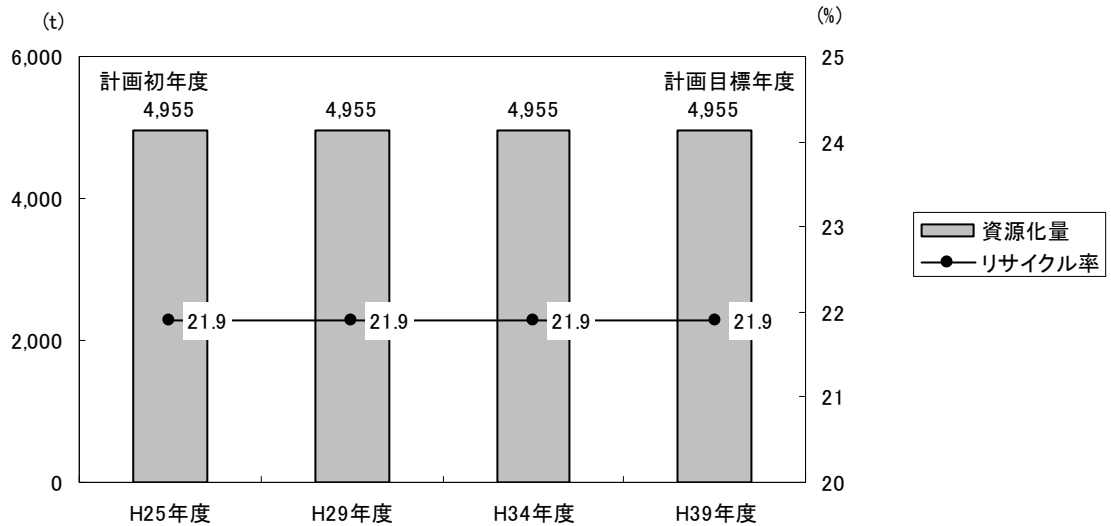


図 4.2-4 (1) 蕨市の資源化量の予測結果

表 4.2-3(2) ごみの資源化の推移（戸田市）

年 度 項 目		H25	H29	H34	H39	
		計画 初年度	5 年後	10 年後	計画 目標年度	
ごみ処理量 ①		t	43,346	43,346	43,346	43,346
資源化量（再生利用量）②		t	8,612	8,612	8,612	8,612
直接資源化量 ③		t	3,931	3,931	3,931	3,931
中間処理後再生利用量 ④		t	4,681	4,681	4,681	4,681
リサイクル率（再生利用率） ②／①×100		%	19.9	19.9	19.9	19.9

※1.H25 年度（計画初年度）は一般廃棄物処理実態調査結果 平成 22 年度実績を基に算出した。
（P33 表 3.4-1(2)参照）

※2.端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

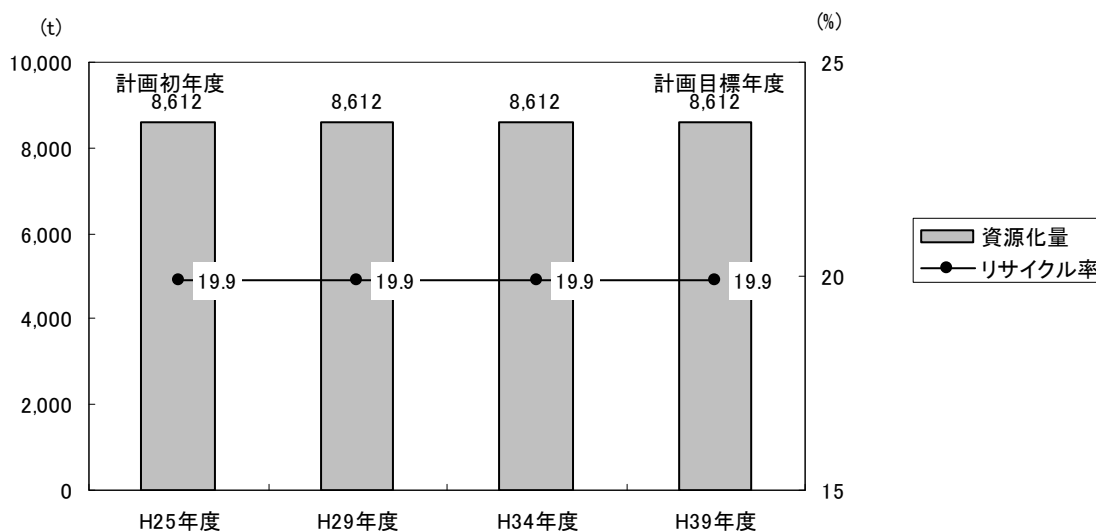


図 4.2-4(2) 戸田市の資源化量の予測結果

2) 紙類、布類等の直接資源化量

蕨戸田衛生センター組合を経由せず、直接資源化される量の推移は、表 4.2-4(1)、(2) 及び図 4.2-5(1)、(2)に示すとおり予測しました。

表 4.2-4(1) 直接資源化量の予測結果（蕨市）

単位：t

年 度		H25	H29	H34	H39
		計画 初年度	5 年後	10 年後	計画 目標年度
項 目	紙 類	1,967	1,967	1,967	1,967
	布 類	286	286	286	286
	合 計（直接資源化量）	2,253	2,253	2,253	2,253

※1.H25 年度（計画初年度）は一般廃棄物処理実態調査結果 平成 22 年度実績を基に算出した。
（P34 表 3.4-2 参照）

※2.端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

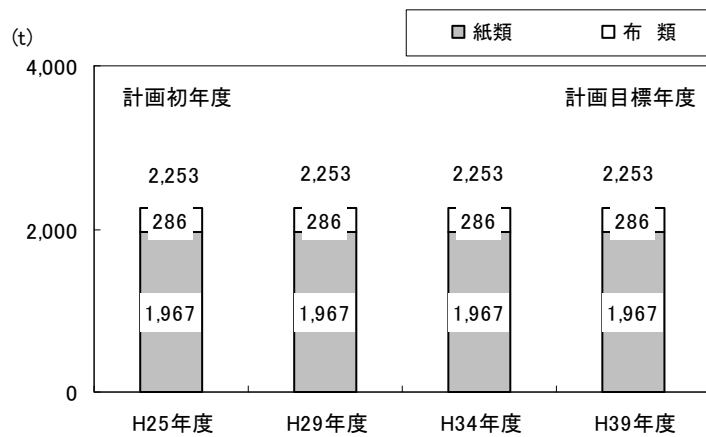


図 4.2-5(1) 直接資源化量の予測結果（蕨市）

表 4.2-4(2) 直接資源化量の予測結果（戸田市）

単位：t

項 目 \ 年 度	H25	H29	H34	H39
	計画 初年度	5 年後	10 年後	計画 目標年度
紙 類	3,384	3,384	3,384	3,384
布 類	547	547	547	547
合 計（直接資源化量）	3,931	3,931	3,931	3,931

※1.H25 年度(計画初年度)は一般廃棄物処理実態調査結果 平成 22 年度実績を基に算出した。
(P34 表 3.4-2 参照)

※2.端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

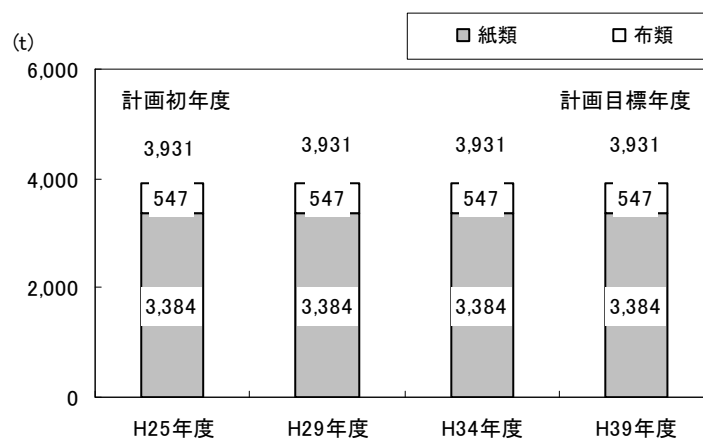


図 4.2-5(2) 直接資源化量の予測結果（戸田市）

(5) 中間処理の予測

1) ごみ焼却量

ごみ焼却処理施設における処理量の推移は、表 4.2-5 及び図 4.2-6 に示すとおりです。ごみ焼却量は横ばいと予測しました。

表 4.2-5 ごみ焼却量の推移

単位：t

年 度 項 目	H25	H29	H34	H39
	計画 初年度	5 年後	10 年後	計画 目標年度
年間焼却処理量	54,304	54,304	54,304	54,304

※ H25 年度(計画初年度)は一般廃棄物処理実態調査結果 平成 22 年度実績を基に算出した。
(P71 図 3.8-3 参照)

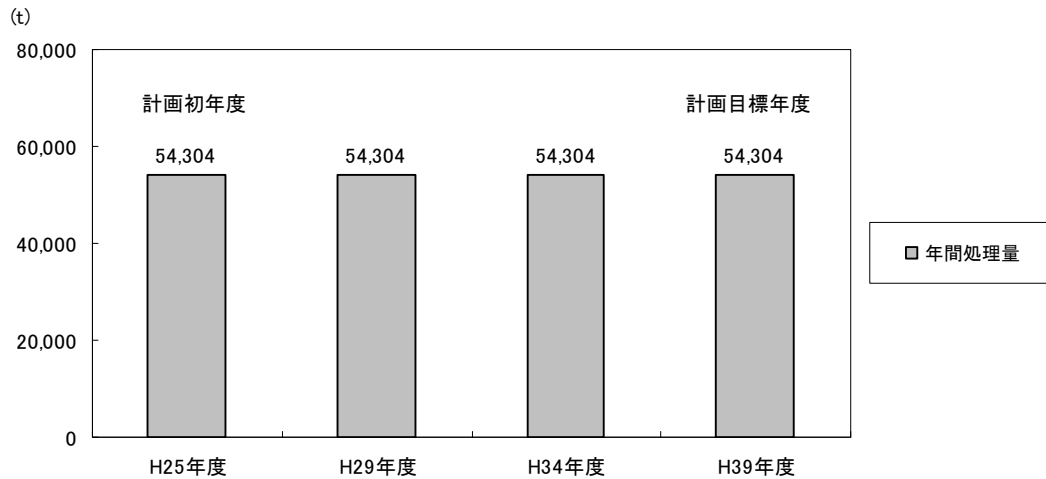


図 4.2-6 ごみ焼却量の予測結果

2) 粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設における処理量の推移は、表 4.2-6 及び図 4.2-7 に示すとおりです。粗大ごみ処理施設の処理量は、横ばいと予測しました。

表 4.2-6 粗大ごみ処理施設における処理量の推移

単位：t

年 度 項 目	H25	H29	H34	H39
	計画 初年度	5 年後	10 年後	計画 目標年度
粗大ごみ	1,958	1,958	1,958	1,958
不燃ごみ	2,177	2,177	2,177	2,177
年間処理量	4,135	4,135	4,135	4,135

※1.H25 年度(計画初年度)は一般廃棄物処理実態調査結果 平成 22 年度実績を基に算出した。
(P60 表 3.6-15 参照)

※2.端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

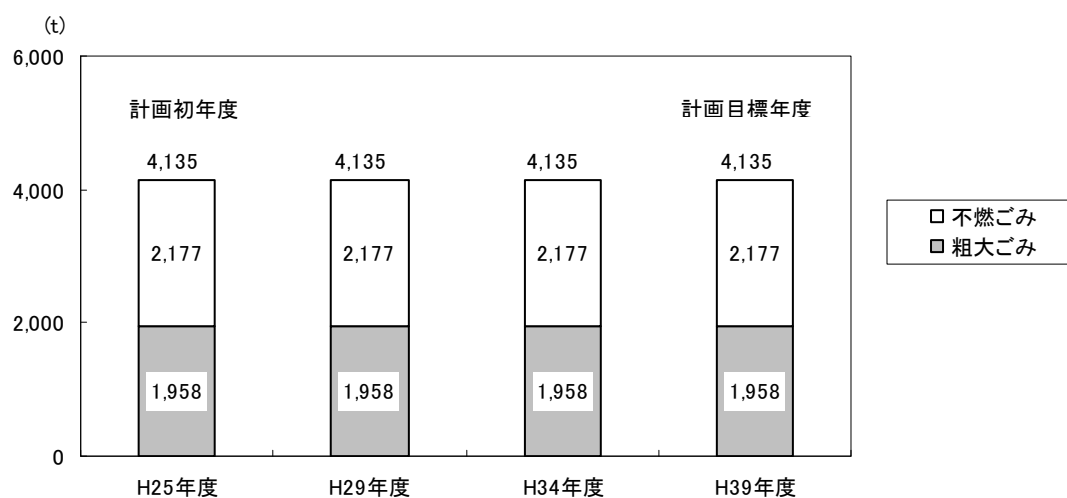


図 4.2-7 粗大ごみ処理施設の予測結果

3) リサイクルプラザ

リサイクルプラザの処理量の推移は、表 4.2-7 及び図 4-2-8 に示すとおりです。リサイクルプラザにおける処理量は、横ばいと予測しました。

表 4.2-7 リサイクルプラザにおける処理量の推移

単位：t

年 度	H25	H29	H34	H39
	計画 初年度	5 年後	10 年後	計画 目標年度
年間処理量	6,095	6,095	6,095	6,095

※ H25 年度(計画初年度)は一般廃棄物処理実態調査結果 平成 22 年度実績を基に算出した。
(P71 図 3.8-3 参照)

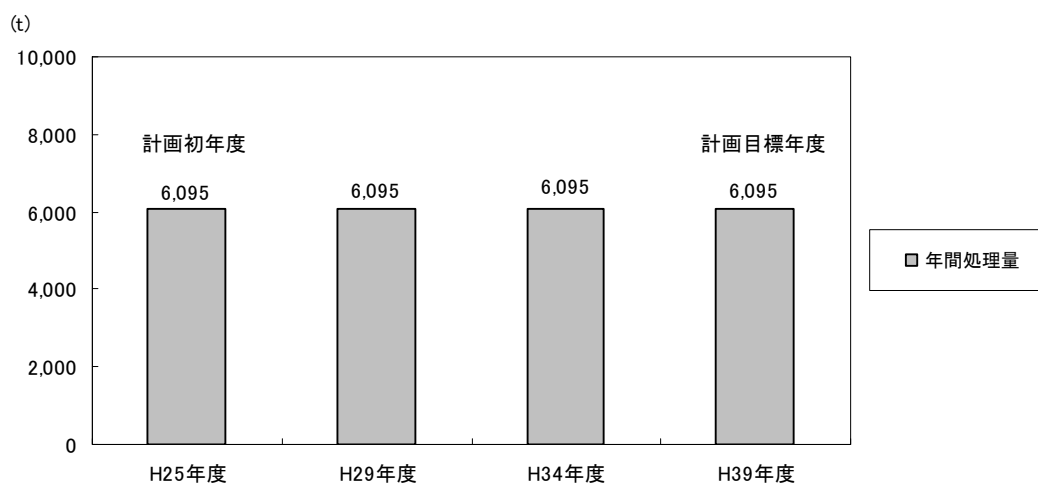


図 4-2-8 リサイクルプラザの予測結果

4) その他の処理量の予測

廃乾電池、廃蛍光管、廃バッテリー、廃消火器の処理量の予測は、表 4.2-8 及び図 4.2-9 に示すとおりです。

表 4.2-8 その他の処理量の推移

単位：t

項 目 \ 年 度	H25	H29	H34	H39
	計画 初年度	5 年後	10 年後	計画 目標年度
廃乾電池	29	29	29	29
廃蛍光管	13	13	13	13
廃バッテリー	7	7	7	7
廃消火器	5	1	1	1
合計	54	50	50	50

※1.H25 年度（計画初年度）は統計資料 平成 22 年度実績を基に算出した。
（P64 表 3.6-19 参照）

※2.端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

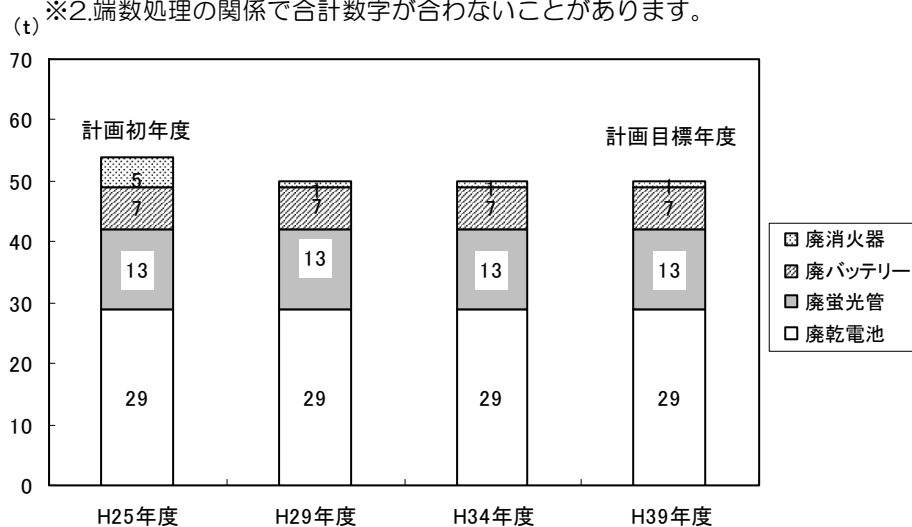


図 4.2-9 その他の処理量の予測結果

5) し尿処理量の推移

し尿処理量の推移は、表 4.2-9 及び図 4.2-10 に示すとおりです。浄化槽汚泥がここ数年増加傾向を示します。公共下水道の普及などの要因はあるものの、増加すると予測します。

表 4.2-9 し尿処理施設における処理量の推移

単位：t

年 度 項 目	H25	H29	H34	H39
	計画 初年度	5 年後	10 年後	計画 目標年度
し尿	976	775	605	488
浄化槽	6,171	6,773	7,485	8,158
合計	7,147	7,548	8,090	8,646

※1.H25 年度（計画初年度）は統計資料 平成 18～22 年度実績を基に算出した。
（P63 表 3.6-18 参照）

※2.端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

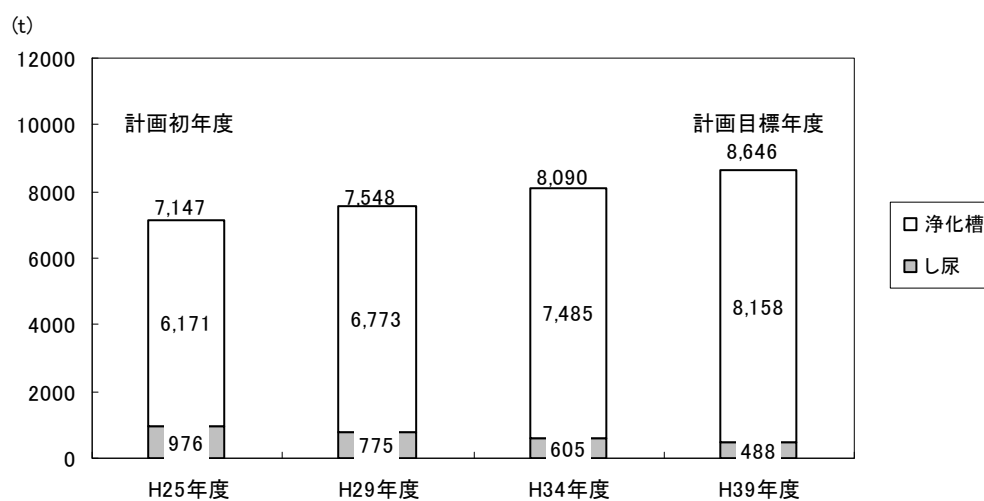


図 4.2-10 し尿処理施設の予測結果

(6) 最終処分量の予測

最終処分量の予測結果は、表 4.2-10 及び図 4.2-11 に示すとおりです。最終処分量は、横ばいと予測しました。

表 4.2-10 最終処分量の推移

年 度 項 目	H25	H29	H34	H39
	計画 初年度	5 年後	10 年後	計画 目標年度
最終処分量 (t)	4,684	4,684	4,684	4,684
1 人 1 日当たりの 最終処分量 (g)	64	62	60	58

※ H25 年度(計画初年度)は一般廃棄物処理実態調査結果 平成 22 年度実績を基に算出した。
(P67 表 3.7-2 (1) 参照)

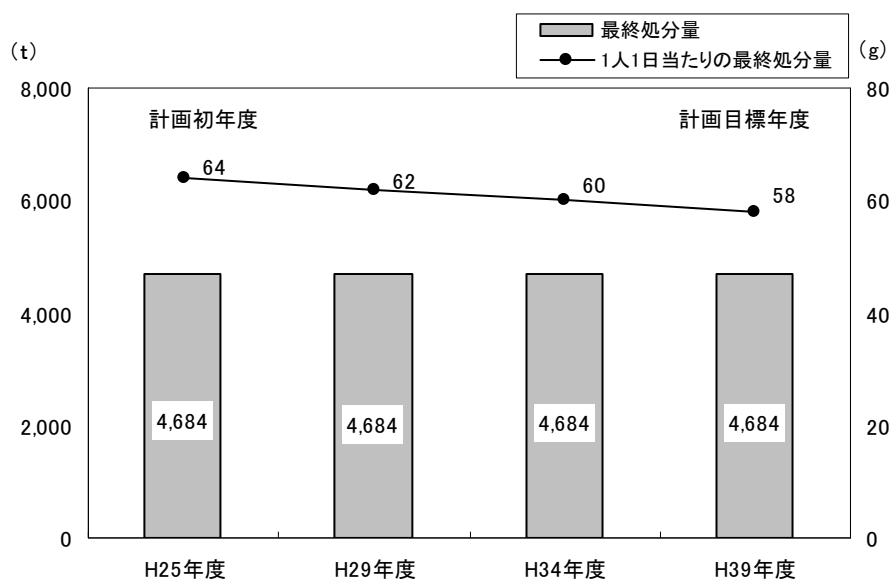
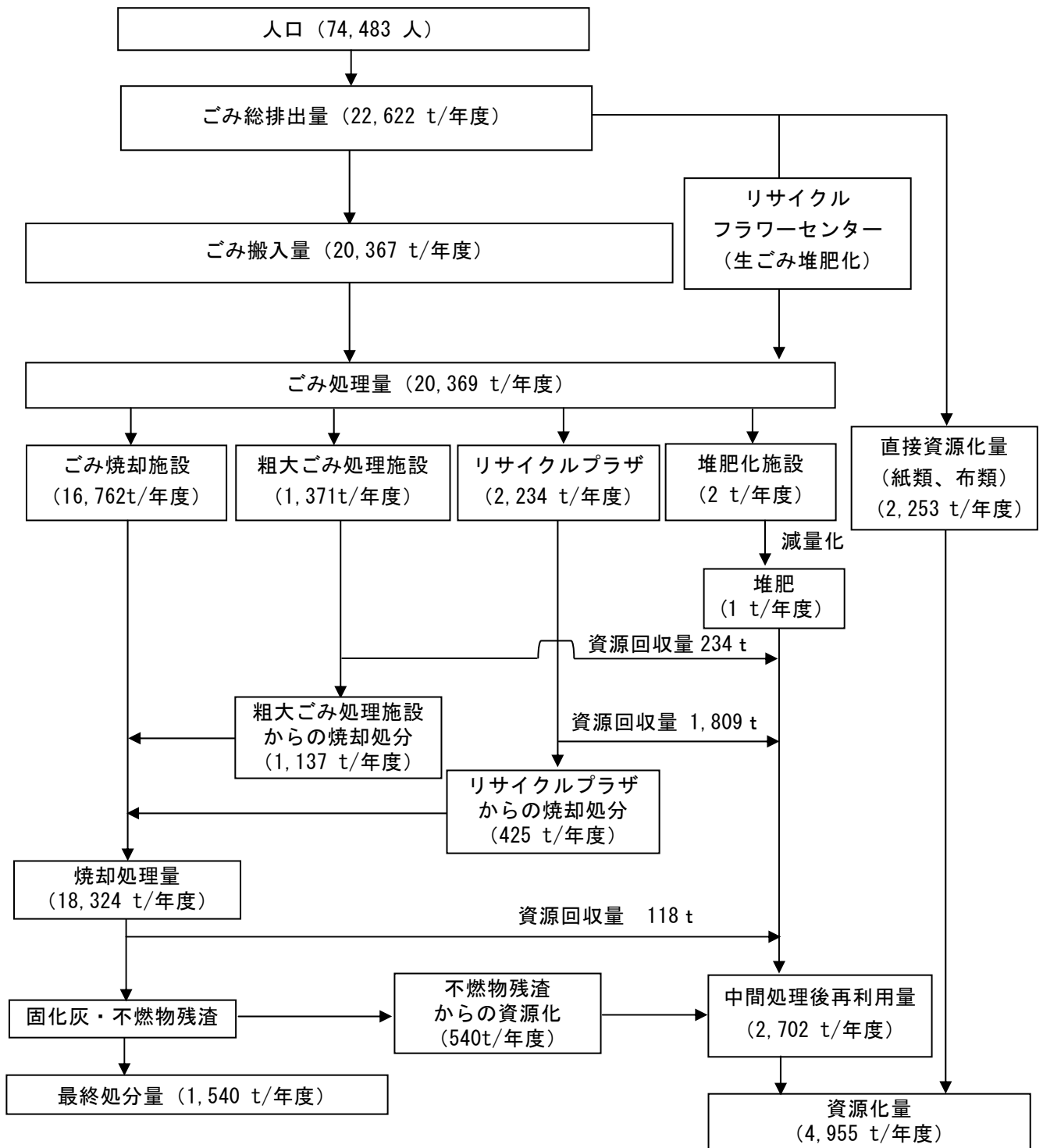


図 4.2-11 最終処分量の予測結果

(7) 計画目標年度におけるごみ処理状況フロー

1) 蕨 市

平成 39 年度における、ごみ排出から最終処分に至るまでのごみ処理フローは、図 4.2-12 に示すとおりです。

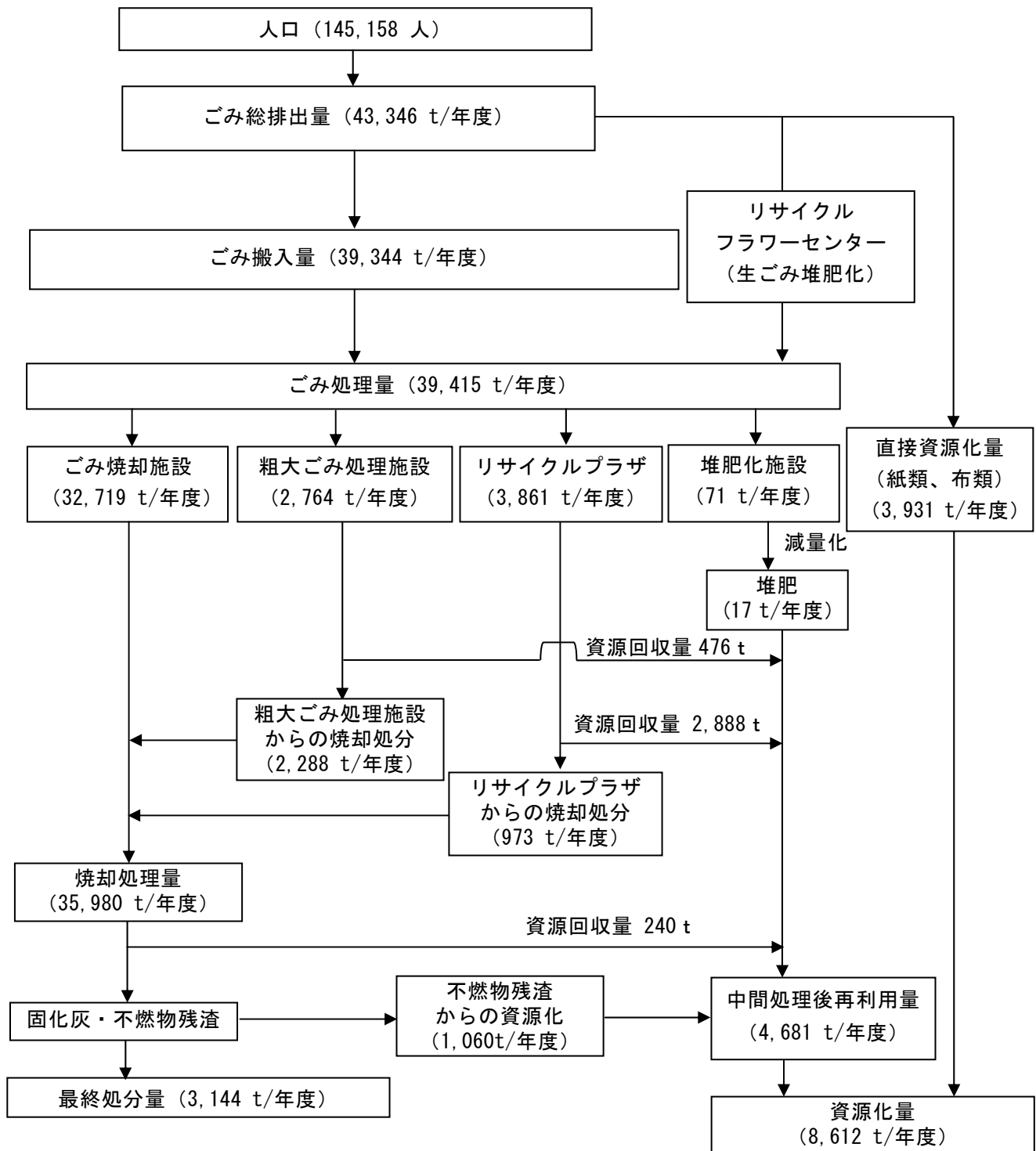


※.端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

図 4.2-12 ごみ処理フロー図 (平成 39 年度：蕨市)

2) 戸田市

平成 39 年度における、ごみ排出から最終処分に至るまでのごみ処理フローは、図 4.2-13 に示すとおりです。

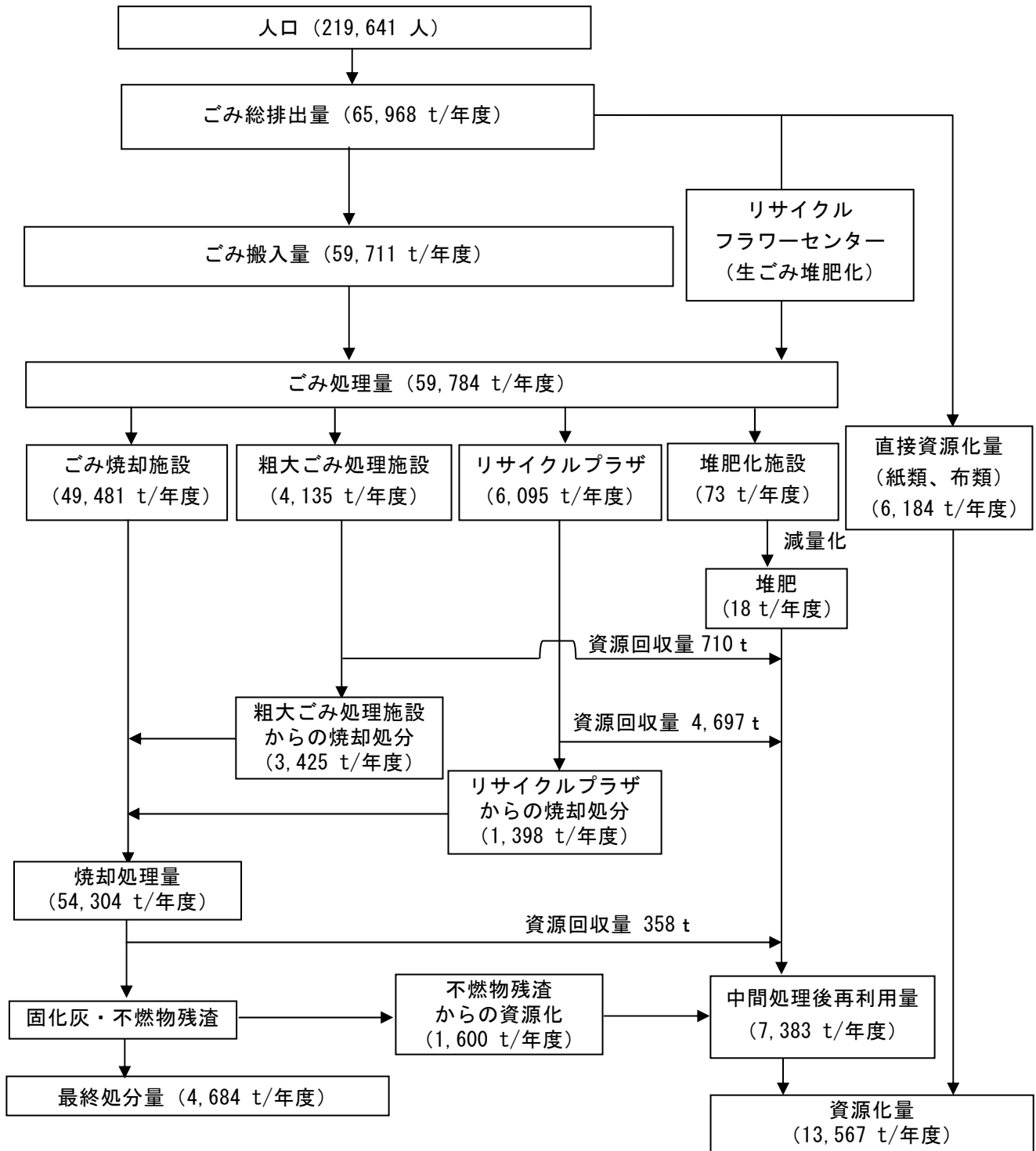


※.端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

図 4.2-13 ごみ処理フロー図（平成 39 年度：戸田市）

3) 両 市

平成 39 年度における、ごみ排出から最終処分に至るまでのごみ処理フローは、図 4.2-14 に示すとおりです。



※.端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

図 4.2-14 ごみ処理フロー図 (平成 39 年度：全体)

第5章 基本計画の目標と目標達成に向けた施策

5.1 ごみ処理の基本理念

前計画では、「継続的な発展が可能となる資源循環型社会の形成」を大きな目標と位置付けて、ごみ処理に係る施策を掲げ、リサイクルシステムの構築を目指してきました。その間にごみの発生量は減少してきていますが、社会経済情勢の変化によっては増加傾向に転じるおそれがあります。また、資源化率は近年横ばい傾向を示しており、更なる施策を講じる必要があります。なお、両市は最終処分場を所有しておらず、最終処分は県の施設や民間の処分場に依存している状況です。

以上のことから、両市では市民、事業者にご協力頂き、再使用できるものは再使用してごみの発生を抑制し、資源化できるものはルールに沿った分別を行うことで再資源化を行い、ごみ焼却量を減らすことで、中間処理後に発生する最終処分量をできる限り減らしていく必要があります。

このようなことから、基本方針の下、課題の解決に向けた施策を行うことにより、更なる循環型社会の形成に向けてごみ処理行政を推進することとしました。

基本理念

(蕨市) (戸田市)

和 と 環境にやさしいまちから生まれる循環型社会

5.2 ごみ処理の基本方針

(1) 基本方針

- 1) ごみの減量化・資源化を推進します。
- 2) 排出されたごみは中間処理時に資源回収をより効果的に行います。
- 3) 蕨戸田衛生センター内の中間処理施設の集約化・効率化を図ります。
- 4) 二酸化炭素等の地球温暖化物質対策やダイオキシン類等の環境汚染物質の抑制に積極的に取り組みます。
- 5) 最終処分は減量化・安定化を図ります。
- 6) すべての関係者が一体となった取り組みによる地域社会づくりを進めます。

5.3 ごみの減量化目標

本計画の各種データが示すように、ごみの総排出量の横ばい傾向が続いていますが、最終処分場を持たず、他地域の地方公共団体に頼らざるを得ない私たちにとって、最終処分場の残余年数が平成 22 年度において全国で 19.3 年であることは、常に考慮しなければならない大きなテーマです。

次世代の市民が担う負担を考慮するならば、可能な限りごみ焼却量を減らし、コンパクトで、効率の良い施設運営体制を目指す必要があります。

そのためには、これまで焼却していたごみを焼却しない、焼却に代わるごみ処理方法の検討等が求められます。

- ① ごみを作らない出さない環境づくりの推進
- ② 徹底した分別によるごみ焼却量削減の推進
- ③ 環境負荷の低減と安全で安定したごみ処理の推進
- ④ 経済性・効率性を考慮したごみ処理の推進

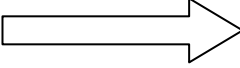
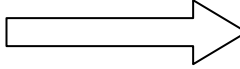
これらの 4 つの減量化方針を掲げ、平成 39 年度を目標年度として、ごみの総排出量を平成 22 年度の 66,000 トンから 53,000 トンに抑制し、約 20%の減量化を目指します。また、1 人 1 日当たりのごみ排出量を約 660 ㌔まで削減することを目指します。焼却処理量については、54,000 トンから 42,000 トンに削減することを目指します。

表 5.3-1 ごみ減量化の目標値

項 目			H25 初年度	H29 5 年後	H34 10 年後	H39 目標年度
蕨市	ごみ総排出量 (t)	予測値	22,622	22,622	22,622	22,622
		目標値	—	20,000	19,000	18,000
	1 人 1 日当たりの 排出量 (g)	予測値	846	839	834	830
		目標値	—	741	700	660
	焼却処理量 (t)	予測値	18,324	18,324	18,324	18,324
		目標値	—	16,000	15,000	14,000
戸田市	ごみ総排出量 (t)	予測値	43,346	43,346	43,346	43,346
		目標値	—	38,000	36,000	35,000
	1 人 1 日当たりの 排出量 (g)	予測値	927	889	850	816
		目標値	—	779	706	661
	焼却処理量 (t)	予測値	35,980	35,980	35,980	35,980
		目標値	—	31,000	29,000	28,000
全体	ごみ総排出量 (t)	目標値	—	58,000	55,000	53,000
	1 人 1 日当たりの 排出量 (g)		—	766	704	661
	焼却処理量 (t)		—	47,000	44,000	42,000

※ 予測値については P101 表 4.2-2 (1)、P102 表 4.2-2 (2) 参照

表 5.3-2 ごみ減量化の目標値の流れ

年 度 項 目	平成 25 年 初年度	平成 29 年 5 年後	平成 34 年 10 年後	平成 39 年 目標年度
減量化目標		約 10%削減	 約 15%削減	 約 20%削減
全体 1 人 1 日当たり の排出量 (g)		約 770	 約 700	 約 660
目標の修正等	全国的に上昇傾向 1 人 1 日当たり のごみ排出量 が増加傾向を 示していると 確認した場合 国内、埼玉県、 近隣市町の動 向を比較検討 施策を強化するとともに、 他市の動向も踏まえて 対策を検討 施策を強化するとともに、 両市独自の対策を検討 両市のみ上昇傾向			

5.4 ごみの資源化目標

本計画の各種データが示すように、ごみの総排出量の横ばい傾向が続いています。今後更に徹底した分別や資源化を推進することで、ごみの減量化に努めます。

計画目標年度には 25% を目標値としてリサイクルを推進していきます。

資源化計画に示す施策を講じることにより、可燃ごみに含まれる資源物を更に分別することで現状より 10% 資源化し、固化灰、不燃物残渣の最終処分量の減量化を達成できると考えています。

資源化目標

できるだけ早い時期に 25% を目指す。

5.5 発生・抑制計画

基本方針：ごみの減量化を推進します。

発生・抑制及び資源化の課題としては「生ごみ、草木搬入量が増加傾向」、「小型家電破砕処理物の増加」、「粗大ごみの再資源化・減量化」などがあります。このような課題の解決に向けて次のような施策を推進していきます。

(1) 発生・抑制

1) 環境教育、普及啓発の充実

ホームページや広報などを通じて住民、事業者に対してごみの減量化・再生利用、更にはごみの適切な分別に関する啓発や情報提供を行っています。ごみの減量化に関する社会意識を育むため、環境教育を積極的に行っていきます。

表 5.5-1 ごみ減量化等の啓発事業の実施状況

市名等	啓発手法	名 称	内 容
蕨市	広報紙	広報蕨	ごみの現状、ごみ減量化の啓発
	パンフレット等	ごみの分け方・持ち出し方	分別方法、出し方について (別に外国語版あり)
		ごみとくらし	学校用副読本
		ごみと資源の出し方マニュアル	ごみ・資源物の分別、出し方について
	イベント	環境フォーラム	講演会
		さわやか環境の日クリーンわらび市民運動	市内一斉清掃活動
	その他	出前講座	ごみの分別・減量化等の出張講座
戸田市	広報紙	広報戸田市	ごみ減量化・リサイクルの啓発
	パンフレット等	家庭ごみの正しい分け方・出し方	分別方法、出し方について (別に外国語版あり)
	イベント	条例のマー・アップ・キャンペーン※	啓発グッズ配布、声掛け
		環境フェア	パネル展示 等
		530 運動	市内一斉清掃活動
	その他	出前講座	ごみの分別・リサイクルについての出張講座
		視察受け入れ	他自治体等の視察の受け入れ
蕨戸田衛生センター組合	その他	施設見学	施設見学の実施

※ 戸田市ポイ捨て及び歩行喫煙等をなくす条例

2) 循環型ライフスタイルの促進

ごみを出さないライフスタイルの定着を目指し、マイボトルやマイバッグの利用促進に対する活動を行っていきます。

3) 事業者に対する減量化の指導

一般廃棄物排出事業者に対して減量化指導を行っていきます。また、小規模事業者にも減量化に対する協力を求めています。

4) 環境物品等の使用促進

再生品、エコ商品等の積極的な購入と、販売をお願いしていきます。

5) 容器包装廃棄物等の排出抑制

簡易包装や、繰り返し使用できる商品等の購入に努めるようにすることが必要です。

6) リサイクルフラワーセンターの維持管理（生ごみ減量化対策）

蕨戸田衛生センター組合では、家庭で一定の段階まで堆肥化を進めた生ごみを持ち込むと花苗と交換できる事業を行っています。生ごみ減量のシンボル事業として円滑な施設運営ができるように努めるとともに、生ごみの水分を減らす啓発や減量の大切さや必要性、減量方法などの発信拠点として事業展開を進めています。

7) 家庭ごみの有料化の検討

現状では1人1日当たりの排出量は減少しており、人口が増加する中でも、ごみ総排出量は横ばいになると予測されることから、当分の間は推移の状況を見守り、必要な状況になった場合は検討することとします。

5.6 資源化計画

基本方針：ごみの資源化を推進します。

：排出されたごみは中間処理時に資源回収をより効果的に行います。

（１） 剪定枝、草木等の資源化

資源化を検討します。

（２） 小型家電破碎処理物の資源化

携帯電話等の小型家電が燃えないごみに混入しています。このようなものも貴重な資源であり、資源化できないか検討していきます。

（３） 粗大ごみの再資源化

粗大ごみとして捨てられた家具の中から比較的状态の良いものを選び、補修し再生しています。更に、資源化が可能な廃棄物の再資源化に努めます。

（４） 事業系ごみの資源化

事業系可燃ごみに含まれる紙等についての資源化を検討します。また、3Rを推進する事業者への支援も検討します。

（５） 固化灰、不燃物残渣の資源化

固化灰、不燃物残渣は一部資源化を行っています。更に、資源化の可能性を検討していきます。

（６） その他

再資源化等の技術進歩に合わせ、資源にできるものは資源化に努めます。

表 5.6-1 分別に役立つリサイクル識別表示マーク

表示マーク	名称と分別上の注意	蕨市分別	戸田市分別
	飲料用アルミ缶 水洗いしてください。	金属類へ	カン・金属類へ
	飲料用スチール缶 水洗いしてください。	金属類へ	カン・金属類へ
	紙製容器包装 汚れは水洗いしてください。	その他の紙類へ	その他の紙類へ
	プラスチック製容器包装 水洗いしてください。	プラスチック製 容器包装 (その他のプラスチック類) へ	その他のプラスチック類へ
	ペットボトル フタ・ラベルを取って水洗い してください。	ペットボトルへ	ペットボトルへ
 Ni-Cd  Li-ion  Ni-MH  Pb ※1.これらの表示のある電池類は、電気店の店頭などで回収しています。その後、業界団体によりリサイクルされます。(両市では処理できません) ※2.紙パックは水洗いして紙パック回収へ			

5.7 収集・運搬計画

収集・運搬の課題としては「分別の徹底」、「ごみ出しルールの徹底」、「ごみ出し困難者への対応」などがあります。このような課題の解決に向けて、次のような施策を推進していきます。

(1) 分別区分

両市で極力統一できるよう随時検討していきます。

(2) 収集・運搬体制

ごみ排出における分別状況に応じて、随時、収集・運搬体制の見直しを行うとともに、低公害収集車の導入を推奨します。

(3) 収集方式

収集方式は、現状を維持していきます。ただし、夜間収集・戸別収集などを状況を踏まえて、検討する必要があります。

(4) 収集回数

収集回数は、現状を維持していきます。ただし、夜間収集・戸別収集などを状況を踏まえて検討する必要があります。

(5) ごみ出しルールの徹底

一部の集積所において、ごみ出しルールが守られていない状況があるので、市民への周知、啓発に努めていきます。

(6) 事業者への分別の徹底

事業系ごみの分別不徹底に対しては、分別指導を徹底していきます。また、必要に応じて手数料の見直しを検討していきます。

(7) 環境への配慮

収集場所でのごみ散乱防止、収集運搬車両の点検・整備等を行い、環境に配慮します。

(8) ごみ出し困難者への対応

自力で、ごみ集積所にごみを出すことが困難な高齢者等を対象とした、戸別収集を検討していきます。

5.8 中間処理計画

基本方針：蕨戸田衛生センター内の中間処理施設の集約化・効率化を図ります。
：二酸化炭素等の地球温暖化物質対策やダイオキシン類等の環境汚染物質の抑制に積極的に取り組みます。

中間処理を担う各施設は、安全性を重視した安定した施設運営が必要です。建設後20年以上経つ、し尿・ごみ焼却・粗大の各施設を始め、資源化施設のリサイクルプラザ等の課題解決に向け、次のような施策を推進していきます。

（１） 蕨戸田衛生センター内中間処理施設の更新・長寿命化

これまでごみ処理を担ってきた清掃工場には、循環型社会と低炭素社会の統合的な実現が求められています。ごみを受け入れ、安全に衛生的に処理しながら、焼却に当たっては高効率な発電を行い、電力の自給率を高めるとともに、余剰電力の地域への供給や二酸化炭素の削減を図るなど、これまでとは違った役割が期待されています。

蕨市・戸田市の廃棄物を処理する蕨戸田衛生センター組合のごみ焼却施設では、平成19年度から22年度の4年間に約15億円かけて、焼却施設の基幹設備を補修して、施設を15年間長寿命化させる延命化工事に取り組みました。既存の施設を有効利用するため、施設機能を効率的に維持する方策です。

今後、周辺設備の維持補修が必要になりますが、ライフサイクルコストを低減しつつ、効率的な更新整備や保安全管理により機能保全を推進します。ストックマネジメントの考え方をもとに、施設の健全度を診断し、劣化予測、再延命化の検討等を行いつつ、施設の更新についても検討します。

（２） 蕨戸田衛生センター処理施設の整備、配置

将来の施設更新等を考慮し、施設配置を検討していきます。

（３） 非焼却処理への転換の検討

燃えるごみについては、焼却しないで炭素化する技術などがあります。また、リサイクルフラワーセンターにおいて、生ごみの一部を堆肥化していますが、この堆肥化も燃やさない技術であり、引き続き実施しながら、合わせて非焼却に向けた新たな技術や方法等について、積極的に検討していきます。

(4) 高効率ごみ発電の検討

現在稼働している焼却施設は発電設備を有していますが、発電効率は 9～11%にとどまっています。最近のごみ焼却施設においては、高効率なごみ焼却発電技術が導入されているため、今後のごみ焼却施設の更新・改修に当っては、新たな技術機器等について検討していきます。

(5) 多目的ストックヤードの整備

ペットボトルが増加傾向であること等、資源ごみの一時置場の確保と合わせて、災害時にも対応できる多目的ストックヤードを整備します。

(6) 粗大ごみの自己搬入受入体制の検討

粗大ごみの自己搬入増加（平成 21 年度には平成 14 年度に比べて約 10 倍増加）に伴い、安全確保を第一として、平成 23 年 2 月 1 日から特別な理由がある場合を除き、受け入れ停止となっています。

今後は、粗大ごみ搬入動線の確保、受け入れ時間帯の検討などの受入体制を検討していきます。

(7) 施設の節電対策（地球温暖化対策、余剰電力の有効活用）

施設内での無駄な電気の使用を控えると同時に、温暖化対策として、ごみ焼却の際に発生するエネルギー回収（余熱利用）の効率化を検討していきます。また、余剰電力については、有効活用を検討していきます。

表 5.7-1 地球温暖化対策（二酸化炭素排出量の削減）

対 策	内 容
エネルギー回収対策	ごみの持つエネルギーを可能な限り回収し、効率的に発電等に有効利用する。
省エネルギー対策	ごみ焼却施設の機能を維持しつつ、省エネにより消費する電力を削減する。

出典：「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き」（平成 22 年 3 月 環境省）

(8) 焼却によらない発電手段の検討

生ごみ、木くず等を活用したバイオマス発電、太陽光発電、風力発電等の焼却によらない発電手段について、最新の技術動向を踏まえつつ、できる限り可能なものの導入を検討します。

(9) し尿（浄化槽汚泥）処理対策

下水道未整備地域におけるマンション建設などにより、今後の増加が予想されるし尿処理について、効率的な処理を検討します。

(10) 環境への配慮

公害の発生防止や化学物質に対する研究を行うなど、環境を汚染させない取組みを計画的に進めていくことが重要です。各中間処理施設の予防保全として各設備の点検・整備を適正に行い、ごみ焼却によるダイオキシン類、その他の有害物質の排出抑制対策を積極的に実施します。

また、施設周辺に影響が無いよう、定期的に環境調査を行い公害防止に努め、調査結果の公表を推進します。

(11) その他

蕨戸田衛生センターの運営方針は、下記のとおりです。

○ ダイオキシン削減対策

焼却施設から排出されるダイオキシン濃度は、通常の生活を営む上での身体への影響はないと考えられている安全値を維持しており、今後も、現行の排出濃度の遵守を図ります。

○ 焼却量の減量化

ダイオキシンと地球温暖化の原因をなす二酸化炭素(CO₂)発生抑制の最良の方法は、ごみを燃やさないことです。燃やすごみの中から極力リサイクルを図ります。

○ リサイクルの促進

限りある資源を大切にし、環境保護をめざし、循環型社会を構築するため、リサイクルの促進を図ります。

○ リサイクルの啓発

再生工房で再生した家具等を利用していただくことにより、リサイクルの啓発を図ります。

○ 環境保護の体制づくり

蕨戸田衛生センターでは、ISO14001を認証取得しています。今後も更なる環境保護の体制づくりを図ります。

○ 開かれた運営

情報公開条例の周知及びホームページの活用により、開かれた運営を図ります。

5.9 最終処分計画

基本方針：最終処分は、減量化・安定化を図ります。

蕨市・戸田市は、人口が集中する過密な住宅地を有する都市であり、最終処分場の新設は不可能です。最終処分は、今後も地域外、県外に頼らざるを得ない状況です。そのため、処分量の減量化に取り組むとともに、中間処理の技術等を検討し、最終処分に供する残渣量を削減していくこととします。

以上の方針に基づき、次の施策を推進することとします。

（１） 減量化の検討

発生抑制と再資源化を図ることにより、最終処分量の減量化を図ることとします。

（２） 資源化の推進

最新の技術動向を常に把握し、更なる廃棄物の資源化を進めます。

（３） 安定した最終処分場の確保

現在は、県営のほか民間業者に委託して、3箇所の処分場で埋立処分を行っています。最終処分場の確保は、年々困難になってきていることから、更なる減量化を進めるとともに、安定して継続的に長期的な委託先・最終処分先の確保に努めます。また、最終処分の委託に当たっては、長期的に受け入れ先の地元との良好な関係を維持するため、関係自治体及び住民との協力体制の強化に努めるとともに、関係業者に適切な指導を行うこととします。

5.10 その他の施策等

基本方針：すべての関係者が一体となった取組みによる地域社会づくりを進めます。

その他の課題としては、「不法投棄対策」「災害廃棄物対策」「資源物の持ち去り」などがあります。このような課題の解決に向けて次のような施策を推進していきます。

(1) 不適正処理、不法投棄の防止

ごみの不適正処理や不法投棄を防止するため、監視を強化します。

表 5.10-1 不法投棄監視の状況

市 名	名 称	監視の構成	活動内容
蕨 市	蕨郵便局及びｸﾞﾘｰﾝ協議会情報提供の覚書	蕨郵便局 ｸﾞﾘｰﾝ協議会	業務中の不法投棄の情報提供
戸田市	不法投棄監視業務	委託	夜間パトロール等

(2) 資源物の持ち去り対策

資源物の収集運搬は、指定の収集運搬業者以外は出来ません。このことは条例によって定められており、戸田市では罰則も設けられています。

蕨市は、資源物の持ち出しを禁止する警告文を配布しました。束ねた古紙類の上に挟み込み、資源物持ち去り件数の抑制を図っています。

戸田市は、市が回収する新聞など古紙の盗難被害を防ぐため、市独自の紙ひもストッカーを町会等へ配布しました。目印を入れたことにより古紙を盗まれても、戸田市から持ち去ったことがわかります。

警察署と連携した対策を強化します。

(3) 在宅医療廃棄物対策

在宅医療廃棄物の取扱い等については、埼玉県より「在宅医療廃棄物適正処理ガイドライン及び取扱いガイド」が通知されました。在宅医療廃棄物は、一般廃棄物であることが示されました。今後は、こうした在宅医療廃棄物についても、分別収集を検討していく必要性があります。

(4) 一般廃棄物会計基準の導入促進の研究

一般廃棄物処理に係る費用対効果を明確にし、公共サービスの質の向上及び効率化を図るために、一般廃棄物会計基準の導入を検討します。

(5) 地球温暖化対策

一般廃棄物を処理する過程における温室効果ガスの排出源は、収集車の燃料、中間処理施設の燃料、電気等です。これらをできるだけ削減することにより、地球温暖化防止に役立つことから、環境に配慮した収集・運搬車両の導入の推奨、中間処理施設の燃焼効率の向上などの対策を検討していきます。

(6) 節電対策（使用電力量の削減）

ごみ処理に係る使用電力量削減のために、蕨戸田衛生センター内の空調設備の適切な設定温度調整、照明設備等の間引きや休憩時間の消灯、ＬＥＤ電球への交換等の節電対策を行っていきます。

(7) 災害廃棄物処理計画作成

市町村は、「震災廃棄物対策指針」（平成 10 年 10 月）及び「水害廃棄物対策指針」（平成 17 年 6 月）を踏まえて、災害廃棄物処理計画を策定することとされています。大規模な震災や水害等も懸念されることから、検討していきます。特に、災害時の家庭ごみの収集体制の維持や燃料の確保、ごみ処理業務に使用する水の確保のための地下水利用、非常用の電源の確保などを早急に検討します。

なお、現在、両市の「地域防災計画」に、災害時におけるごみ及びし尿についての計画が示されています。

(8) 震災等により発生する廃棄物の処理業務を継続できる仕組みの構築

近い将来には大きな地震の発生が懸念されており、また、台風や大雨等は毎年のように襲来しています。これらの自然災害時には大量の廃棄物の発生が予測されます。このため、災害発生時にあっても、廃棄物の安定的かつ継続的な処理を可能とする仕組みを構築します。

(9) 焼却灰等に含まれる放射性物質濃度等の調査

「平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」が、平成 23 年 8 月 30 日に公布され、平成 24 年 1 月 1 日に完全施行されました。現在、蕨戸田衛生センター組合では、ごみ焼却施設における焼却灰等の放射性物質の濃度及び敷地境界における空間放射線量の測定を行っています。今後も定期的に行うとともに、必要な作業環境の改善や健康被害の防止を継続的に実施していきます。

(10) 周辺地域への貢献

蕨戸田衛生センターでは、リサイクルフラワーセンターにおいて、花苗による周辺地域の環境美化や高齢者、障がい者の就労支援等に貢献しています。その他、市民の健康増進に寄与することを目的とし、テニスコート(ハードコート2面)の貸出しを行っています。

将来においても余剰電力の活用、周辺地域に貢献できる方法について創意工夫していきます。

(11) 標語等の普及

ごみの発生抑制と再資源化を促すために、統一したイメージの標語やシンボルマークを、広く市民や事業者に周知していきます。



地球くん
(蕨戸田衛生センター)



ワラビーくん
(蕨市)



リサちゃん
(戸田市)

5.1.1 施策の実施時期

施策は15年の計画期間を5年ごとに3期に分けて、実施します。詳細は、表5.11-1(1)、(2)に示すとおりです。

表5.11-1(1) 施策の実施時期

年 度		平成 25 年～ 平成 29 年	平成 30 年～ 平成 34 年	平成 35 年～ 平成 39 年
施 策				
発 生 抑 制	環境教育、普及啓発の充実	検討して実施		
	循環型ライフスタイルの促進	検討して実施		
	事業者に対する減量化の指導の徹底	検討して実施		
	環境物品等の使用促進	検討して実施		
	容器包装廃棄物等の排出抑制	検討して実施		
	リサイクルフラワーセンターの維持管理（生ごみ減量化対策）	検討して実施		
	家庭ごみの有料化の検討	検討して判断		
資 源 化	剪定枝、草木等の資源化	検討して判断	実 施	
	小型家電破碎処理物の資源化	検討して判断	実 施	
	粗大ごみの再資源化	検討して判断	実 施	
	事業系ごみの資源化	検討して判断	実 施	
	固化灰、不燃物残渣の資源化	検討して判断	実 施	
収 集 ・ 運 搬	分別区分	検討して判断	実 施	
	収集・運搬体制	検討して判断	実 施	
	収集方式	検討して判断	実 施	
	収集回数	検討して判断	実 施	
	ごみ出しルールの徹底	検討して判断	実 施	
	事業者への分別の徹底	検討して判断	実 施	
	環境への配慮	検討して判断	実 施	
	ごみ出し困難者への対応	検討して実施		

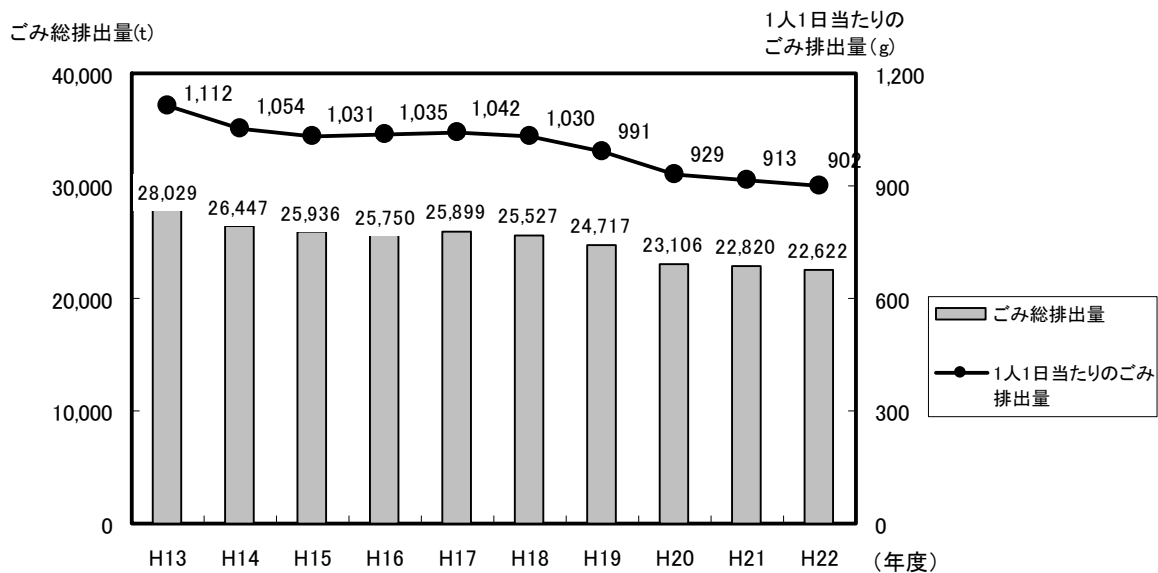
表 5.11-1(2) 施策の実施時期

施 策		年 度	平成 25 年～ 平成 29 年	平成 30 年～ 平成 34 年	平成 35 年～ 平成 39 年
中 間 処 理	蔵戸田衛生センター内 中間処理施設の更新・長寿命化		検討して判断	実 施	
	蔵戸田衛生センター処理施設の 整備、設備の配置		検討して判断	実 施	
	非焼却処理への転換の検討		検討して判断	実 施	
	高効率ごみ発電の検討		検討して判断	実 施	
	多目的ストックヤードの整備		検討して判断	実 施	
	粗大ごみの自己搬入受入体制の検討		検討して判断	実 施	
	施設の節電対策（地球温暖化対策、余剰 電力の有効活用）		検討して判断	実 施	
	焼却によらない発電手段の検討		検討して判断	実 施	
	し尿（浄化槽汚泥）処理対策		検討して判断	実 施	
	環境への配慮		検討して実施		
最 終 処 分	減量化の検討		検討して実施		
	資源化の推進		検討して実施		
	安定した最終処分場の確保		検討して実施		
そ の 他 の 施 策 等	不適正処理、不法投棄対策		実 施		
	資源物の持ち取り対策		実 施		
	在宅医療廃棄物対策		検討して判断		
	一般廃棄物会計基準の導入促進の研究		検討して判断		
	地球温暖化対策		実 施		
	節電対策（使用電力量の削減、余剰電力 の有効活用）		実 施		
	災害廃棄物処理計画作成		検討して実施		
	震災等により発生する廃棄物の処理業 務を継続できる仕組みの構築		検討して実施		
	焼却灰等に含まれる放射性物質濃度等 の調査		実 施		
	周辺地域への貢献		実 施		
	標語等の普及		実 施		

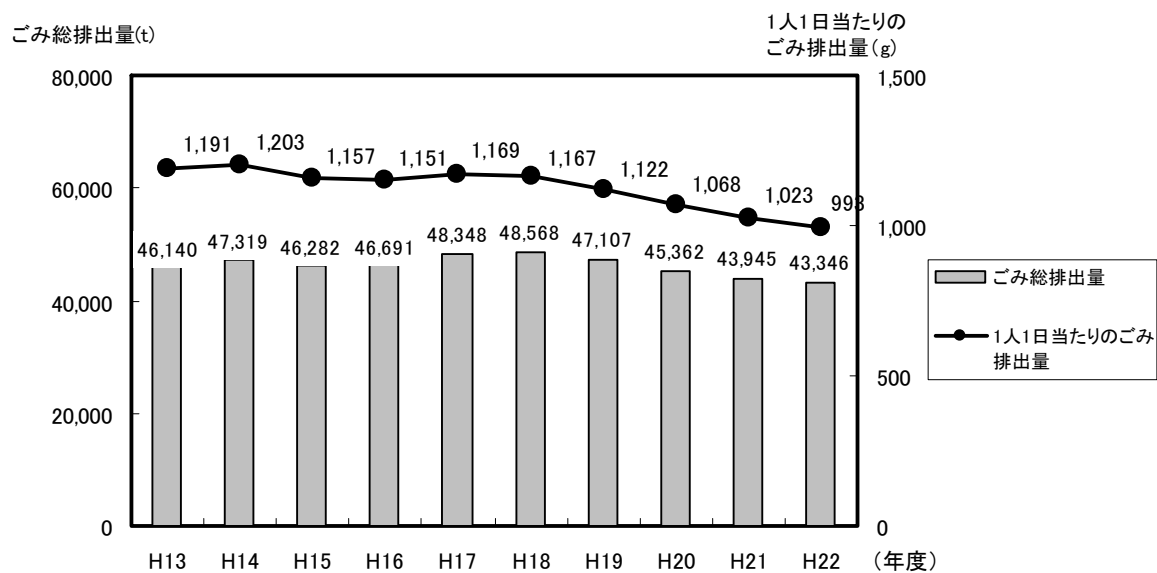
資 料 編

資料－１ ごみ総排出量の推移

両市の過去10年間のにおけるごみ総排出量の推移は下記の図に示すとおりです。



資料図 1-1 過去 10 年間の 1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移（蕨市）



資料図 1-2 過去 10 年間の 1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移（戸田市）

（「第3章 3.2 （1）ごみの総排出量」）

資料－2 ごみ処理推計結果

1. 人口及びごみ量の将来予測（外国人を除いた場合）

（1）人口推計結果

外国人を除いた推計結果は、下記のとおりです。

資料表 2-1 将来人口推計値

単位：人

項目	年 度	蕨 市	戸田市	合 計
実績値	平成 14	68,770	107,796	176,566
	平成 15	68,713	109,331	178,044
	平成 16	68,192	111,138	179,330
	平成 17	68,120	113,318	181,438
	平成 18	67,907	114,042	181,949
	平成 19	68,114	114,748	182,862
	平成 20	68,138	116,368	184,506
	平成 21	68,489	117,692	186,181
	平成 22	68,697	119,596	188,293
	平成 23	69,035	120,721	189,756
推計値	平成 24	69,333	122,287	191,620
	平成 25	69,572	123,691	193,263
	平成 26	69,775	125,055	194,830
	平成 27	69,947	126,383	196,330
	平成 28	70,092	127,675	197,767
	平成 29	70,215	128,936	199,151
	平成 30	70,319	130,164	200,483
	平成 31	70,406	131,364	201,770
	平成 32	70,480	132,535	203,015
	平成 33	70,543	133,681	204,224
	平成 34	70,595	134,803	205,398
	平成 35	70,640	135,900	206,540
	平成 36	70,678	136,975	207,653
	平成 37	70,709	138,030	208,739
	平成 38	70,736	139,063	209,799
	平成 39	70,759	140,077	210,836

※1.外国人は蕨市が5%、戸田市が3.5%と推定し計算。

※2.実績値は各年10月1日現在人口

（「第4章 4.1 （3）人口等の将来予測」）

(2) ごみ量の将来予測

1) 蕨 市

外国人を除いた推計結果は、資料表 2-2 に示すとおりです。

資料表 2-2 ごみ総排出量及び排出原単位（蕨 市）

項目	年度	人 口 (人)	ごみ総排出量 (t)	1 人 1 日 当 た り の ご み 排 出 量 (g)		
				家庭系ごみ	事業系ごみ	合 計
実績	H18	67,907	25,527	814	216	1,030
	H19	68,114	24,717	786	205	991
	H20	68,138	23,106	743	186	929
	H21	68,489	22,820	728	185	913
	H22	68,697	22,622	721	182	903
推計	H23	69,035	22,622	715	180	895
	H24	69,333	22,622	714	180	894
	H25	69,572	22,622	711	179	891
	H26	69,775	22,622	710	178	888
	H27	69,947	22,622	707	177	884
	H28	70,092	22,622	708	177	884
	H29	70,215	22,622	707	176	883
	H30	70,319	22,622	706	175	881
	H31	70,406	22,622	704	174	878
	H32	70,480	22,622	705	174	879
	H33	70,543	22,622	705	173	879
	H34	70,595	22,622	705	173	878
	H35	70,640	22,622	703	172	875
	H36	70,678	22,622	705	172	877
	H37	70,709	22,622	705	171	877
	H38	70,736	22,622	706	170	876
	H39	70,759	22,622	704	170	874

※ 端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

2) 戸田市

外国人を除いた推計結果は、資料表 2-3 に示すとおりです。

資料表 2-3 ごみ総排出量及び排出原単位（戸田市）

項目	年度	人 口 (人)	ごみ総排出量 (t)	1 人 1 日 当 た り の ご み 排 出 量 (g)		
				家庭系ごみ	事業系ごみ	合 計
実績	H18	114,042	48,568	810	356	1,167
	H19	114,748	47,107	790	331	1,121
	H20	116,368	45,362	747	321	1,068
	H21	117,692	43,945	739	284	1,023
	H22	119,596	43,346	716	277	993
推計	H23	120,721	43,346	701	280	981
	H24	122,287	43,346	695	276	971
	H25	123,691	43,346	692	268	960
	H26	125,055	43,346	684	266	950
	H27	126,383	43,346	679	258	937
	H28	127,675	43,346	673	257	930
	H29	128,936	43,346	666	255	921
	H30	130,164	43,346	663	249	912
	H31	131,364	43,346	657	244	902
	H32	132,535	43,346	652	244	896
	H33	133,681	43,346	646	241	888
	H34	134,803	43,346	639	242	881
	H35	135,900	43,346	635	236	871
	H36	136,975	43,346	630	237	867
	H37	138,030	43,346	624	236	860
	H38	139,063	43,346	619	235	854
	H39	140,077	43,346	615	230	845

※ 端数処理の関係で合計数字が合わないことがあります。

3) 日本人のみと外国人を含んだ値の比較

日本人のみと外国人を含んだ値の比較結果は、資料表 2-4 に示すとおりです。

資料表 2-4 ごみ総排出量及び排出原単位（日本人のみと外国人を含んだ値の比較）

年 度		単位：g			
		H25	H29	H34	H39
		計画 初年度	5 年後	10 年後	計画 目標年度
蕨市	日本人のみ	891	883	878	874
	外国人含む	846	839	834	830
戸田市	日本人のみ	960	921	881	845
	外国人含む	927	889	850	816

（「第 4 章 4.2 （2）ごみ排出量及び 1 人 1 日当たりの排出量」）

2. 人口の将来予測（傾向分析結果）

両市の人口将来予測の傾向分析結果（外国人も含む）は、資料表2-5、資料表2-6に示すとおりです。

資料表 2-5 蕨市の傾向分析結果（外国人も含む）

年度	人口
19	70,923
20	71,322
21	71,991
22	72,374
23	72,654
合計	359264

	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線	べき曲線	ロジスティック曲線
予測年数(x)	予測数値(y)	予測数値(y)	予測数値(y)	予測数値(y)	予測数値(y)
24	73,207	72,945	73,430	73,149	72,982
25	73,658	73,134	73,946	73,544	73,234
26	74,110	73,249	74,466	73,926	73,447
27	74,561	73,289	74,990	74,295	73,628
28	75,013	73,253	75,518	74,652	73,781
29	75,464	73,143	76,049	74,999	73,911
30	75,915	72,959	76,584	75,335	74,020
31	76,367	72,699	77,122	75,661	74,112
32	76,818	72,364	77,665	75,979	74,190
33	77,270	71,955	78,211	76,288	74,256
34	77,721	71,470	78,761	76,589	74,311
35	78,172	70,911	79,315	76,883	74,358
36	78,624	70,277	79,873	77,169	74,398
37	79,075	69,568	80,435	77,449	74,431
38	79,527	68,785	81,001	77,722	74,459
39	79,978	67,926	81,571	77,988	74,483

数式	$y = a + bx$	$y = ax^2 + bx + c$	$y = ab^x$	$y = ax^b$	$K / (1 + e^{(a-bx)})$
a	62373.4	-37.4285714	62963.36618	48094.32785	0.31724
b	451.4	2023.4	1.006306766	0.131946925	0.17169
c		45942.25714			
相関係数(r)	0.99001	0.99476	0.98972	0.99208	0.99504
K値					74609
採用					○

資料表 2-6 戸田市の傾向分析結果（外国人も含む）

年度	人口
19	118,579
20	120,513
21	122,004
22	124,085
23	124,916
合計	610097

	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線	べき曲線	ロジスティック曲線
予測年数(x)	予測数値(y)	予測数値(y)	予測数値(y)	予測数値(y)	予測数値(y)
24	126,893	126,085	127,747	126,722	125,999
25	128,518	126,902	129,657	128,177	126,824
26	130,142	127,488	131,597	129,591	127,501
27	131,767	127,842	133,565	130,967	128,055
28	133,392	127,966	135,563	132,306	128,508
29	135,016	127,860	137,590	133,612	128,878
30	136,641	127,522	139,648	134,885	129,179
31	138,265	126,953	141,737	136,128	129,425
32	139,890	126,154	143,857	137,342	129,624
33	141,515	125,124	146,008	138,530	129,787
34	143,139	123,863	148,192	139,692	129,919
35	144,764	122,371	150,408	140,829	130,026
36	146,388	120,648	152,658	141,943	130,113
37	148,013	118,694	154,941	143,036	130,184
38	149,638	116,510	157,259	144,107	130,241
39	151,262	114,094	159,611	145,158	130,288

数式	$y = a + bx$	$y = ax^2 + bx + c$	$y = ab^x$	$y = ax^b$	$K / (1 + e^{(a-bx)})$
a	87902.8	-115.428571	92203.64897	52085.77163	1.69505
b	1624.6	6472.6	1.013422625	0.279763045	0.20957
c		37229.65714			
相関係数(r)	0.99307	0.99657	0.99259	0.99471	0.99507
K値					130488
採用				○	

（「第4章 4.1 （3）人口等の将来予測」）

資料－３ 関係条例、要綱等

○蕨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成７年３月３１日条例第３号

改正

平成８年１２月２０日条例第２７号

平成１２年３月２８日条例第１７号

平成１６年６月２２日条例第１８号

蕨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

蕨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和４７年蕨市条例第２０号）の全部を改正する。

（目的）

第１条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第２条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）の例による。

（市民の責務）

第３条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第４条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

２ 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

３ 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源及び再生資源を原材料として使用された製品の使用、長期間使用可能な製品及び再生利用容易な製品の開発、修理体制の整備、過剰な包装の回避等の措置を講じ廃棄物の減量が図られるよう努めなければならない。

４ 事業者は、前３項に定めるもののほか、廃棄物の減量及び適正処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

（市の責務）

第５条 市は、再生資源の回収、分別収集、再生品の使用の推進その他の施策を通じて一般廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

２ 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

３ 市は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、一般廃棄物の減量に関する市民及び事業者の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。

（資源物の持ち去りの禁止）

第5条の2 市民から所定の場所に排出された一般廃棄物のうち、新聞、雑誌その他の市長が定める物（以下「資源物」という。）の所有権は、市に帰属する。この場合において、市又は当該資源物を収集し運搬する者として市が指定する者以外の者は、当該資源物を収集し、又は運搬してはならない。

（収集、運搬及び処分委託）

第6条 市長は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する業務を、適当と認める者に委託することができる。

（清潔の保持）

第7条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

3 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。

（廃棄物減量等推進審議会）

第8条 一般廃棄物の減量及び処理に関する事項を審議するため、蕨市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、一般廃棄物の減量及び処理に関する基本的事項について、市長の諮問に応じ調査、審議する。

3 審議会は、一般廃棄物の減量及び処理に関する重要事項について市長に建議することができる。

4 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

5 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（廃棄物減量等推進員）

第9条 市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、蕨市廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）を委嘱する。

2 推進員は、一般廃棄物の減量のための市の施策への協力その他の活動を行う。

3 前2項に定めるもののほか、推進員について必要な事項は、規則で定める。

（一般廃棄物処理計画）

第10条 市は、一般廃棄物の減量及び処理に関し、次に掲げる事項を定める計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第2条第4項の基本構想に即して定めるものとする。

（1）一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

（2）一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

（3）分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

（4）一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

（5）一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

（6）その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

2 一般廃棄物処理計画は、基本的事項について定める基本計画及び基本計画の実施のため必要な各年度の事業について定める実施計画に分けて定めるものとする。

3 市長は、一般廃棄物処理計画を定めたとき又は変更したときは、これを告示する。

（市による一般廃棄物の減量及び処理）

第11条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物の収集、運搬及び処分（再生することを含む。以下同じ。）を行わなければならない。

2 前項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分（一般廃棄物の収集、運搬及び処分を委託して行う場合にあつては、当該収集、運搬及び処分の委託）は、法第6条の2第2項及び第3項の規定に基づく基準並びに海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）

に基づき定められた基準に従って行うものとする。

3 市は、一般廃棄物処理計画に基づき分別して収集するものとした一般廃棄物の分別排出を市民及び事業者に普及させるため、広報、啓発、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

4 市は、一般廃棄物の排出の抑制を図るため、一般廃棄物処理計画に基づき資源回収の促進、包装の簡素化、再利用可能な容器の利用その他の廃棄物排出の抑制に資する生活様式、事業活動の普及等に努めるものとする。

（事業者等による一般廃棄物の減量及び処理）

第12条 市民及び事業者並びに土地又は建物の占有者（以下「事業者等」という。）は、一般廃棄物処理計画に定めるところによりその排出した一般廃棄物のうち再生利用可能なものはなるべく再生利用を図るなど、その減量に努めなければならない。

2 事業者等は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めなければならない。

3 事業者等は、その排出した一般廃棄物（一般廃棄物処理計画において市（市による委託を含む。）以外の者が収集、運搬及び処分をするものとして定めた一般廃棄物に限る。）を適正に自ら処理又は法第7条第1項の規定に基づく許可を受けた者（法第7条第1項ただし書の規定により許可を要しないとされた者を含む。以下同じ。）にその処理を委託しなければならない。

4 市長は、その排出する一般廃棄物の処理を適正に行っていない者及び法第7条第1項に基づく許可を受けた者以外の者に処理を委託している者に対し改善のための必要な指示を行うことができる。

（事業者等の協力）

第13条 事業者等は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、一般廃棄物減量のための市が講ずる施策に協力しなければならない。

2 事業者等は、一般廃棄物処理計画の定めるところにより自ら処分しない一般廃棄物を適正に分別し、保管し、市長が定める方法により排出する等市の行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

3 市長は、一般廃棄物処理計画を達成するため、事業者等に対し、市の行う一般廃棄物の減量及び処理に関して協力すべき事項を指示することができる。

（廃棄物再生事業者の協力）

第14条 市は、一般廃棄物の減量を図るため、登録廃棄物再生事業者に対し、一般廃棄物の再生に関して必要な協力を求めることができる。

第15条 削除

（動物の死体処理）

第16条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の犬、猫その他の動物の死体を自ら処理することが困難であるときは、速やかに市長に申し出てその指示を受けなければならない。

（処理除外物）

第17条 次に掲げるものは、一般廃棄物処理計画の定めるところにより市が行う処理の対象とはしない。

- (1) 有害性のある物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 特別管理一般廃棄物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は市の処理施設の機能に支障が生ずる物

2 何人も、市が行う一般廃棄物の収集に際して、前項各号に該当するものとして一般廃棄物処理計画で定めるものを排出してはならない。

3 市長は、前項に規定する一般廃棄物を処分しようとする者に対し、一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物処理業者への処理の委託その他必要な事項を指示することができる。

（一般廃棄物の処理手数料）

第18条 自治法第227条の規定により、市が徴収する一般廃棄物の処理手数料は、別表第1に定める額とする。

2 前項の手数料の徴収の基礎となる一般廃棄物の数量及び人員等については、市長の認定するところによる。

3 市長は、災害その他特別の理由があると認めたときは、第1項の手数料を減額し、又は免除することができる。

4 前3項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

（一般廃棄物処理業の許可申請等）

第19条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者は、別に定める許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、車庫及び収集用運搬車等について、市長が行う検査を受けなければならない。

（許可証の交付）

第20条 市長は、前条に規定する許可をしたときは、当該申請者に対し許可証を交付する。

2 前項の規定による許可証を交付された者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）は、許可証を紛失し、又はき損したときは、許可証の再交付を受けなければならない。

（営業の休止又は廃止）

第21条 一般廃棄物処理業者は、その業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その30日前までに市長に届け出なければならない。

（浄化槽清掃業の許可申請等）

第22条 浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、別に定める許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 第19条第2項、第20条及び前条の規定は、前項の許可を受けた者に準用する。

（一般廃棄物処理業等の許可申請手数料）

第23条 第19条の規定による一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者又は前条の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者若しくは当該許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとする者は、別表第2に掲げる手数料を納付しなければならない。

（報告の徴収等）

第24条 市長は、法第18条及び浄化槽法第53条第1項に定めるもののほか、この条例の施行に必要と認める者に対し、当該廃棄物の処理に関し必要な報告を求め、又は指示することができる。

（立入検査）

第25条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、一般廃棄物を排出する事業者又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業所に立ち入り、一般廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（委任）

第26条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

（行政委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正）

- 2 行政委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和39年蕨市条例第4号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成8年12月20日条例第27号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、平成12年4月1日以後に徴収する処理手数料から適用し、同日前までに徴収する処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成16年6月22日条例第18号）

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

別表第1（第18条関係）

種別	取扱区分	単位	手数料	備考
動物の死体	犬、猫その他の動物	1体につき	3,150 円	
し尿	(1) 普通世帯	月額 世帯員（2歳未満を除く。）1人につき	305 円	汲取り回数 は原則として月2回とする。
	(2) 通勤者	月額 1人につき	155 円	
	(3) 事業所、寮、映画館等 多数人の出入りする場所	36リットルにつき	335 円	
上記以外の 一般廃棄物	市長の指定する家電製品、 家具等の粗大ごみ	1点につき	525 円	

別表第2（第23条関係）

取扱区分	手数料
一般廃棄物処理業許可申請手数料	1件につき 3,000 円
浄化槽清掃業許可申請手数料	1件につき 3,000 円
一般廃棄物処理業許可証再交付申請手数料	1件につき 3,000 円
浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料	1件につき 3,000 円

（「第3章 3.10（1）廃棄物関連条例等」）

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）
- 第 2 章 一般廃棄物の減量及び処理（第 8 条—第 15 条）
- 第 3 章 手数料等（第 16 条—第 21 条）
- 第 4 章 雑則（第 22 条—第 25 条）
- 第 5 章 罰則（第 26 条・第 27 条）
- 附 則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。
- (2) 一般廃棄物 産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）以外の廃棄物をいう。
- (3) 特別管理一般廃棄物 一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）で定めるものをいう。
- (4) 浄化槽清掃業 浄化槽の清掃を行う事業をいう。

（市民の責務）

第 3 条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第 4 条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報の提供をすること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源及び再生資源を原材料として使用された製品の使用、長期間使用可能な製品及び再生利用容易な製品の開発、修理体制の整備、過剰な包装の回避等の措置を講じ廃棄物の減量が図られるよう努めなければならない。

- 4 事業者は、前 3 項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

（市の責務）

第 5 条 市は、再生資源の回収、分別収集、再生品の使用の推進その他の施策を通じて一般廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

- 2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

- 3 市は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、一般廃棄物の減量に関する市民及び事業者の自主的な活動を促進するように努めなければならない。

（収集、運搬及び処分委託）

第 6 条 市長は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する業務を、適当と認める者に委託することができる。

（清潔の保持）

第 7 条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

- 2 前項の占有者は、その占有し、又は管理する土地又は建物内に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

- 3 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

- 4 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。

第 2 章 一般廃棄物の減量及び処理

（一般廃棄物処理計画）

第 8 条 市は、一般廃棄物の減量及び処理に関し、次の各号に掲げる事項を定める計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項の基本構想に即して定めるものとする。

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- (6) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

- 2 一般廃棄物処理計画は、基本的事項について定める基本計画及び基本計画の実施のため必要な各年度の事業について定める実施計画に分けて定めるものとする。

- 3 市長は、一般廃棄物処理計画を定めたとき、又は変更したときは、これを告示する。

（市による一般廃棄物の減量及び処理）

第 9 条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物の収集、運搬及び処分（再生することを含む。以下同じ。）を行わなければならない。

- 2 前項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分（一般廃棄物の収集、運搬及び処分を委託して行う場合にあつては、当該収集、運搬及び処分の委託）は、法第 6 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定に基づく基準並びに海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）に基づき定められた基準に従って行うものとする。

- 3 市は、一般廃棄物処理計画に基づき分別して収集するものとした一般廃棄物の分別排出を市民及び事業者に普及させるため、広報、啓発、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

- 4 市は、一般廃棄物の排出の抑制を図るため、一般廃棄物処理計画に基づき資源回収の促進、包

装の簡素化、再利用可能な容器の利用その他の廃棄物排出の抑制に資する生活様式、事業活動の普及等に努めるものとする。

（指定する者以外の者の再利用又は再生利用の対象となる廃棄物の収集又は運搬の禁止等）

第 10 条 市長が指定する者以外の者は、一般廃棄物処理計画で定める所定の場所に置かれた廃棄物のうち、再利用又は再生利用の対象となる物として市長が指定するものを収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、市長が指定する者以外の者が前項の規定に違反して、収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

（事業者等による一般廃棄物の減量及び処理）

第 11 条 市民及び事業者並びに土地又は建物の占有者（以下「事業者等」という。）は、一般廃棄物処理計画に定めるところによりその排出した一般廃棄物のうち再生利用可能なものはなるべく再生利用を図るなど、その減量に努めなければならない。

2 事業者等は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めなければならない。

3 事業者等は、その排出した一般廃棄物（一般廃棄物処理計画において市（市による委託を含む。）以外の者が収集、運搬及び処分をするものとして定めた一般廃棄物に限る。）を適正に自ら処理又は法第 7 条の規定に基づく許可を受けた者（法第 7 条ただし書の規定により許可を要しないとされた者を含む。以下同じ。）にその処理を委託しなければならない。

4 市長は、その排出する一般廃棄物の処理を適正に行っていない者及び法第 7 条に基づく許可を受けた者以外の者に処理を委託している者に対し、改善のための必要な指示を行うことができる。

（事業者等の協力）

第 12 条 事業者等は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、一般廃棄物減量のための市が講ずる施策に協力しなければならない。

2 事業者等は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより自ら処分しない一般廃棄物を適正に分別し、保管し、市長が定める方法により排出する等市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

3 市長は、一般廃棄物処理計画を達成するため、事業者等に対し、市が行う一般廃棄物の減量及び処理に関して協力すべき事項を指示することができる。

（廃棄物再生事業者の協力）

第 13 条 市は、一般廃棄物の減量を図るため、登録廃棄物再生事業者に対し、一般廃棄物の再生に関して必要な協力を求めることができる。

（動物の死体の処理）

第 14 条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の犬、猫その他の動物の死体を自ら処理することが困難であるときは、速やかに市長に申し出て、排出の方法その他について、その指示に従わなければならない。

（処理除外物）

第 15 条 次の各号に掲げるものは、一般廃棄物処理計画の定めるところにより市が行う処理の対象とはしない。

- (1) 有害性のある物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 特別管理一般廃棄物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は市の処理

施設の機能に支障が生ずる物

- 2 何人も、市が行う一般廃棄物の収集に際して、前項各号に該当するものとして一般廃棄物処理計画で定めるものを排出してはならない。
- 3 市長は、前項に規定する一般廃棄物を処分しようとする者に対し、一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物処理業者への処理の委託その他必要な事項を指示することができる。

第3章 手数料等

（一般廃棄物の処理手数料）

第16条 地方自治法第227条の規定に基づき、市長が徴収する一般廃棄物の処理手数料は、別表第1に規定する金額とする。

- 2 前項の手数料の徴収の基礎となる一般廃棄物の数量及び人員等については、市長の認定することによる。
- 3 市長は、天災その他特別の理由があると認めたときは、第1項の手数料を減額し、又は免除することができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

（一般廃棄物処理業の許可申請等）

第17条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者は、別に定める許可申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、車庫及び収集用運搬車等について、市長が行う検査を受けなければならない。

（許可証の交付）

第18条 市長は、前条に規定する許可をしたときは、当該申請者に対し許可証を交付する。

- 2 前項の規定による許可証を交付された者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）は、許可証を紛失し、又はき損したときは、許可証の再交付を受けなければならない。

（営業の休止又は廃止）

第19条 一般廃棄物処理業者は、その業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その30日前までに市長に届け出なければならない。

（浄化槽清掃業の許可申請等）

第20条 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、別に定める許可申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 第17条第2項、第18条及び前条の規定は、前項の許可を受けた者に準用する。

（一般廃棄物処理業等の許可申請手数料）

第21条 第17条の規定による一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者又は前条の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者若しくは当該許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとする者は、別表第2に規定する手数料を申請の際に納付しなければならない。

第4章 雑則

（報告の徴収等）

第22条 市長は、法第18条及び浄化槽法第53条第1項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、一般廃棄物を排出する事業者又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者に対し、当該廃棄物の処理に関し必要な報告を求め、又は指示することができる。

（立入検査）

第23条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、一般廃棄物を排出する事業者又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業所に立ち入り、一般廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類

その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（戸田市行政手続条例の適用除外）

第24条 第10条第2項の規定による命令については、戸田市行政手続条例（平成10年条例第27号）第3章の規定は、適用しない。

（委任）

第25条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第26条 第10条第2項の規定による命令に違反した者は、200,000円以下の罰金に処する。

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日等）

1 この条例（以下「新条例」という。）は、平成12年4月1日から施行する。ただし、新条例別表第1中動物の死体及び粗大ごみに係る処理手数料に関する規定は、平成12年9月1日（以下この項において「施行日」という。）から施行し、施行日以後の申請分から適用する。

（戸田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の廃止）

2 戸田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第10号）は、廃止する。

附 則（平成16年条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章の次に1章を加える改正規定は、平成16年7月1日から施行する。

別表第1（第16条関係）

手数料の種類		手数料の金額	備考
し尿	(1) 普通世帯	1人につき 月額 305円	くみ取回数は、原則として月2回とする。
	(2) 事業所、寮等その他の施設	1人につき 月額 335円	
動物の死体	犬、猫その他の動物	1体につき 1,500円	
粗大ごみ	家電製品、家具等の廃棄物で市長が指定するもの	1点につき 200円	

別表第2（第21条関係）

手数料の名称	手数料の金額
一般廃棄物処理業許可申請手数料	1件につき 3,000円
浄化槽清掃業許可申請手数料	
一般廃棄物処理業許可証再交付申請手数料	
浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料	

（「第3章 3.10 （1）廃棄物関連条例等」）

○蕨戸田衛生センター組合手数料等条例

昭和 47 年 2 月 29 日

条例第 1 号

改正 昭和 51 年 3 月 8 日 条例第 2 号
昭和 55 年 12 月 27 日 条例第 8 号
平成元年 3 月 8 日 条例第 3 号
平成 5 年 3 月 10 日 条例第 6 号
平成 9 年 3 月 11 日 条例第 2 号
平成 11 年 3 月 2 日 条例第 2 号

平成 11 年 8 月 27 日 条例第 5 号
平成 12 年 3 月 1 日 条例第 3 号
平成 13 年 3 月 7 日 条例第 7 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 227 条の規定に基づき、蕨戸田衛生センター組合が処分する廃棄物の処分手数料及び費用(以下「手数料等」という。)の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料等適用の範囲)

第 2 条 この条例に基づいて手数料等を徴収する範囲は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 事業活動に伴って生じた一般廃棄物
- (2) し尿浄化槽汚泥
- (3) 前各号のほか管理者が定めるもの

(手数料等の額)

第 3 条 前条各号に定める手数料等の額は次の各号の定めるところによる額に 100 分の 105 を乗じて得た額(1 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)とする。

- (1) 前条第 1 号及び第 3 号に定める手数料等の額は、重量 10 キログラム 170 円とし、10 キログラム増すごとに 170 円を加算する。
- (2) 前条第 2 号に定める手数料等の額は、重量 100 キログラム 100 円とし、100 キログラム増すごとに 100 円を加算する。

(手数料等の納入)

第 4 条 前条に規定する手数料等は計量と同時に納入しなければならない。ただし、管理者が必要と認めたものについては、月末一括納入することができる。

(手数料等の減免)

第 5 条 管理者は第 3 条に規定する手数料等を定めるところにより減額又は免除することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この条例は、昭和 47 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 51 年 3 月 8 日 条例第 2 号)

この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年 12 月 27 日 条例第 8 号)

この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 8 日 条例第 3 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に行われた手数料等については、なお、従前の例による。

附 則(平成 5 年 3 月 10 日 条例第 6 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成5年6月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の蕨戸田衛生センター組合手数料等条例第3条の規定は、平成5年6月1日以後の手数料等について適用し、同日前の徴収すべき手数料等については、なお従前の例による。
附 則（平成9年3月11日条例第2号）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行前に行われた手数料等については、なお従前の例による。
附 則（平成11年3月2日条例第2号）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成11年6月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の蕨戸田衛生センター組合手数料等条例第3条の規定は、平成11年6月1日以後の手数料等について適用し、同日前の徴収すべき手数料等については、なお従前の例による。
附 則（平成11年8月27日条例第5号）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成11年11月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行前に行われた手数料については、なお従前の例による。
附 則（平成12年3月1日条例第3号）
この条例は、平成12年4月1日から施行する。
附 則（平成13年3月7日条例第7号）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成13年6月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の蕨戸田衛生センター組合手数料等条例第3条の規定は、平成13年6月1日以後の手数料等について適用し、同日前の徴収すべき手数料等については、なお、従前の例による。

（「第3章 3.10 （2）その他関連条例等」）

蕨市パブリック・コメント制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント制度に関して必要な事項を定め、市の政策形成過程における市民参画の機会を保障するとともに、市民への説明責任を果たすことにより、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、もって開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリック・コメント制度 市の基本的な計画、条例等の策定過程において、当該計画、条例等の案の趣旨、内容等を広く公表し、公表したのに対し市民等から意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、その意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に通勤し、又は通学する者
 - ウ 市内に事務所又は事業所を有するもの
 - エ 本市に対して納税義務を有するもの
 - オ その他パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 パブリック・コメント制度の対象となる市の基本的な計画、条例等（以下「対象政策等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合振興計画等市の基本的な政策を定める計画又は個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
 - (2) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定
 - ア 市の基本的な制度を定める条例
 - イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例
 - ウ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関するものを除く。）
 - (3) 市の基本的な方向を定める憲章、宣言の制定又は改廃
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、対象政策等が次の各号のいずれかに該当する場合は、実施機関は、パブリック・コメント制度を実施しないことができる。
- (1) 実施機関が緊急を要すると認める場合
 - (2) 実施機関が軽微な変更と認める場合
 - (3) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合
 - (4) 意見を聴取する手続が法令等により定められている場合

(案の公表)

第4条 実施機関は、前条第1項各号に掲げる対象政策等を策定しようとするときは、当該策定の意思決定前に、対象政策等の案（以下「案」という。）を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により案を公表するときは、市民等が理解しやすいよう併せて案を作成した趣旨、目的及び背景等必要な資料を公表するよう努めるものとする。

（公表方法）

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

（1）ホームページへの掲載

（2）実施機関が指定する場所での閲覧

2 実施機関は、公表する場合においては、意見等の提出先、提出方法、提出期限その他意見等の提出に必要な事項を提示するものとする。

（意見等の提出）

第6条 実施機関は、公表した日から原則として21日以上の提出期間を設け、意見等の提出を受けけるものとする。

2 前項に規定する意見等の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

（1）実施機関が指定する場所への持参

（2）郵便

（3）電子メール

（4）ファクシミリ

（5）その他実施機関が必要と認める方法

3 意見等を提出しようとする市民等は、住所、氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）及び電話番号を明示しなければならない。

（提出された意見等の取扱い）

第7条 実施機関は、提出された意見等を考慮して対象政策等について意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により意思決定を行ったときは、当該意思決定された対象政策等のほか、市民等から提出された意見等及び提出された意見等に対する実施機関の考え方を公表しなければならない。

3 第5条第1項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

（実施状況の公表）

第8条 市長は、パブリック・コメント制度を実施している案件の一覧を作成し、ホームページへの掲載及び市長が指定する場所での閲覧により公表するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

2 この要綱は、施行日以後に実施機関が策定する対象政策等について適用し、この要綱の施行の際現に立案過程にある対象政策等については、適用しない。ただし、実施機関において必要があると認めるときは、この要綱の規定に準じた手続を実施するものとする。

（「第1章 1.4 計画策定に至るまでのフロー」）

(目的)

第 1 条 この要綱は、市民の生活に大きな影響を及ぼす施策等の立案について市民だれもが意見を述べるができる機会を保障し、市の市民への説明責任を果たすとともに、市民の市政への参画の促進を図るため、戸田市市民パブリック・コメント制度（以下「パブリック・コメント制度」という。）を設け、もって公正で民主的な開かれた市政を推進することを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この要綱において「パブリック・コメント制度」とは、市の施策等立案の過程において、その立案に係る施策等の趣旨、内容等を広く公表し、これらについて提出された市民等の意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表するこれら一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び水道事業管理者をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 本市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 本市に対して納税義務を有するもの
- (6) パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有するもの

4 パブリック・コメント制度は、市の施策等の立案に対して市民の賛否を問うために行うものではない。

(対象)

第 3 条 パブリック・コメント制度の対象となる市の基本的な施策等（以下「対象施策等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (2) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定
 - ア 市の基本的な制度を定める条例
 - イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例
 - ウ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例
- (3) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則等の制定又は改廃
- (4) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の制定又は改定
- (5) その他実施機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、対象施策等が次の各号のいずれかに該当する場合は、実施機関は、

この要綱に定める手続を行わないことができる。

- (1) 実施機関が緊急を要すると認める場合
- (2) 実施機関が軽微な変更と認める場合
- (3) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合
- (4) 金銭徴収に関する条例案の場合
- (5) 意見を聴取する手続が、法令、条例若しくは規則又はこの要綱以外の要綱等に別段の定めがある場合。ただし、本号に該当する場合においても、可能な限りこの要綱に定める手続に沿ったものとなるよう努めるものとする。

(案の公表)

第4条 実施機関は、対象施策等の立案をしようとするときは、意思決定を行う前の適切な時期に対象施策等の案を公表する。

2 前項の規定により対象施策等の案の公表を行うときは、併せて次に掲げる関係資料を公表するよう努めるものとする。

- (1) 対象施策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 対象施策等の案の概要
- (3) 対象施策等の案に関連する次の資料

ア 根拠法令

イ 計画等の策定又は改定にあっては、上位の計画等の概要

ウ 対象施策等の案の実施により生ずると予測される影響の程度、範囲等

エ 対象施策等の案を立案するに際して整理した論点

オ その他必要な資料

(案の公表方法)

第5条 前条に規定する公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市政情報室、戸田公園駅前行政センター、福祉センター、笹目コミュニティセンター、対象施策等を所管する課等の事務所における閲覧及び配布
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) その他実施機関が適当と認めるもの

(意見の提出期間)

第6条 実施機関は、市民等が意見を提出するために必要と判断される時間等を勘案し、21日以上の意見の提出期間を定め、対象施策等の案の公表時に明示するものとする。

(意見の提出方法)

第7条 実施機関は、意見の提出方法として郵便、ファクシミリ、電子メール等の手段を活用することとし、対象施策等の案の公表時に明示するものとする。

2 意見を提出しようとする市民等は、意見を提出する際に、住所及び氏名、法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を明記しなければならない。

(意見の取扱い等)

第8条 実施機関は、提出された意見を考慮して対象施策等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは意思決定後の対象施策等、提出された意見及びこ

れに対する市の考え方並びに案を修正したときはその修正の内容を公表するものとする。

3 提出された意見のうち、公表することにより個人又は法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

4 第5条の規定は、第2項の規定による公表について準用する。

（戸田市市民パブリック・コメント制度運営委員会）

第9条 パブリック・コメント制度の適切な運用を図るため、戸田市市民パブリック・コメント制度運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）パブリック・コメント制度の運用状況の把握と総合的な調整

（2）この要綱に定める手続を行っている案件の一覧の作成

（3）その他パブリック・コメント制度の適切な運用を図るために必要な業務

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年告示第171号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年告示第49号）

この要綱は、平成20年8月11日から施行する。

附 則（平成22年告示第105号）

この要綱は、平成22年6月30日から施行する。

（「第1章 1.4 計画策定に至るまでのフロー」）

〇ごみ処理基本計画策定等検討委員会設置要綱

平成 24 年 2 月 6 日告示

ごみ処理基本計画策定等検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項に基づく一般廃棄物処理基本計画のごみ処理基本計画の策定及び改訂（以下「基本計画策定等」という。）をするにあたり、蕨市、戸田市（以下「両市」という。）及び蕨戸田衛生センター組合（以下「組合」という。）の共同での基本計画策定等を行うためごみ処理基本計画策定等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画策定等に関すること。
- (2) その他基本計画策定等に係る事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、委員をもって組織する。

2 委員長は、組合事務局長をもって充てる。

3 委員は、両市市民生活部長、蕨市安全安心推進課長、蕨市安全安心推進課生活環境係長、戸田市環境クリーン室長、戸田市環境クリーン室担当課長、組合事務局次長、組合課長とする。

(委員長)

第 4 条 委員長は、委員会を総理する。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるとき、会議に関係者を出席させることができる。

(作業部会)

第 6 条 委員会は、基本計画策定等に係る調査、研究のために作業部会を置く。

2 作業部会は、第 3 条第 2 項及び第 3 項の職にある者がその所属するもののうちから指名する者をもって組織する。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、組合施設課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

（「第 1 章 1.4 計画策定に至るまでのフロー」）

〇ごみ処理基本計画策定等懇談会設置要綱

平成24年6月11日告示

ごみ処理基本計画策定等懇談会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 蕨市、戸田市（以下「両市」という。）及び蕨戸田衛生センター組合（以下「組合」という。）が策定するごみ処理基本計画等（以下「基本計画」という。）に関して、広く市民等の意見を聴くため、両市の市民代表等を構成員とするごみ処理基本計画策定等懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、基本計画に関する事項について、ごみ処理基本計画策定等検討委員会に提言する。

(組織)

第3条 懇談会の委員は10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 両市より推薦を受けた者
- (2) 管理者が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する任務が終了する期間までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長1名副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は会長が招集する。

2 会長は会議の議長となる。

3 懇談会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(費用)

第7条 委員に報奨金を支給する。

2 前項に規定する報奨金の額は、管理者が別に定める。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、組合が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(「第1章 1.4 計画策定に至るまでのフロー」)

資料－４ 市民意識調査結果

１．蕨市「平成 23 年度市民意識調査報告書」調査結果

蕨市の重点施策 34 の中で、「ごみの減量とリサイクル」の施策は重要度が 6 番目と市民の方々の関心が高いことが示されています。また、満足度に関しては、4 番目であり施策の中では満足度が高い状況です。

２．戸田市「市民意識調査 第 10 回（平成 22 年度）」の調査結果

地域の生活環境に関するアンケートの中で、「ごみの回収」については、全体の 49.6%から、「非常に良い」「やや良い」と回答を得ており、他と比較して最も評価が高くなっています。

また、地域行事活動への参加に関するアンケートでは、全体の 28.8%から、ごみ集積所の清掃・リサイクルなどの環境活動に「よく参加する」「ある程度参加する」という回答を得ております。

一方で、力を入れてもらいたい施策についてのアンケートでは、全体の 6.8%が、「ごみ問題の対策」と回答しており、前回の平成 18 年度調査と比較すると高くなっております。

資料－５ ごみ処理基本計画策定等懇談会の状況

１．ごみ処理基本計画策定等懇談会委員名簿

ごみ処理基本計画策定等懇談会委員名簿

区 分	氏 名	職 名 等
蕨 市	原 恵一	蕨市廃棄物減量等推進審議会 委員
	植田 富美子	蕨市廃棄物減量等推進審議会 委員
	高田 れい子	蕨市廃棄物減量等推進審議会 委員
戸田市	稲垣 茂	戸田市環境衛生推進協議会 会長
	池田 一男	戸田市環境審議会 副会長
	高橋 峰子	戸田市環境審議会 委員
組 合	宮田 勝	蕨戸田衛生センター組合連絡協議会 会長
	桜井 スミ子	蕨戸田衛生センター組合連絡協議会 副会長 (戸田市向田町会自治会 会長)
	長沢 貞夫	蕨戸田衛生センター組合連絡協議会 副会長 (さいたま市南区辻 4・5・6 丁目自治協力会 会長)
	高橋 久夫	蕨戸田衛生センター組合連絡協議会 委員 (さいたま市南区内谷 6 丁目自治会 会長)

２．ごみ処理基本計画策定等懇談会開催状況

ごみ処理基本計画策定等懇談会の開催状況は下記のとおりです。

ごみ処理基本計画策定等懇談会開催状況

日時	開催日・開催場所	内 容
第 1 回	日時：平成 24 年 8 月 31 日(金) 時間：19 時～20 時 場所：蕨戸田衛生センター組合	①会長、副会長選出 ②会議の情報公開について ③懇談会の目的及び今後のスケジュールについて ④ごみ処理基本計画（概要版）について
第 2 回	日時：平成 24 年 9 月 12 日(水) 時間：19 時～20 時 30 分 場所：蕨戸田衛生センター組合	①会長挨拶 ②議題 1)会議録（議事録）の確認 2)ごみ処理基本計画（概要版）〈3 章まで〉の確認 ③その他
第 3 回	日時：平成 24 年 9 月 25 日(火) 時間：19 時～20 時 30 分 場所：蕨戸田衛生センター組合	①会長挨拶 ②議題 1)会議録（議事録）の確認 2)ごみ処理基本計画（概要版）〈4,5 章〉の確認 ③その他
第 4 回	日時：平成 24 年 10 月 11 日(木) 時間：19 時～20 時 30 分 場所：蕨戸田衛生センター組合	①会長挨拶 ②議題 1)会議録（議事録）の確認 2)ごみ処理基本計画策定等検討委員会への提言 の確認 ③その他

（「第 1 章 1.4 計画策定に至るまでのフロー」）

資料－６ ごみ処理基本計画策定等検討委員会名簿

（平成２３年度分、委 員）

団 体	所 属	職 名	氏 名	備 考
蕨 市	市民生活部	部長	今井 武	
	安全安心推進課	課長	北田 実	
		係長	鈴木 美紀子	
戸田市	市民生活部	部長	本間 幹雄	
	環境クリーン室	室長	細野 孝司	
		担当課長	新井 宣夫	
蕨戸田衛生 センター組合	事務局	局長	高島 松男	委員長
		次長	河合 悦治	
	総務課	総務課長	木村 和正	
	業務課	業務課長	斎川 弘之	
	施設課	施設課長	菅谷 智典	

（平成２３年度分、作業部会）

団 体	所 属	職 名	氏 名	備 考
蕨 市	安全安心推進課	係長	鈴木 美紀子	兼務
		主事	佐久間 晃	
戸田市	環境クリーン室	主幹	伊田 良久	
		主事	滝沢 歩	
蕨戸田衛生 センター組合	総務課	主事	石塚 千明	
	業務課	課長補佐	浅見 茂	
		係長	安藤 真二	
		主事	甲斐 基樹	
		技師	篠田 佳伸	
	施設課	係長	平間 重則	
		係長	河野 淳夫	
		技師	上嶋 拓	
		技師	君塚 和行	

（「第１章 1.4 計画策定に至るまでのフロー」）

（平成24年度分、委 員）

団 体	所 属	職 名	氏 名	備 考
蕨 市	市民生活部	部長	今井 武	
	安全安心推進課	課長	北田 実	
		係長	佐山 聡	
戸田市	市民生活部	部長	田島 幸雄	
	環境クリーン室	室長	新井 宣夫	
		担当課長	小山 吉幸	
蕨戸田衛生 センター組合	事務局	局長	高島 松男	委員長
		次長	河合 悦治	
	総務課	総務課長	木村 和正	
	業務課	業務課長	斎川 弘之	
	施設課	施設課長	菅谷 智典	

（平成24年度分、作業部会）

団 体	所 属	職 名	氏 名	備 考
蕨 市	安全安心推進課	係長	佐山 聡	兼 務
		主事	佐久間 晃	
戸田市	環境クリーン室	主幹	柴崎 五佐男	
		主事	滝沢 歩	
蕨戸田衛生 センター組合	総務課	主事	石塚 千明	
	業務課	課長補佐	浅見 茂	
		係長	安藤 真二	
		主事	甲斐 基樹	
		技師	篠田 佳伸	
	施設課	係長	平間 重則	
		係長	河野 淳夫	
		技師	上嶋 拓	
		技師	君塚 和行	

※1 ごみ処理基本計画策定等検討委員会は計10回開催

※2 ごみ処理基本計画作業部会は計6回開催

（「第1章 1.4 計画策定に至るまでのフロー」）

資料－７ 用 語 集

- ・ 計画収集量：市町村が計画処理区域内でごみ又はし尿を収集した量
- ・ 直接搬入量：ごみを排出者自らが中間処理施設に直接持ち込んだ量
- ・ 集団回収量：市町村による用具の貸出、補助金の交付等で市町村登録された住民団体によって回収され、リサイクル業者に引き渡した資源物の量
- ・ ごみ総排出量：ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量
- ・ ごみの総処理量：ごみの総処理量＝中間処理量＋直接最終処分量＋直接資源化量
- ・ 減量処理率（％）：減量処理率（％）＝〔（中間処理量）＋（直接資源化量）〕
÷（ごみの総処理量）×100
- ・ 家庭排出ごみ：生活から出されるごみ（家庭系ごみ）から、資源化されるごみ（集団回収量、資源ごみ、直接搬入ごみのうち資源として利用されるもの）を差し引いた量
- ・ 事業系ごみ：事業活動から出されるごみのうち一般廃棄物に該当するごみ
- ・ 総人口：調査対象年度の１０月１日における住民基本台帳での人口
（※日本の国籍を有しないもの（外国人）は総人口に含まれない）
平成２４年７月９日から外国人登録が住民基本台帳に統合され、総人口に含まれるようになった。
- ・ 計画収集人口：市町村の計画処理区域内で、ごみ又はし尿の収集を行っている人口。
- ・ 直接焼却量：収集されたごみが直接焼却施設へ搬入される量
- ・ 直接資源化量：中間処理施設を経ずに、再生業者等に直接搬入される量
- ・ 中間処理後再生利用量：資源ごみ、粗大ごみ等を処理したのち、鉄、アルミ等を回収し資源化した量。蕨戸田衛生センター組合では、現在、破碎されたごみや、破碎後焼却されたごみから鉄の回収を行っている。
- ・ 公共下水道人口：水洗便所から公共下水道に放流している人口
- ・ 浄化槽人口：みなし（単独処理）浄化槽人口、合併処理浄化槽人口、農業集落・漁業集落排水処理施設人口等、浄化槽を経て放流している対象人口